

平成 2 1 年度
大津市包括外部監査報告書

テーマⅠ 未収金について(収入未済額の管理を中心として)

テーマⅡ 貸付金について(制度の運用・管理状況)

大津市包括外部監査人

金子紀行

目 次	ページ
第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 監査対象として選定した特定の事件	1
3. 特定事件の選定理由	1
4. 実施した監査の方法	1
5. 補助者について	2
6. 利害関係	2
第2章 テーマ 未収金について(収入未済額の管理を中心として)	4
. 総括的事項	4
1. 監査の対象とした未収金の範囲	4
2. 未収金の推移	5
3. 未収金債権の性格	7
4. 意見	8
5. 「監査結果」及び「意見」一覧表	12
. 個別的検討事項	15
第1. 市税	15
第2. 総務部土地貸付収入	25
第3. 葬儀事業収入	27
第4. 障害者措置費負担金等	29
第5. 老人福祉措置費負担金	32
第6. 保育所運営費負担金	34
第7. 福祉子ども部その他雑入	38
第8. 児童クラブ保育料等	40
第9. 生活保護費返還金	43
第10. 国民健康保険料	48
第11. 老人保健返納金・加算金等	68
第12. 後期高齢者医療保険料	72
第13. 介護保険料	75
第14. 産業観光部その他雑入	87
第15. 市場使用料等	88
第16. 土地使用料	89
第17. 住宅使用料	90
第18. 雄琴駅周辺土地地区画整理事業清算徴収金	104
第19. 建設部その他雑入	105
第20. 公共下水道事業受益者負担金	106
第21. 下水道使用料	110
第22. 幼稚園保育料・入園手数料	114
第23. ケアセンターおおつ介護報酬収益等	117
第24. 大津市民病院医業収益等	121
第25. 大津市企業局水道料金等	140

第3章	テーマ	貸付金について(制度の運用・管理状況)	158
	. 総括的事項		158
	1 . 包括外部監査の対象とした貸付金 (大津市の貸付金概要)		158
	2 . 意見 (総括的事項)		160
	3 . 「監査結果」及び「意見」一覧表		163
	. 個別的検討事項		165
	第1 . 母子寡婦福祉資金貸付金		165
	第2 . 大津市公設地方卸売市場集荷奨励特別資金貸付		175
	大津市民病院及び大津市立介護老人保健施設		
	第3 . (ケアセンターおおつ) に対する短期資金の貸		177
	付		
	第4 . 住宅新築資金等貸付金		179
	第5 . 国民年金保険料貸付金		181
	大津市公設地方卸売市場卸売業者運営資金融		
	第6 . 資・大津市公設地方卸売市場仲卸業者等運営		183
	資金融資		
	第7 . 小規模企業者小口簡易資金融資制度		185
	第8 . 中小企業経営安定化資金融資制度		188
	第9 . 大津市勤労者住宅リフォーム資金貸付金		190
	第10 . 大津市勤労者教育資金貸付金		192
	第11 . 大津市水洗便所改造資金貸付金		194
	第12 . 大津市社会福祉施設等整備資金貸付金		196
	第13 . 大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付		198
	第14 . 大津市文化財保護資金貸付金		200

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2. 監査対象として選定した特定の事件

テーマ 未収金について(収入未済額の管理を中心として)

テーマ 貸付金について(制度の運用・管理状況)

監査対象期間 原則として平成20年度を監査対象としている。

3. 特定事件の選定理由

平成21年4月1日に大津市が中核市に移行したことに伴い、包括外部監査が実施される初年度であり、大津市行政全般にわたる包括的なテーマが適切と考え、各部局からその事務の概要のヒアリングを受け、広く市民から徴収される税・使用料等が適切に収納され、その管理事務が公平公正の観点から運営され、結果として最小の経費で最大の福祉を得られているか、という観点から未収金をとらえ、収入未済額の管理事務を検証した。また、同様に、債権管理という面から大津市が行っている貸付金制度について、制度の運用・管理状況を検証し、制度のあり方を検討した。

4. 実施した監査の方法

監査の要点

- ・関係諸法令に準拠して事務が行われているか
- ・収入事務は適切に行われているか
- ・収納未済額の管理は効率的・組織的に行われているか
- ・貸付金は制度の趣旨に則り運用されているか
- ・滞納に対する処置は公平公正に行われているか
- ・不納欠損処理は適時に、かつ、適法に行われているか

実施した監査手続

各部局の担当者・責任者への質問、提出された資料の分析、事務執行における関係法令及び諸規定への準拠性の検討、事務執行体制が組織的に、かつ適時に行われているか、関係証票の突合その他、外部監査人が必要と認めた手続を実施した。

5. 補助者について

大津市監査委員の協議を経て下記の者を監査補助者に選任し、その任に当たらせた。

公認会計士 4名 野口真一・松尾宏文・菱刈学・重森昭彦
事務補助者 2名

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、いずれも地方自治法第 252 条の 29 の規定に基づき記載すべき利害関係はない。

注：本報告書の金額表示について

本報告書の金額表示は原則として千円単位で記載しており、千円未満の端数は切り捨てている。そのため、文中や表における内訳金額を加減した場合、合計金額と一致しない箇所がある。

第2章 テーマ 未収金について(収入未済額の管理を中心として)

・総括的事項

1. 監査の対象とした未収金の範囲

包括外部監査の実施においては、すべての未収金をその対象として監査手続を実施した。監査対象一覧は下記のとおりである。 (単位：千円)

項目	平成20年度末残高	報告書項目名	報告書番号
総務部			
市税	3,270,201	市税	1
総務部土地貸付収入	4,151	総務部土地貸付収入	2
総務部その他雑入	54	報告書記載省略	
市民部			
事業収入	6,194	葬儀事業収入	3
福祉子ども部			
知的障害者措置費負担金	261	障害者措置費負担金等	4
身体障害者措置費負担金	1,091		
老人福祉措置費負担金	6,411	老人福祉措置費負担金	5
保育所運営費負担金	29,523	保育所運営費負担金	6
母子生活支援施設運営費負担金	2	報告書記載省略	
福祉子ども部その他雑入	4,172	福祉子ども部その他雑入	7
児童クラブ保育料	1,781	児童クラブ保育料等	8
児童クラブ登録手数料	10		
児童クラブ間食費負担金	412		
居宅介護等利用者使用料 他	87	報告書記載省略	
生活保護費返還金	195	生活保護費返還金	9
健康保険部			
国民年金貸付金元金収入	95	テーマ 貸付金参照	
国民健康保険料	1,723,113	国民健康保険料	10
老人保健加算金・返納金	21,860	老人保健返納金・加算金等	11
健康保険部その他雑入	1,120		
後期高齢者医療保険料	17,786	後期高齢者医療保険料	12
介護保険料	220,737	介護保険料	13

産業観光部			
温泉使用料	134	報告書記載省略	
産業観光部その他雑入	870	産業観光部その他雑入	14
競輪売店使用料等	233	報告書記載省略	
市場使用料等	3,660	市場使用料等	15
環境部			
廃棄物処理手数料	13	報告書記載省略	
都市計画部			
土地使用料	7,271	土地使用料	16
住宅使用料	80,585	住宅使用料	17
住宅新築資金等元利収入	19,331	テーマ 貸付金参照	
市営住宅ミニプラ負担金	130	報告書記載省略	
清算徴収金	1,470	雄琴駅周辺土地区画整理事業 清算徴収金	18
建設部			
建設部その他雑入	8,300	建設部その他雑入	19
公共下水道受益者負担金	4,570	公共下水道事業受益者負担金	20
下水道使用料	78,216	下水道使用料	21
教育委員会			
幼稚園保育料等	811	幼稚園保育料等	22
教育委員会その他雑入	1	報告書記載省略	
ケアセンターおおつ介護報酬収益 等	66,961	ケアセンターおおつ介護報酬 収益等	23
大津市民病院医業収益等	1,647,376	大津市民病院医業収益等	24
大津市企業局水道料金等	2,453,962	大津市企業局水道料金等	25
合計	9,683,170		

注1 一般会計、特別会計、公営企業会計の未収金を担当部局別に記載している。

2 国民健康保険料、介護保険料に含まれる返納金・加算金は個別検討事項

「第11．老人保健加算金・返納金等」に含めて検討している。

3 平成20年度末残高が500千円未満の項目については、個別検討事項

「第9．生活保護費返還金」を除き、報告書の記載を省略した。

4 貸付金関係は テーマ 貸付金について で報告する。

2. 未収金の推移

未収金の推移(次表)は、一般会計では市税をはじめ全体として減少傾向であるが、特別会計では国民健康保険料をはじめ全体として増加傾向である。

未収金の推移表

(単位：千円)

科目	年度	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		不納欠損額	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損額	収入未済額
市税		412,322	4,186,558	474,621	4,037,577	506,097	3,597,030	371,341	3,406,156	377,143	3,270,201
分担金および負担金		804	22,780	-	29,517	1,646	29,617	1,563	35,370	4,693	37,703
使用料及び手数料		2,132	84,251	2,260	90,489	2,923	90,161	2,412	87,190	396	90,696
財産収入		-	58	-	1,250	-	2,570	-	3,515	0	4,151
諸収入		43	24,515	48	25,344	-	26,379	94	32,831	4	34,273
一般会計合計		415,302	4,318,163	476,929	4,184,179	510,667	3,745,759	375,412	3,565,063	382,238	3,437,026
国民健康保険料		358,979	1,374,333	385,578	1,601,854	409,386	1,696,118	518,764	1,626,154	328,310	1,723,113
葬儀		-	3,086	-	4,024	-	4,899	-	5,856	-	6,194
競輪		-	-	-	233	-	233	-	233	-	233
下水道		10,696	128,913	11,558	133,749	22,108	116,143	27,978	90,120	12,991	82,786
老人保健		-	862	-	29,827	-	21,860	-	21,860	-	21,860
卸売市場		-	229	-	221	-	98	-	1,013	-	3,660
土地区画整理		-	0	-	4,392	-	3,421	-	2,447	-	1,470
介護保険		1,558	97,861	2,155	131,318	3,795	161,664	5,900	191,724	9,526	220,737
後期高齢者医療保険		(該当なし)								0	17,786
特別会計合計		371,233	1,605,287	399,292	1,905,622	435,290	2,004,441	552,643	1,939,411	350,829	2,077,843
水道事業		14,206	733,530	10,619	701,312	15,159	737,772	12,828	923,837	4,080	1,067,763
ガス事業(含：売掛金)		11,041	963,347	11,399	1,058,510	6,533	1,285,126	7,475	1,378,712	5,681	1,386,198
病院事業		8,764	1,552,634	12,051	1,671,478	16,711	1,655,536	3,951	1,794,656	1,114	1,647,376
介護老人保健施設事業		-	73,733	1,377	71,320	-	57,152	-	66,106	-	66,961
公営企業会計		34,011	3,323,244	35,446	3,502,620	38,404	3,735,586	24,255	4,163,311	10,877	4,168,300
合計		820,546	9,246,694	911,667	9,592,421	984,361	9,485,786	952,310	9,667,785	743,944	9,683,170

3. 未収金債権の性格

大津市が財産として管理している未収金は金銭債権である。債権はその発生原因により「公債権」と「私債権」に区分され、さらに公債権は強制徴収が可能かどうかで「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」に区分される。

金 銭 債 権	公債権	強制徴収公債権
		非強制徴収公債権
	私債権	

公債権は公法上の原因により発生する債権であるのに対し、私債権は私法上の原因（例えば、契約、不法行為等）により発生する。いいかえれば、私債権は当事者間の合意に基づいて発生するのに対し、公債権は行政庁の処分によって発生し、相手方の同意を必要とするものではない。

公債権のうち、強制徴収公債権は地方税の滞納処分の例により強制徴収できるものであるのに対し、非強制徴収公債権は滞納処分の例によることができないものである。

強制徴収公債権は、地方自治法の規定で次の5つに限定されている。

地方税 分担金 加入金 過料 法律で定める使用料その他の地方自治体の収入

具体例をあげるとすれば下記のとおりである。

地方税の滞納処分の例による処分	
できる（強制徴収公債権）	できない（非強制徴収公債権）
市税 下水道受益者負担金・下水道使用料 保育所保育料 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料 過料 等	生活保護費返還金 その他公債権 等

これら3種類の債権は、債権管理の方法及び時効制度等について取り扱いが異なるため、各所属において管轄する未収金が、そのどれに該当するのか認識し、その種類に応じた管理が必要になる。

たとえば、消滅時効に関しては、公債権は地方自治法により5年であるのに対し、私債権は民法の規定により原則10年である。ただし、民法、商法に規定する短期消滅時効に該当すれば、1年～5年が消滅時効となる。さらに、私債権では消滅時効が到来しても相手方が時効の主張をしなければ成立しない（時効の援用）ことになっている。

したがって、未収金を管理するには、

1. 公債権か私債権か？ 2. 強制徴収できるかどうか？ 3. 時効は何年か？

ということ未収金ごとに十分に認識する必要がある。

4. 意見（総括的事項）

（1）全庁的な取り組みについて

大津市の財政状況を考えた場合、未収金の回収は大きな意味を持つ。未収金は、いわば「埋蔵金」であり、全庁あげてその回収に努めれば、財政に大いに寄与するものである。

市税に関しては、納税課という徴収専門の課があるが、他の収入に関しては、担当所属内において、未収金の回収担当者が未収金以外の業務の傍らその事務を執行しており、ややもすると、未収金の回収業務は、日常業務の中において優先順位が低くなりがちである。限られた職員数で事務を行っていることは理解できるが、担当者任せになることなく管理職をはじめ全職員が未収金に留意することが必要である。そのため、債権管理に関する研修会を実施する等、組織を挙げて取り組まれない。

（2）収納方法の多様化について

未収金の管理以前のこととして、未収金の発生を未然に防止することが重要である。市民の生活様式の変化に伴い、大津市役所や金融機関の窓口での納付だけでは利用しにくい市民が増加している。そこで、収納方法の多様化を検討されたい。

口座振替制度の拡大

口座振替制度は従来から大津市においても実施しており、その普及拡大は収納率の向上に寄与するものである。特に大津市の場合は下記の13項目を1枚の「大津市市税等口座振替依頼書」で記入できるようになっている。

・市県民税（普通徴収） ・固定資産税 都市計画税 ・軽自動車税 ・国民健康保険料 ・後期高齢者医療保険料 ・介護保険料 ・市営住宅使用料 ・自動車駐車場使用料 ・水道ガス料金 下水道使用料 ・保育所保育料 ・児童クラブ保育料

（このほか、幼稚園保育料は独自の口座振替制度を行っている）

普及拡大の具体策として、担当部署がある1つの項目について市民に口座振替制度の勧奨をする時に、他の部署が扱っている項目も併せて口座振替にしてもらうよう勧奨するなど、積極的に取り組まれない。

コンビニエンスストアにおける収納等

口座振替制度に加え、時間や場所を選ばずに納税してもらえるような環境整備が必要である。大津市では、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料に関して、現在、コンビニエンスストアでの収納を検討中である。開発コスト等の初期費用や収納代行委託料をはじめとする運用費用という課題により、現在は導入されていないが、すでに大津市企業局では水道・ガス・下水道の使用料についてコンビニエンスストア収納を行っており、その成果を踏まえた上で、早期に全庁的な導入をされることが望ましい。

また、コンビニエンスストア収納以外の手法、たとえば、マルチペイメントネットワーク（MPN）の利用（天津市の公金収納システムをMPNに接続することにより、携帯電話や金融機関のATMなどを通じて納付が可能なシステム）や、クレジットカードの利用による収納の導入もあわせて検討すべきである。

（３）未収金管理マニュアルの整備について

未収金の発生状況を見た場合、恒常的に発生するものと臨時に発生するものがある。恒常的に発生するものについては担当部署でルールを作成して管理されているが、臨時に発生する未収金については、未収金が発生してからその対応を検討されている。

そこで、まず、一般的・網羅的な未収金管理マニュアルを作成して全庁に周知されたい。また、恒常的に発生するものについては、各担当部署で一般的なマニュアルに加えて、当該未収金に対応する個別マニュアルを作成し、事務の効率性の向上を図られたい。

（４）未収金管理の集約化について

未収金の管理事務はその所管部署で個々に行われているが、今後、中期的な観点で部課を超えた事務の集約化（情報の共有化・事務の一元化・連絡会議の設置等）を検討されたい。

まず検討すべきは、情報の共有化である。未収金のうち、強制徴収公債権である市税、下水道受益者負担金・下水道使用料、保育所保育料、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料等は、「名寄せ」を行い、未収金の種類・金額・督促状況・財産調査・滞納処分等の情報を集約することで情報を共有化することが可能と考える。

このことで、ひとつの部署が滞納処分を検討する際に、他の部署との連携が可能になる。特に、市税の徴収専門の部署である納税課では、市税に関する強制徴収等、収納事務に関して蓄積されたノウハウがあり、そのノウハウを他の部署で活用することが可能となる。

次の段階として、債権回収事務の一元化である。これまで、各担当部署で行っていた納付指導、財産調査や滞納処分等を新たに設置する組織で一元的に行うことにより、事務の効率化が図れるものと思われる。

他方、非強制徴収公債権・私債権については、債権の性格・時効期間等により対応が異なるものの、基本となる法規（地方自治法、民法、商法）や条例・規則は同じである。高度な法律知識が必要とされる場合や、顧問弁護士に相談するケースもあると思われるが、各担当部署の担当者がすべて精通しているとは限らず、その結果、時宜を逸した対応になることが危惧される。そこで、庁内に、未収金連絡会議を設置し、月１回程度定期的に会議を行い、顧問弁護士等を交え、情報と知識の交換を行うことも有効と思われる。

さらに、その進化形として、連絡会議を組織化し、強制徴収公債権以外の債権を一括して管理する組織（たとえば「債権管理課」）を設置することも考えられる。未収金の発生当初は所管部署で対応するが、長期化したり特殊要因が発生して回収が困難になってきた未収金をその組織に移管し、一元的に対応することも検討されたい。

なお、「地方行財政調査会」が「都市の債権回収に関する調べ（平成 21 年 5 月 1 日現在）」を行っており、貴重なデータがあるので以下にその抜粋を掲載する。

参考資料 地方行財政調査会実施 都市の債権回収に関する調べ

（平成 21 年 5 月 1 日現在）より抜粋 対象都市：112 回答都市：108

- 1 市税と市税以外の債権情報共有化の有無
共有化 39.82% 検討中 12.03% ない(検討もしていない)48.15%
- 2 市税と情報共有している債権（複数回答）
国民健康保険料が最多。以下、介護保険料、保育料、後期高齢者医療保険料、下水道受益者負担金等
- 3 市税との情報共有の方法（複数回答）
「債務者ごとに名寄せを作成」、「情報を集約・管理する所管課を定めている」、「連絡会議等を設置・開催して情報交換を行っている」の順が多い。
- 4 名寄せの作成管理方法（複数回答）
システムによるデータ通信が最も多く、内容は債権の種類、債権の内容、督促・面談等の記録、納付計画・納付状況、財産調査の内容の順が多い
- 5 債権情報の共有に関する法的課題と対応方法
守秘義務や個人情報保護法の関係で、強制徴収公債権は問題ないとしている団体が多いが、それ以外の債権については考え方・対応はさまざま。
- 6 債権回収を一元化して行う組織の有無
ある 25.00% 検討中 18.52% ない(検討もしていない) 56.48%
- 7 債権回収を一元化して行う組織の業務内容（複数回答）
財産調査の実施、差押・公売・取立の実施、事案に応じた管理・回収方法の選択・決定の順が多い。
- 8 回収を一元化して行う債権の種類（複数回答）
国民健康保険料、市税、保育料、介護保険料の順が多い。
- 9 一元化の効果
・税の滞納処分のノウハウを活用できる。

- ・各所管の対応の差が明らかとなり修正が可能となった。
- ・公金の収入未済額の縮減
- ・事務の効率化 等

10 その他債権回収強化の取組（複数回答）

a . 債権管理条例の制定	11
b . 債権管理に関する事務取扱基準の制定（規則など）	11
c . 債権管理に関する事務取扱基準の制定（内規・マニュアルなど）	24
d . 口座振替の促進	94
e . コンビニエンスストア収納	75
f . マルチペイメント（ペイジー）	11
g . インターネット公売	85
h . 電話催告の民間委託	36
i . 債権回収会社または弁護士への委託	12
j . 回収ノウハウの提供・研修	52
k . その他	34

（５）債権管理条例について

私債権に属する未収金は、消滅時効が到来しても時効の援用、つまり債務者が時効を主張しない限り時効が完成せず、債権が消滅しない。債務者が行方不明である場合など明らかに回収不能であるにもかかわらず、厳格な手続きと議会承認を得なければ債権放棄できず、結果として回収できない未収金が決算書に溜まってしまうことになる。

大津市民病院の診療報酬に関して平成 20 年 4 月 1 日から施行されている「大津市病院事業の設置等に関する条例」第 6 条（診療費用等に係る債権の放棄）について、大津市議会と十分協議のうえ、他の私債権に拡大することにつき、検討されたい。

5. 「監査結果」及び「意見」一覧表

第2章 未収金について(収入未済額の管理を中心として)に記載した「監査結果」及び「意見」(総括的事項及び個別検討事項)の一覧表を以下に掲げる。

番号	項目名	監査結果	意見
総括的事項	総括的事項	-	(1)全庁的な取り組みについて (2)収納方法の多様化について (3)未収金管理マニュアルの整備について (4)未収金管理の集約化について (5)債権管理条例について
第1	市税	-	(1)口座振替の普及拡大について
第2	総務部土地貸付収入	-	(1)回収可能性について
第3	葬儀事業収入	(1)回収不能債権の処理について	(1)納付書の発行について
第4	障害者措置費負担金等	-	(1)不納欠損処理の時期について
第5	老人福祉措置費負担金	-	(1)不納欠損処理について
第6	保育所運営費負担金	(1)滞納処分について (2)不納欠損処理について	(1)債権管理システムの整備
第7	福祉子ども部その他雑入	-	(1)不納欠損処理について
第8	児童クラブ保育料等	(1)不納欠損処理について	-

番号	項目名	監査結果	意見
第 9	生活保護費返還金	(1) 生活保護費返還金の未収計上漏れについて	(1) 不納欠損処理について
第 1 0	国民健康保険料	(1) 催告停止措置について (2) 時効計算について (3) 時効中断の書類の不備について (4) 滞納処分の対象について (5) 現年分の優先収納	(1) 長期滞納債権の検討及びシステムの整備 (2) 行方不明者の取扱い (3) 不納欠損処理の履歴について (4) 夜間や休日の納付相談について (5) 調整交付金減額の回避 (6) 収納体制の整備
第 1 1	老人保健返納金・加算金等	(1) 不納欠損処理について	-
第 1 2	後期高齢者医療保険料	-	-
第 1 3	介護保険料	(1) 不納欠損処理について (2) 保険給付の制限に対する姿勢 (3) 督促体制について (4) 滞納処分について	(1) 普通徴収の効率化について
第 1 4	産業観光部その他雑入	-	(1) 回収可能性について
第 1 5	市場使用料等	-	-
第 1 6	土地使用料	(1) 不納欠損処理について	-
第 1 7	住宅使用料	-	(1) 滞納家賃の回収業務 (2) 連帯保証人の機能について (3) 口座振替の促進について

番号	項目名	監査結果	意見
第18	雄琴駅周辺土地区画整理事業清算徴収金	-	-
第19	建設部その他雑入	-	(1)回収可能性について
第20	公共下水道事業受益者負担金	-	(1)時効の中断手続について
第21	下水道使用料	-	-
第22	幼稚園保育料・入園手数料	(1)不納欠損処理について	(1)納付書の交付方法について (2)未納に対する早期対応について
第23	ケアセンターおおつ介護報酬収益等	(1)決算書と明細書の差額について	(1)不納欠損処理について
第24	大津市民病院医業収益等	(1)医業未収金の不明差額について(医業未収金) (2)個人未収金台帳の保存(医業未収金) (3)不納欠損処理について(医業未収金)	(1)未収金計上における内部統制(医業未収金) (2)個人未収金の催告書の発送について(医業未収金) (3)未収金回収スタッフの定着化ならびに組織化(医業未収金) (4)内容証明書の送付について(医業未収金) (5)個人未収金の回収可能性について(医業未収金) (6)医業外未収金の回収可能性について
第25	大津市企業局水道料金等	(1)未収金残高の不明差異について	(1)水道債権の不納欠損処理について (2)簿外債権の取扱いについて (3)職員の退職手当返納に係る未収金について

．個別的検討事項

第 1 ．市税

1 ．担当部署 総務部 納税課

2 ．未収金の内容及び概要

(1) 未収金の内容

大津市が取り扱う税は、個人市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・入湯税・事業所税・都市計画税であり、これら市税の徴収に関する事務を納税課で行っている。

また、主な税目の課税・徴収方法は以下のとおりである。

方式 税目	課税方式		徴収方法		
	申告	賦課課税	普通徴収	特別徴収	申告納付
個人市県民税	×				×
法人市民税		×	×	×	
固定資産税・都市計画税	×			×	×
軽自動車税	×			×	×
事業所税		×	×	×	

課税方式 申告・・・納税義務者が大津市に申告書を提出することにより課税

賦課課税・・・大津市が納税義務者に税額を賦課することにより課税

徴収方法 普通徴収・・・大津市が納税義務者に納税通知書を送付して徴収する方法

特別徴収・・・給与や年金の支払者（特別徴収義務者）が納税義務者に支払うべき給与や年金から差し引いて納付する方法

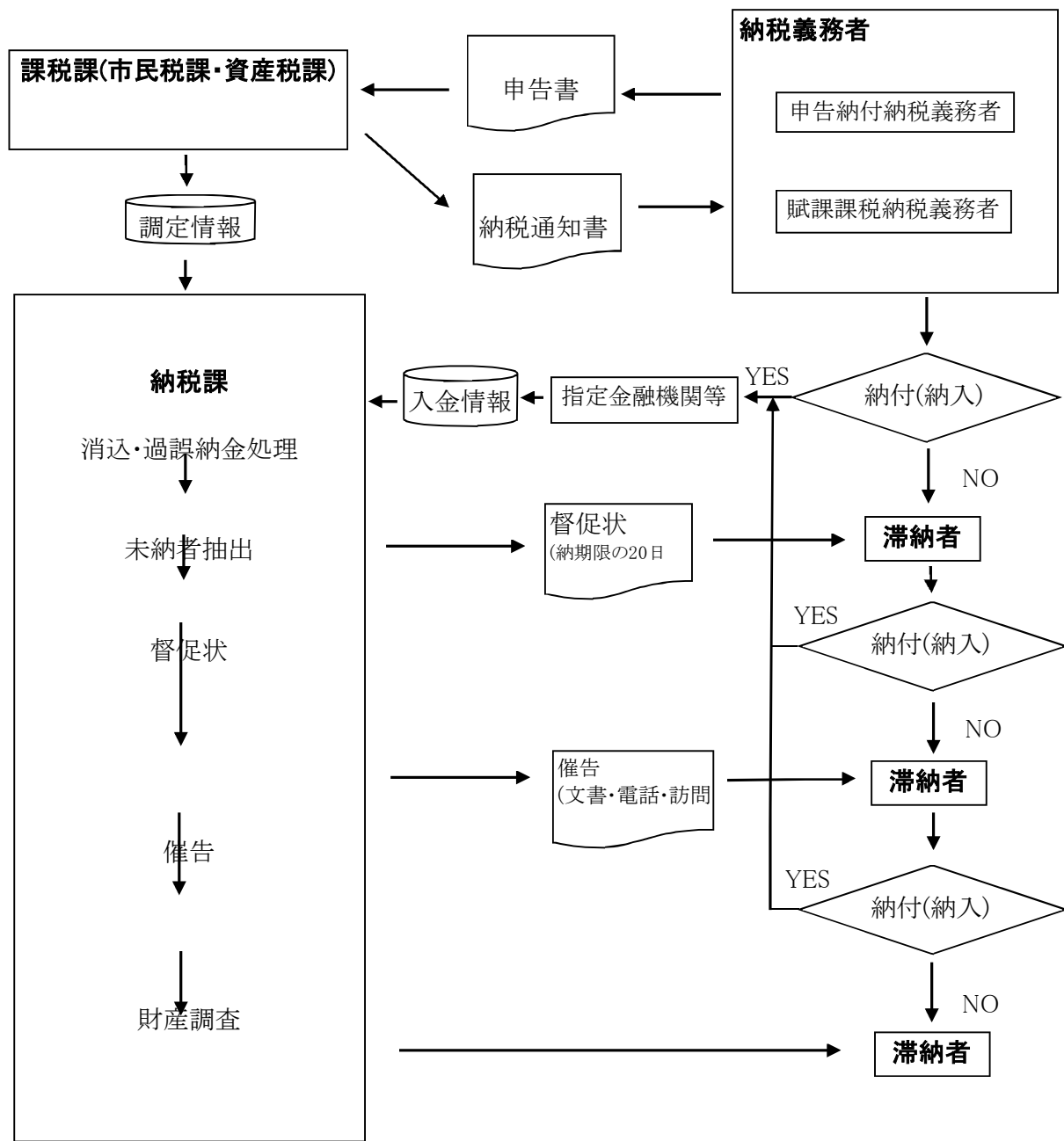
申告納付・・・納税義務者が作成した申告書に基づき納付する方法

また、市税債権の性質は、地方税法による強制徴収公債権で、消滅時効は5年である。

(2) 徴収事務の流れ（詳細は次ページ事務フローを参照）

- 1 ．申告受付・調定・賦課決定
- 2 ．納税通知書発送
- 3 ．収納確認
- 4 ．督促状発送
- 5 ．催告
- 6 ．財産調査
- 7 ．滞納処分(差押・換価等)
- 8 ．滞納処分停止・不納欠損

市税未納者に関する事務フロー



(3) 未収金の状況

未収金の年度別発生・回収及び残高の状況(全税目合計)

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調定額	45,564,904	46,073,549	50,002,244	54,827,987	55,655,022
収入済額	40,982,578	41,582,704	45,927,229	51,079,016	52,068,123
収納率	89.94%	90.25%	91.85%	93.2%	93.6%
不納欠損額	412,322	474,621	506,097	371,342	377,144
収入未済額	4,186,558	4,037,577	3,597,030	3,406,156	3,270,202

各年度別収納率及び滞納繰越増減額

(単位:%、千円)

	現 年 分	繰 越 分	合 計	繰越額(増減)分	次年度繰越額
平成 元年	98.96	33.61	97.29	7,557	932,815
平成 2 年	97.43	33.01	95.91	683,685	1,616,500
平成 3 年	97.81	43.58	95.78	146,113	1,762,613
平成 4 年	97.66	21.37	94.68	619,591	2,382,204
平成 5 年	97.51	30.42	94.00	291,376	2,673,580
平成 6 年	97.77	29.66	93.65	3,904	2,677,484
平成 7 年	97.65	26.68	93.54	200,007	2,877,491
平成 8 年	97.66	21.94	93.18	256,410	3,133,901
平成 9 年	97.70	15.25	92.62	543,385	3,677,286
平成 10 年	97.85	13.13	91.69	226,818	3,904,104
平成 11 年	97.58	21.41	91.65	23,776	3,927,880
平成 12 年	97.76	12.85	90.90	116,331	4,044,211
平成 13 年	97.90	12.71	90.86	191,180	4,235,391
平成 14 年	97.80	10.77	90.08	241,544	4,476,935
平成 15 年	98.07	11.35	89.61	5,987	4,482,922
平成 16 年	98.34	12.79	89.94	296,364	4,186,558
平成 17 年	98.32	14.79	90.25	148,980	4,037,578
平成 18 年	98.67	13.99	91.85	440,548	3,597,030
平成 19 年	98.51	16.88	93.16	190,874	3,406,156
平成 20 年	98.42	18.34	93.56	135,955	3,270,201

未収金の残高は過去 5 年間、毎年減少している。また、収納率も改善傾向にある。

平成 17 年度は繰越滞納額の減少幅が少なくなっているが、これは平成 18 年 3 月 20 日に旧志賀町と合併した際に、旧志賀町の繰越滞納額約 3 億 1 千万円を引き継いだ上での減少額であり、大津市そのものの滞納額は同年度も大幅に減少している。

これは、平成 15 年度において、それまで増加の一途をたどっていた未収額を整理するために、収納対策監を配置するなどして「待ちの姿勢」から「攻めの姿勢」に転じたことによるものであると思われる。

平成 20 年度末未収金の税目別残高および発生年度別内訳

(単位：千円)

	平成 20 年度 収入未済額	平成 20 年度末収入未済額の発生年度別内訳					
		平成 15 年 度以前	平成 16 年度	平成 17 年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
個人市 県民税	1,153,965	214,954	65,777	85,361	120,722	244,197	422,957
法人市 民税	82,892	12,044	5,404	10,019	10,165	10,974	34,283
固定資 産税	1,624,477	682,313	123,845	149,034	140,904	182,083	346,295
軽自動 車税	49,150	3,210	5,891	6,777	8,197	10,269	14,804
特別土 地保有 税	43,727	43,727	-	-	-	-	-
事業所 税	5,666	該当なし				-	5,666
都市計 画税	310,321	137,303	24,206	28,954	25,124	32,442	62,290
合計	3,270,201	1,093,553	225,123	280,147	305,115	479,962	886,299

平成 15 年度以前の未収金が全体の約 1/3 を占めており、前項で述べた収納率が悪かった時期の影響がみられる。

未収金の期別累計の推移

(単位：件)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
個人市県民税	57,458	62,216	63,626	66,446	68,411
法人市民税	712	666	614	637	594
固定資産税・都市計画税	48,191	54,829	54,015	51,562	51,394
軽自動車税	14,192	15,222	15,949	16,015	15,522
特別土地保有税	13	31	25	21	11
事業所税	該当なし			1	8
合計	120,566	132,964	134,229	134,692	136,030

平成 21 年 6 月 8 日現在名寄滞納額リスト

(単位：人、千円)

金額区分	人数	滞納額（県民税を含む）	一人当たり滞納額
300 万円以上	93	1,114,323	11,981
100 万円以上 300 万円未満	304	479,111	1,576
50 万円以上 100 万円未満	713	488,345	684
10 万円以上 50 万円未満	6,011	1,310,125	217
10 万円未満	11,190	408,272	36
合計	18,311	3,800,178	207

未収金の件数は金額に反して増加傾向にある。これは、近年の景気後退に伴い、個人市県民税の未収が増えていることに起因する。このことは、名寄滞納額別リストをみてもその傾向が表れている。また、平成 19 年度の税源移譲に伴う少額納税者の増加もその一因である。

他の中核市との比較

次表の他の中核市との比較表により分析すると、平成 20 年度に中核市であった 39 市に大津市を加えた 40 市のうち、現計予算額の規模からみると、40 市のうち上位から 27 番目であり、収入歩合からみると、40 市のうち上位から 19 番目となっている。

中核市 税収納状況比較表

地方行財政調査会 調べ

(単位：千円、千円未満四捨五入)

市名	現 計 予 算 額			調 定 額			収 入 額			収入歩合(%)		
	20年度	19年度	18年度	20年度	19年度	18年度	20年度	19年度	18年度	20年度	19年度	18年度
函 館	33,853,000	34,011,000	31,942,748	36,891,562	36,685,025	34,422,436	33,151,317	33,247,219	31,334,390	89.9	90.6	91.0
旭 川	41,900,000	41,500,000	38,400,000	45,383,555	45,259,038	42,491,648	40,152,054	40,381,545	37,753,175	88.5	89.2	88.8
青 森	36,582,050	36,711,645	33,623,684	39,245,365	39,149,096	37,044,739	35,640,071	35,696,468	33,608,339	90.8	91.2	90.7
盛 岡	42,645,130	43,184,881		46,391,272	46,447,616		41,783,620	42,024,691		90.1	90.5	
秋 田	46,953,516	47,038,859	43,457,454	50,497,146	50,547,183	46,733,734	45,862,199	46,009,640	42,447,122	90.8	91.0	90.8
郡 山	49,817,453	49,730,832	45,643,735	55,374,934	54,983,766	51,079,866	49,423,481	49,277,304	45,677,753	89.3	89.6	89.4
いわき	49,768,836	49,648,607	45,495,240	54,856,148	54,088,191	50,594,187	48,618,933	48,082,962	44,627,386	88.6	88.9	88.2
宇都宮	95,847,800	96,019,700	84,687,022	102,053,912	104,462,485	93,004,595	93,141,868	95,537,579	84,432,420	91.3	91.5	90.8
川 越	54,920,191	54,295,105	50,390,036	58,976,938	58,932,420	56,057,888	53,183,686	53,240,829	50,001,895	90.2	90.3	89.2
船 橋	95,190,100	94,000,100	85,900,100	101,697,508	100,625,870	93,038,325	92,847,623	91,848,585	83,451,557	91.3	91.3	89.7
柏	63,805,000	62,951,000		70,030,008	69,663,556		62,548,997	62,046,575		89.3	89.1	
横須賀	67,612,898	66,080,876	64,319,427	72,346,022	71,010,546	69,298,631	65,970,523	64,741,259	62,830,318	91.2	91.2	90.7
相模原	115,700,000	115,620,000	102,000,000	120,810,514	120,660,696	107,225,009	111,920,785	112,090,607	99,245,614	92.6	92.9	92.6
富 山	72,324,542	73,141,348	66,523,353	77,829,318	77,984,726	72,753,906	70,287,517	70,156,636	65,280,646	90.3	90.0	89.7
金 沢	82,486,420	81,143,690	76,558,290	87,268,287	86,728,102	82,080,806	80,165,320	79,918,405	74,915,597	91.9	92.1	91.3
長 野	60,641,000	59,931,000	54,210,000	63,862,556	63,384,219	58,475,366	59,315,296	58,950,955	54,067,796	92.9	93.0	92.5
岐 阜	66,516,891	65,553,237	59,505,784	76,757,594	74,536,721	70,932,495	67,440,822	65,509,830	62,088,720	87.9	87.9	87.5
豊 橋	65,200,000	65,000,000	60,200,000	70,446,812	70,283,399	66,215,029	63,590,667	63,536,039	59,881,324	90.3	90.4	90.4
岡 崎	68,075,418	66,657,716	61,607,636	72,430,691	71,852,061	65,651,739	66,740,407	66,043,436	60,235,105	92.1	91.9	91.7
豊 田	117,835,347	128,924,541	115,647,269	122,987,247	133,419,845	119,846,009	116,400,737	127,040,141	113,740,348	94.6	95.2	94.9
高 槻	50,703,963	53,310,619	46,865,503	53,411,239	53,468,784	51,214,916	49,251,150	49,380,620	45,652,521	92.2	92.4	89.1
東大阪	79,912,000	80,067,000	74,958,000	85,717,921	86,327,516	81,635,067	77,361,072	78,273,470	73,615,003	90.3	90.7	90.2
姫 路	97,100,000	97,300,000	89,300,000	101,882,420	101,839,228	97,232,667	94,003,698	93,998,849	89,337,906	92.3	92.3	91.9
西 宮	83,909,602	82,017,349		90,487,026	89,031,506		82,161,641	80,451,169		90.8	90.4	
奈 良	54,565,234	55,213,258	52,228,621	59,969,100	60,481,181	58,504,167	52,819,345	52,917,404	50,829,138	88.1	87.5	86.9
和歌山	62,257,318	60,071,710	58,396,228	68,619,459	66,136,959	65,787,025	61,920,967	58,903,634	57,584,069	90.2	89.1	87.5
岡 山	112,317,460	111,576,805	102,816,931	121,021,674	120,227,457	111,802,467	110,794,598	109,831,958	101,135,269	91.5	91.4	90.5
倉 敷	86,515,770	85,422,527	80,637,860	92,231,032	91,198,427	85,713,453	85,443,062	84,551,405	79,625,293	92.6	92.7	92.9
福 山	80,554,683	80,667,449	75,737,874	84,838,050	84,555,513	79,608,017	79,604,995	79,362,523	74,669,973	93.8	93.9	93.8
下 関	36,038,801	36,020,341	33,801,437	40,282,842	40,282,075	38,164,265	36,062,712	35,512,525	33,181,169	89.5	88.2	86.9
高 松	65,900,000	66,100,000	61,700,000	70,677,707	71,097,772	67,041,095	64,815,856	65,401,534	61,117,864	91.7	92.0	91.2
松 山	66,910,000	64,820,360	61,799,000	73,058,696	73,176,511	68,732,226	66,198,947	66,217,526	61,730,651	90.6	90.5	89.8
高 知	47,300,020	46,319,010	43,373,800	51,079,898	49,601,543	46,683,141	46,536,577	45,151,237	42,403,010	91.1	91.0	90.8
久留米	38,683,003	38,828,003		44,353,913	44,654,266		38,202,287	38,591,962		86.1	86.4	
長 崎	55,820,135	55,489,730	51,408,234	60,680,665	60,206,230	56,292,317	54,413,522	54,202,947	50,379,061	89.7	90.0	89.5
熊 本	93,014,260	92,067,020	85,815,804	99,048,325	99,002,392	92,969,353	88,886,827	88,959,458	83,706,903	89.7	89.9	90.0
大 分	80,551,925	80,312,489	75,690,230	84,451,904	84,520,211	79,564,815	78,906,535	78,899,934	73,964,178	93.4	93.4	93.0
宮 崎	47,720,357	47,125,510	43,254,001	51,830,884	51,257,273	47,430,635	46,777,123	46,410,254	42,478,175	90.2	90.5	89.6
鹿児島	83,895,666	83,783,486	77,818,410	90,959,389	90,514,421	84,711,139	82,277,133	81,833,805	76,378,478	90.5	90.4	90.2
合 計	2,651,345,789	2,647,656,803	2,235,713,711	2,850,739,533	2,848,283,826	2,430,033,173	2,594,623,970	2,594,232,919	2,203,408,166	91.0	91.2	90.7
大津市	51,367,000	50,642,023	45,388,000	55,666,379	54,867,159	50,020,256	50,549,891	49,899,793	44,802,016	90.8	90.9	89.6

注 盛岡・柏・西宮・久留米 は20年度から中核市に移行したため、18年度の係数は記載していない。

(4) 収納管理の状況

人員体制

納税課の人員体制は、収納対策監、管理監、参事、副参事、職員、嘱託、臨時職員を合わせて合計 34 名（うち 3 名は休職中）配置されており、幹部職員においては当該事務の通算履歴が 10 年を超える職員が 3 名と、手厚い体制となっている。

滞納処分の実績

平成 20 年度以前過去 3 年間の滞納処分の実績は次表のとおりとなっている。

（単位：千円、件）

区分		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
差押	不動産	172,649	206	318,173	340	218,290	372
	電話加入権	156	1	0	0	-	0
	動産	-	0	0	0	300	1
	給与	4,795	30	16,407	27	10,166	25
	その他債権	337,551	226	304,813	353	245,859	615
	計	515,152	463	639,395	720	474,616	1,013
参加差押	不動産	113,150	47	143,128	83	27,694	54
	電話加入権	815	7	682	1	148	1
	動産	-	0	-	0	-	0
	給与	-	0	-	0	-	0
	その他債権	-	0	-	0	-	0
	計	113,966	54	143,810	84	27,842	55
交付要求	競売	387,073	119	240,703	125	141,543	133
	強制競売	2,634	11	10,185	9	2,416	8
	破産	18,678	61	28,676	71	50,262	103
	公売	-	0	4,390	1	-	0
	合計	408,386	191	283,956	206	194,221	244

差押・・・滞納者の特定の財産の処分を禁止し、換価できる状態にしておく
行政上の強制的な処分

参加差押・滞納者の特定の財産に対して、既に他の行政機関によって滞納処

分または差押がされているときに、その手続に参加して配当を求め、あるいは、他の行政機関の差押が換価されることなく解除された時は参加差押をした時点にさかのぼって差押の効力が生じる手続

交付要求・滞納者の財産に強制換価手続が開始された場合に、その強制換価手続の執行機関に対して換価代金の配当を求める手続

従来、滞納処分対象の割合が高かった電話加入権は、現在では換価が困難となっており、代わって、その他債権に含まれる預貯金に力を置いている。さらに、近年では生命保険契約も範囲に含めて滞納処分している。

不納欠損処理の状況

平成 20 年度以前過去 3 年間の各年度別の不納欠損処理の実績は次表のとおりである。

不納欠損処理は、現在、整理 3 係がその事務を担当し、2 名の正規職員でその任にあっているが、執行停止をすれば、実態調査が必要となり、機動力が伴うことから、不納欠損が進まない要因となっている。

不納欠損総括表

(単位：件、千円)

平成18年度				該当条項別の内訳					
				法第18条第1項 (5年経過による消滅 時効)		法第15条の7第4項 (停止後3年経過によ る消滅) 1		法第15条の7第5項 (停止により直ちに 消滅) 2	
税目/区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
市民税	普通徴収(個人)	5,566	92,909	4,745	77,539	656	13,525	165	1,843
	特別徴収(個人)	623	12,416	391	2,163	0	-	232	10,252
	法人	84	8,590	44	5,136	0	-	40	3,453
	小計	6,273	113,916	5,180	84,840	656	13,525	437	15,550
固定資産	土地家屋	4,458	256,541	3,220	50,318	432	22,831	806	183,391
	償却資産	4,458	62,330	3,220	12,431	432	5,548	806	44,350
	小計	4,458	318,871	3,220	62,750	432	28,380	806	227,741
	都市計画税	4,458	64,156	3,220	12,692	432	5,765	806	45,698
	軽自動車税	1,754	4,959	1,633	4,547	103	351	18	60
	特別土地保有税	4	4,193	1	2,936	0	-	3	1,257
	合計	12,489	506,097	10,034	167,766	1,191	48,023	1,264	290,308

平成19年度

税目/区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
市民税	普通徴収(個人)	5,500	89,477	4,227	48,498	647	17,193	626	23,785
	特別徴収(個人)	480	4,740	321	1,464	0	-	159	3,275
	法人	85	6,260	64	3,973	0	-	21	2,286
	小計	6,065	100,477	4,612	53,937	647	17,193	806	29,347
固定資産	土地家屋	4,321	169,245	2,408	37,709	613	43,997	1,300	87,538
	償却資産	4,321	40,760	2,408	9,064	613	10,609	1,300	21,086
	小計	4,321	210,006	2,408	46,774	613	54,606	1,300	108,624
	都市計画税	4,321	42,377	2,408	9,428	613	11,149	1,300	21,799
	軽自動車税	1,594	4,519	1,336	3,742	126	440	132	336
	特別土地保有税	1	13,960	0	-	0	-	1	13,960
	合計	11,981	371,341	8,356	113,883	1,386	832,389	2,239	174,068

平成20年度

税目/区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
市民税	普通徴収(個人)	4,689	178,142	3,871	39,526	672	14,107	146	124,508
	特別徴収(個人)	264	2,670	223	1,061	0	-	41	1,609
	法人	49	2,753	41	2,348	0	-	8	405
	小計	5,002	183,567	4,135	42,935	672	14,107	195	126,523
固定資産	土地家屋	2,687	72,578	1,522	17,205	749	37,427	416	17,945
	償却資産	2,687	17,445	1,522	4,190	749	8,975	416	4,279
	小計	2,687	90,023	1,522	21,395	749	46,403	416	22,224
	都市計画税	2,687	18,082	1,522	4,243	749	9,447	416	4,392
	軽自動車税	1,920	5,613	1,727	4,919	121	451	72	242
	特別土地保有税	10	79,856	0	-	0	-	10	79,856
	合計	9,619	377,143	7,384	73,493	1,542	70,410	693	233,239

注 滞納処分をすることができる財産が無い、又は滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合等の理由で滞納処分の執行を停止した場合で、1は「執行の停止から停止理由が3年間継続したもの」で、2は「執行の停止時において徴収不能が明らかであるもの」である。

(5) 口座振替制度の利用状況

大津市では、個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の3項目に関して、国民健康保険料をはじめとする他の公共料金等とともに「大津市市税等口座振替制度」による収納を行っている。

市税に関する口座振替利用実績は以下のとおりである。

税目	平成 19 年度		平成 20 年度	
	件数比率	金額比率	件数比率	金額比率
市県民税普通徴収	9.97%	23.69%	10.06%	24.17%
固定資産税・都市計画税	20.25%	24.25%	20.04%	24.33%
軽自動車税	12.48%	11.63%	12.08%	11.39%
合計	15.54%	23.93%	15.43%	24.13%

（上記比率は調定件数・金額に占める口座振替件数・金額である）

口座振替制度は収納率を高める非常に有効な手段であり、普及率向上に努めているところである。また、コンビニエンスストアでの収納を可能にする制度も検討中である。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 口座振替の普及拡大について

口座振替制度は既述のとおり収納率向上の有効な手段であるが、その普及率は低調である。特に大津市の口座振替制度は、市県民税をはじめ、13項目の税などを1枚の依頼書で申込することが可能となっているので、納税課のみならず、関係各部署が一致協力して、市民等とコンタクトする際に、積極的に勧奨を行い、その普及拡大に努められたい。特に、軽自動車税における総排気量 50cc 以下の原動機付自転車は、年税額が 1,000 円と少額であり、かつ、転居した際の変更登録も行われることが少ないので、未納になるケースが多いものの、費用対効果の観点から追求しづらい面もあると思われる。バイクの販売業者に協力を求め、初期登録の際に口座振替制度を利用してもらうことを工夫すべきである。

第 2 . 総務部土地貸付収入

1 . 担当部署 総務部 管財課

2 . 未収金の内容及び概要

(1) 未収金の内容

大津市が所有する普通財産の土地を他の官公庁や市民等に貸し付けていることによる貸付収入である。貸付件数は 73 件（関西電力・N T T 等の電柱等を除く）であり、その内、1 件が未収となっている。

なお、本債権は私法上の債権であり、消滅時効は 5 年である。

(2) 未収金の状況

未収金の発生状況 該当者 1 件

平成 18 年度分	980 千円
平成 19 年度分	1,585 千円
<u>平成 20 年度分</u>	<u>1,585 千円</u>
平成 20 年度末残高	4,151 千円

(3) 収納への対応

平成 18 年度に発生した滞納について、滞納当初より債務者と交渉を重ね、平成 20 年 7 月から平成 21 年 12 月までに 13 回にわたり合計 1,189 千円を回収したが、新規発生のほうが多く、未収金が漸増している。債務者は債務を認識しており、平成 21 年 3 月 31 日付で分割弁済を誓約する文書も受領している。それによれば、平成 21 年度中に 2,623 千円を支払う約束をしているが、現状では 500 千円の入金のみである。これまで、3 年ごとに契約を更新し、賃貸料の改定を行ってきたところであるが、本年度末でその期限が到来することもあり、誓約どおりの履行がされないときには平成 21 年度末をもって本件土地賃貸借契約を解除する旨の通知書を平成 21 年 12 月 10 日付で債務者に交付している。

(4) 収入計上されていない未収賃料

上記未収金とは別に、大津市の土地を貸し付けているものの、相手方が賃貸借契約の更新に応じず、平成 19 年度以降の収入を調定しないまま今日に至っているものがあったが、平成 21 年 4 月に大津市が申し立てを行った民事調停の結果、平成 21 年 10 月に調停が成立した。このことに基づき、平成 21 年度において平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの未収賃料 3,592 千円と平成 21 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの未収賃料 898 千円の収入を調定した。報告時点では民事調停の約定どおり履行されている。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 回収可能性について

本件未収金はその回収可能性に疑義があるため、今後も債務者と協議を重ねていくことが必要であるが、契約解除された場合には法的手段を講じる必要性も予想されるので時効管理を含め、厳格な対応が望まれる。

第 3 . 葬儀事業収入

1 . 担当部署 市民部 葬儀事務所

2 . 未収金の内容及び概要

(1) 未収金の内容

大津市では、市民サービスの 1 つとして葬儀事業「大津市葬祭センター来夢」を行っている。事業内容は、大津聖苑に併設されている葬儀式場または自宅葬における霊柩車の運行、納棺、祭壇の飾り付け、門前飾り、外部設営及び参列者のサービス等であり、遺影写真、粗供養、生花等は取扱っていない。また葬儀式場での葬儀事業は平成 19 年 12 月から開始している。平成 20 年度の利用件数は自宅葬 163 件、葬儀式場での葬儀 301 件である。

また、本債権の性質は非強制徴収公債権であり、消滅時効は 5 年である。

(2) 徴収事務の流れ

- 1 . 葬儀の相談受付
- 2 . 葬儀台帳の作成
- 3 . 葬儀の執行（御通夜・告別式）
- 4 . 葬儀執行後、葬儀費用を葬儀事業経理システムに入力して、納付書及び葬儀費用明細書を作成（納付期限は 10 日後）
- 5 . 申請者に、納付書及び葬儀費用明細書を郵送又は手渡し。
- 6 . 出納室から「所属別収入通知書」を受け取り、葬儀事業経理システムに申請者の入金日を入力
- 7 . 葬儀執行日の翌月 1 日に葬儀事業経理システムから未納者リストを出力
- 8 . 未納者を確認して、担当職員から電話での催促（事情に応じて分納可能）
催促時期は葬儀執行後、1 ヶ月以内を目安としている。

(3) 未収金の状況

未収金の年度別発生・回収及び残高の状況

(単位：千円)

	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
調定額	258,750	258,520	330,486	393,697	377,501
収入済額	255,667	254,508	325,586	387,840	371,306
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	3,083	4,021	4,900	5,857	6,194

未収金の残高は毎年増加している。さらに、平成 18 年度から葬儀式場による葬儀を開始したことにより、利用件数が増え、未収金がさらに増加傾向である。

平成 20 年度末未収金の税目別残高及び発生年度別内訳

(単位：千円)

	平成 20 年 度末収入 未済額	平成 20 年度末未収入未済額の発生年度別内訳					
		平成 15 年 度以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
葬儀事業 未収金	6,194	2,370	714	938	878	957	338

葬儀事業の未収金は、過去 5 年間は不納欠損処理を行っておらず、もっとも古い債権は平成 8 年度発生のもので残っている。

(4) 収納管理の状況

人員体制および収納管理

葬儀事務所の事務職員は所長 1 名、相殺作業員 10 名、事務員 1 名の合計 12 名であり、未収金は全員で対処している状況である。ただ、現実の対応は、当初の電話による催促の後、不定期に文書を送しているのみ、というのが現状である。

不納欠損処理の状況

平成 15 年度以後、不納欠損処理は行っていない。

3. 監査結果

(1) 回収不能債権の処理について

上記のとおり、古くは平成 8 年度からの滞納債権があり、個別事情もほとんど掌握されていない。なかには、転居先不明等により所在がつかめない者もあり、不納欠損処理を含めて、早急に処理する必要がある。

4. 意見

(1) 納付書の発行について

葬儀料金は利用者ごとに利用するものが異なるため、実際に葬儀が執行されるまで計算が出来ないことにより、葬儀終了後、納付書を郵送されている。そのことが未収金発生の要因の 1 つになっていると考えられる。

葬儀当日に納付書を渡せば、利用者の債務認識が明確になると思われるので、納付書を当日に渡されるよう検討されたい。

第 4 . 障害者措置費負担金等

1 . 担当部署 福祉子ども部 障害福祉課

2 . 未収金の内容及びその概要

(1) 制度の概要

障害福祉課の未収金となるものは大きく分けて次の 2 種類存在しており、1 つ目が身体障害者措置費負担金と知的障害者措置費負担金である。これは身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づくもので、障害者に対する障害福祉サービスに係る費用の一部を負担能力に応じて扶養義務者に負担を求めるものであり、負担金が支払われない場合に未収金となる(身体障害者福祉法第 27 条、身体障害者福祉法第 38 条第 1 項)。

2 つ目が特別障害者手当返還金、この返還金は精神又は身体に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な 20 歳以上の在宅障害者に支給される手当について、一定の事由があるときに返還が求められる。

前者については、平成 14 年度までは、福祉事務所の措置により実施され、その措置の費用の一部について、本人又は扶養義務者の負担能力に基づき市町村が負担金の額を決定し徴収していた。

しかしながら、法改正により、平成 15 年 4 月から施設と利用者との間の契約制度となり、利用者負担金については、市が決定し利用する施設に利用者が直接支払うこととなったため、これ以降の未収金は発生していないが、現在においても未収となっているのは、法改正以前の負担金の未収分についてである。

後者については、平成 20 年度では、残高はない。

(2) 債権の管理方法

人員 未収金の担当 1 名、特別障害者手当返還金担当 1 名

債権回収に係る業務

月に 1 度電話をした後、納付書を送付し、納付確認ができない場合は訪問する。

負担金徴収台帳を作成し、各人別に管理をしている。

(3) 未収金の性質

時効に関しては、身体障害者措置費負担金、知的障害者措置費負担金、特別障害者手当返還金のいずれも、非強制徴収公債権である。

時効は地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年である。

(4) 不納欠損処理について

地方自治法第 236 条第 1 項に基づき、時効が成立した場合、その翌年以降に不納欠損処理を行うという方針である。

(5) 未収金の状況

障害者措置負担金等の過去 5 年間の年度別発生・回収及び残高の状況

(単位：千円)

項目		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
知的障害者措置費負担金	調定額	2,271	2,211	2,151	2,110	290
	収入済額	60	60	40	256	29
	収納率	2.6%	2.7%	1.9%	12.1%	10%
	不納欠損額	-	-	-	1,563	-
	収入未済額	2,211	2,151	2,110	290	261
身体障害者措置費負担金	調定額	1,533	1,335	1,288	1,288	1,193
	収入済額	198	47	-	94	102
	収納率	12.5%	3.5%	-	7.3%	8.5%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	収入未済額	1,335	1,288	1,288	1,193	1,091
特別障害者手当返還金	調定額	27	159	186	186	29
	収入済額	-	133	-	130	29
	収納率	-	83.6%	-	69.8%	100%
	不納欠損額	-	-	-	27	-
	収入未済額	27	26	186	29	-

(注) 収納率が低いのは、過年度の滞留債権を改めて繰越調定しているためである。

不納欠損処理については、すべて時効到来によるものである。

平成 20 年度末未収金の発生年度別内訳

(単位：千円)

	平成 20 年度 未未収金	平成 20 年度末未収金の発生年度別内訳					
		平成 15 年度 以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
知的障害者措置費負担金	261	261	-	-	-	-	-
身体障害者措置費負担金	1,091	1,091	-	-	-	-	-

(注) 特別障害者手当返還金については、平成 20 年度末の残高はない。

回収状況

未納者は、3名であり僅かずつではあるが、回収されている。

(単位：千円)

項目		残高	回収状況
A	身体障害者 措置費負担 金	961	分納誓約書締結 徴収台帳を確認したところ僅かずつであるが回収されている。直近の入金状況：平成21年11月に2,500円
B		160	分納誓約書締結 徴収台帳を確認したところ僅かずつであるが回収されている。直近の入金状況：平成21年12月29,000円入金
C	知的障害者 措置費負担 金	261	分納誓約書締結 平成21年1月3,000円入金 少し遅れているため訪問を行っている。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 不納欠損処理の時期について

平成19年度に時効到来による不納欠損処理(対象者5件)分については、いずれも平成19年度以前に時効が成立しているにも係わらず、時効成立時に不納欠損処理されていなかった。

法律的には公債権が時効成立し、消滅している以上、それ以上収納することができないため、今後は、時効が成立した期に不納欠損処理する必要がある。

第 5 . 老人福祉措置費負担金

1 . 担当部署 健康保険部 健康長寿課

2 . 未収金の内容及び概要

(1) 未収金の内容

養護老人ホームの入所費用の本人負担分である。老人福祉法第 11 条によれば、「市町村は必要に応じて、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること」としている。また、老人ホームへ入所措置を行った場合に本人及びその扶養義務者に対して、老人ホームの入所に係わる費用の一部を負担能力に応じて徴収することになっている。

現在発生している未収金は、養護老人ホームにかかわる分であるが、平成 12 年 3 月までは特別養護老人ホームについても措置入所を行っていたため、滞納繰越金の中には特別養護老人ホームにかかる未収金が含まれており、金額的には大きな割合を占めている。

(2) 未収金の性質

老人福祉措置費負担金は、非強制徴収公債権であり、時効は地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年である。

(3) 徴収事務の流れ

- 1 . 措置決定 (随時)
- 2 . 負担金の算定
- 3 . 納付書の作成 (毎月約 100 件)
- 4 . 納付書発送 (毎月初旬)
- 5 . 収納確認
(未納の場合)
- 6 . 督促 (随時)

(4) 未収金の内容

未収金の年度別発生・回収及び残高の状況

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	54,004	54,942	50,798	45,042	50,380
収入済額	45,224	46,007	43,358	38,406	43,968
収納率	83.7%	83.7%	85.3%	85.2%	87.2%
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	8,789	8,935	7,440	6,636	6,411

平成20年度末未収金の発生年度別内訳

(単位：千円)

平成15年度以前	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
5,547	700	-	-	-	163	6,411

未収金の個別内容

平成16年度以前の未収入金は、特別養護老人ホームの負担金を大津市が回収していたときのもので4件6,247千円あるが、個別管理が行われている。4件中3件は平成20年度にも一部入金が行われている。ただし、相手方の経済状況はかなり困窮している。

(単位：千円)

氏名	発生年度	滞納金額	状況
A	平成7～11年度	3,064	平成16年2月に債務履行延期承認が決定されその後、毎月分割払いが実施されている。 BはAの扶養義務者。
B	平成7～11年度	1,048	
C	平成8年度	315	分割納付中
D	平成14～16年度	1,820	分割納付中の平成19年6月に本人死亡
E	平成20年度	65	平成21年3月分
F	平成20年度	98	平成21年3月分
	合計	6,411	

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 不納欠損処理について

本人死亡で相続人がないDのケースなどは、消滅時効を待たずに不納欠損処理を行うことを検討されたい。

第 6 . 保育所運営費負担金

1 . 担当部署 福祉子ども部 保育課

2 . 未収金の内容及びその概要

(1) 保育制度の概要

市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由で保育に欠ける乳幼児を対象として保育を行うこととなっており（児童福祉法第 24 条）、大津市では「大津市保育の実施に関する条例」を制定し保育を実施している。設置した保育所における保育の実施に要する保育費用は市町村が支弁することになっており（児童福祉法第 51 条）、市町村は、保育費用に関して、徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係わる額を本人又はその扶養義務者から徴収することができる（児童福祉法第 56 条第 3 項）とされている。

上記の法令をうけ大津市では、「大津市児童福祉負担金条例」を制定し、第 4 条において「保育の実施を受けたときは、その児童の扶養義務者は、これらの者の合算した所得税額等に応じて児童福祉法第 53 条の規定による国の負担に関して定められた本人又は扶養義務者の費用負担の基準に基づいて規則で定める額を負担しなければならない」と定めている。

(2) 未収金の性質

保育所運営費負担金（以下「保育料」という。）は、強制徴収権公債権であり、督促を行っても納付がないときは、裁判上の手続きを経ずして強制的に差押え等の徴収手続きを行うことができる。

保育所運営費負担金の消滅時効は、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年である。

(3) 未収金の状況

未収金の年度別調定・収納の状況

（単位：千円）

	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
調定額	1,224,940	1,362,382	1,496,144	1,518,132	1,465,669
収入済額	1,215,059	1,345,926	1,476,263	1,491,321	1,431,452
収納率	99.2%	98.8%	98.7%	98.2%	97.7%
不納欠損額	804	-	1,646	-	4,693
収入未済額	9,077	16,456	18,235	26,811	29,523
（前年度比）	-	81%増	11%増	47%増	10%増

- ・ 収納率は、年々悪化してきている。収入未済額は、収納率の悪化に対応し増加傾向にある。
- ・ 平成 18 年度は志賀町との合併により比良保育園、和邇保育園が加わるとともに、浜大津保育園が開設されたため収入額が増加している。

平成 20 年度末未収金の発生年度別内訳

(単位：千円)

平成 15 年度以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	合 計
243	2,478	2,352	6,193	8,577	9,672	29,523

- ・ 平成 20 年度の不納欠損処理において、平成 15 年度以前の収入未済額は消滅時効により不納欠損処理が行われている。

(4) 未収金回収の業務フロー

1. 保育所入所申込
2. 入所決定
3. 所得証明資料受領
4. 保育料決定、納付書発送
(納付がない場合)
5. 督促状発送
6. 保育園長からの口頭での催促
7. 文書による催促(年 2 回予定)
8. 電話による催促(年 1 回予定)
9. 自宅への訪問催促(強化月間)

(5) 債権管理の現状

保育料の管理体制

保育料に関する事務は、福祉子ども部保育課管理係において行われている。保育課管理係では 4 人の担当者で、保育所の管理運営に関する事項全般を執行しているが、保育料の収納、滞納整理に関する事項については保育料に関するすべての手続きの一部として 1 名の担当者で行われている。

納付書発送

システムの自動送付されている。

催促の状況

滞納が 3 ヶ月程度続くと、手作業により督促状が発行されている。督促状の発行は、相手方との折衝状況に鑑み担当者に任されており、台帳のシステムの整備がされていないため、担当者以外では滞納状況等は直ちには分からない状況である。

その他に、年に 2 回文書による催促を行っているが、文面は強制徴収のことには触れられておらず、保育園運営に支障をきたさないよう穏やかに納付を依頼する内容となっ

ている。

その他、年に1度電話による連絡や強化月間を設け、夜間に相手方を訪問し、納付依頼を行っている。

滞納処分

保育料は、強制徴収権のある公債権であるから、滞納者に関しては差押え等の強制徴収を行うことができるが、今まで全く行われていない。

強制徴収を行わないのは、担当者が1名であり、入所決定から収納までの通常業務を行うだけで手一杯であり、業務量的に不可能であることと、保育課として強制徴収を過去に行った実績がないため、手続上のノウハウがないことに起因するものである。

退所措置について

児童福祉法第24条の趣旨より、市町村は児童が保育に欠けるところがあると認めるときには基本的に保育所入所措置を義務づけていると解されている。つまり、児童の保育所入所措置は単なる公の施設の利用関係という観点ではなく、児童福祉という観点から、市町村の責務としている。

そのため、保育料を滞納したことにより退所させることができるか否かであるが、児童福祉法第24条の趣旨より、保育料の滞納を理由に退所措置を行うことはできないと考えられている。

長期滞納者

滞納債権の管理資料として、「滞納者一覧」が作成されているが、発生年度別、児童名別に資料が作成されており、納付義務者である保護者名別に資料が作成されていないので数年度にわたる滞納状況は把握しにくい状況にあるが、3年度にわたり滞納している者も見受けられる。

3. 監査結果

(1) 滞納処分について

保育料の平成21年度末未収金残高は既述の「未収金の年度別調定・収納の状況」のとおりである。収納率は平成16年度が99.2%であったものが年々低下し平成20年度では97.7%になっている。収納率では1.5%の低下であるが、逆に収納できなかった率から見ると0.8%から2.3%へと実に2.9倍の増加となっており、それに対応する収入未済額は平成16年度末残高9,077千円から平成20年度末残高29,523千円へと実に3倍強の増加となっている。

債権の回収については前述の債権回収の業務フローに基づいて督促、催告が行われているが強制力をもつ滞納処分は行われていない。

保育料を納付しないのであれば保育サービスを停止することも一般的には考え得るが、制度がもともと児童福祉法に基づいて行われている関係で不納付を理由に退園を迫ることはできないのであれば、制度的に執行が認められている滞納処分の手続きを行うことにより、債権回収を行うことは必須と考えられる。

現在、滞納処分が行われていない理由は、担当者 1 名で事務量としても無理があることと、かつ、滞納処分の手続きの複雑さからである。しかし、滞納処分を実施しないと、負担者の公平も保つことができず、悪質な滞納者が増加することも考えられるので是非実施されたい。

(2) 不納欠損処理について

不納欠損処理は、明確な根拠なく 2 年に 1 度行われているが、時効による債権の消滅は毎年度発生するため、每期不納欠損処理を行う必要性につき検討し、必要に応じて処理すべきである。

4. 意見

(1) 債権管理システムの整備

督促状、催告書の発行や年度をまたいだ滞納債権の管理は手作業で行われているが、保育所数も年々増加し、平成 20 年度末では 45 園であり、保護者ベースでの債権者数は約 4,500 件に達している。この分量を 1 名の担当で、手作業で行うには事務量の限界もあり督促状の発行も限界がある。督促状や催告書はシステム的にアウトプットするようなシステムにすれば、より、タイムリーに催告が行え、少しでも納付の増加に繋がると考え得るので、システム的な整備も検討されたい。

また、債権管理を収納担当者だけに任せてしまわず、組織的に収納業務に当たられたい。

第7．福祉子ども部その他雑入

1．担当部署 福祉子ども部 子ども家庭課

2．未収金の内容及びその概要

(1) 未収金の内容

福祉子ども部その他雑入には、児童手当過払い返還金、児童扶養手当過払い返還金、児童福祉手当過払い返還金が含まれる。金額的に大きな比重を占めるのは児童扶養手当過払い返還金である。

福祉子ども部 その他雑入 平成20年度末未収金の発生年度別残高 (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
児童手当過払い返還金	-	80	-	-	-	80
児童扶養手当過払い返還金	69	620	1,179	2,016	167	4,051
児童福祉手当過払い返還金	-	-	-	-	41	41
合計	69	700	1,179	2,016	208	4,172

以下、児童扶養手当過払い返還金について述べる。

(2) 児童扶養手当過払い返還金の概要

制度の趣旨

児童扶養手当制度は、母子家庭や父親が一定の障害にある家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るために支給されるものである。

手当の額

・児童が1人の場合

全額支給： 月額 41,720 円

一部支給： 月額 9,850 円～41,720 円

・児童が2人： 5,000 円加算

・3人目以降の児童：3,000 円加算

不当利得の徴収

児童扶養手当法第23条第1項によれば、「偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」とされている。

そのため、児童扶養手当の審査や現況調査で、事実婚等の手当が支給されない事実が発覚した場合には、受給者に対して返還請求を行っている。

国との負担関係

児童扶養手当は、国が3分の1の費用負担を行っているために、不当利得の返還事由が

生じた場合には、未収金の3分の1を国に返還する義務が発生する。

(3) 未収金の性質

児童扶養手当過払い返還金は、児童扶養手当法第23条第2項に徴収につき国民年金法第96条から第98条を準用する旨の規定があり、強制力のない公債権となり、消滅時効は5年となる。

(4) 未収金の発生状況

児童扶養手当過払い返還金の年度別発生・回収及び残高の状況 (単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	487	1,914	3,351	4,841	4,719
収入済額	333	333	534	617	668
収納率	68.3%	17.3%	15.9%	12.7%	14.1%
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	154	1,581	2,817	4,224	4,051

平成14年度より、大津市において児童扶養手当支給事務を行うようになった。

平成15年以前発生 of 債権は存在しない。

平成20年度末における、件数は14件である。

未収金の管理状況

未収金は、表計算ソフトを利用して調定、収納、残高を相手先別に管理し一覧表にされている。また、相手先毎に「児童扶養手当債権管理台帳」を作成し、納付期限の管理や交渉経緯が作成されている。

(5) 不納欠損の状況

平成14年度に大津市に、児童扶養手当支給事務が移管されて以来、児童扶養手当過払い金の不納欠損が行われた実績はない。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 不納欠損処理について

今までは不納欠損は行われていないが、平成21年度以降は消滅時効にかかる債権も発生することが見込まれ、収納実績が生じたときの時効中断も加味し、年度末には必要な不納欠損処理を行われたい。

第 8 . 児童クラブ保育料等

1 . 担当部署 福祉子ども部 児童クラブ室

2 . 未収金の内容及び概要

(1) 制度の概要

大津市では、放課後における児童の健全育成を図るため、市内 35 箇所に児童クラブを開設しており、大津市児童クラブ条例に基づいて保護者負担金を定めている。

児童クラブは、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、授業終了後に遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図る役割を担っている。

(保護者負担金)

- ・ 登録料 10,000 円 / 人 (はじめて登録を受ける場合)
- ・ 保育料 10,000 円 / 人 (月額)
- ・ 間食費 (おやつ代) 間食等の提供に要する実費として市長が定める額で大津市の場合には、1 日 95 円 (約 2,500 円 / 月)

(2) 未収金の性質

児童クラブの登録料、保育料ならびに間食費の未収金は、民法第 173 条第 1 項第 3 号による債権に該当し、消滅時効は 2 年とする見解もあるが、大津市では登録料及び保育料を公の施設の利用料として公債権と解釈し、時効については、強制処分権のない公債権であることから、地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年と判断して事務を執行している。間食費については、民法第 173 条第 1 項第 3 号による債権に該当し、消滅時効は 2 年として事務を執行している。

(3) 未収金の状況

保育料等の年度別調定・収納の状況

(単位：千円)

科目	項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保育料	調定額	176,956	196,122	227,396	227,562	238,681
	収入済額	174,777	193,764	225,338	225,756	236,900
	収納率	98.7%	98.7%	99.0%	99.2%	99.2%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	収入未済額	2,179	2,358	2,057	1,806	1,781
登録料	調定額	6,180	6,790	7,450	7,460	8,560
	収入済額	6,150	6,740	7,410	7,450	8,550
	収納率	99.5%	99.2%	99.4%	99.8%	99.8%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	収入未済額	30	50	40	10	10
間食費	調定額	51,145	55,890	64,028	64,681	66,885
	収入済額	50,368	55,202	63,484	64,262	66,473
	収納率	98.4%	98.7%	99.1%	99.3%	99.3%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	収入未済額	777	687	544	418	412

平成 20 年度未未収金の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	平成 20 年度 未未収金	平成 20 年度未未収金の発生年度別内訳					
		平成 15 年度 以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保育料	1,781	1,673	-	23	30	-	55
登録料	10	10	-	-	-	-	-
間食費	412	360	-	4	6	-	42

(注) 上記の より、未収金が発生しているのは、大半が平成 13 年度から平成 15 年度までである。この時期は、平成 13 年度から民営から公営とされた際に、運営形式に不慣れなことと人員不足もあり、債権管理を十分行えず未収金が多額に発生した。

(4) 徴収事務

人員配置

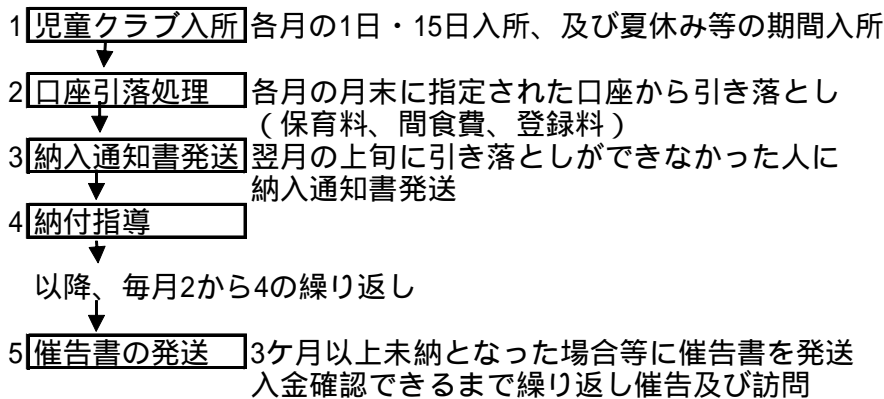
() . 児童クラブ室職員 室長を含む正規職員 5 名、嘱託職員 1 名

この中で債権管理を主に 3 名が担当している。

() . 児童クラブ指導員 市内 35 児童クラブ指導員に必要に応じて協力を求める。

収納事務

収納事務については、以下の収納事務フロ - に基づいて行われている。



上記の収納事務は、当年度分にかかる事務フロ - であり、翌年度からは年 2 回納付書と催告書を送付するのが基本的な流れであるが、必要に応じて電話催告・訪問などを行っている。

未収金の管理方法

未収金については、システムと表計算ソフトを利用して残高及び収納状況を管理するとともに、各未納者との交渉記録については表計算ソフトにより記録され継続して管理されている。

3 . 監査結果

(1) 不納欠損処理について

平成 15 年度以前に発生した保育料ならびに登録料の未収金 1,683 千円に付いては 5 年以上経過しているので時効中断事由があるものを除き不納欠損処理すべきである。

4 . 意見

記載すべき事項はない。

第 9 . 生活保護費返還金

- 1 . 担当部署 福祉子ども部 生活福祉課
- 2 . 未収金の内容及びその概要

(1) 制度の概要

生活保護法は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

他方、生活保護法に基づいて受給した生活保護費については、本来は、受給してはならないのに受給した場合など、一定の場合には返還が求められ、受給者に対して生活保護費返還金（以下「返還金」という。）としての債権が発生する。

この返還金については、以下の 2 つの法律に基づく債権であり、いずれも不当利得的性格を有している。

生活保護法第 63 条(以下「法第 63 条」という。)に基づく返還金

法第 63 条は、不動産などの資産を有しているものが、何からの理由で緊急に保護を受けたため返還が求められる場合など、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を弁済した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と示されている。

生活保護法第 78 条(以下「法第 78 条」という。)に基づく徴収金

法第 78 条は、就労などで所得があるにもかかわらず、生活保護を受給したため返還が求められる場合など「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と示されている。

(2) 未収金の性質

返還金については、法第 63 条、法第 78 条に該当する場合に生じるものであることから、公債権とされ消滅時効の期間は 5 年となる(地方自治法第 236 条第 1 項)。

なお、強制徴収できる規定がないため、いわゆる非強制徴収債権に属する。

(3) 未収金の状況

生活保護費返還金の過去5年間の調定額・収入済額・不納欠損額・未収金の状況

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	30,697	21,815	32,642	34,670	37,484
収入済額	30,697	21,815	32,642	34,670	37,289
収納率	100%	100%	100%	100%	99.4%
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	195

(注) 平成19年度までは、返還された額のみを調定していたことから、未収金が発生していないため、収納率が100%になっている。

平成20年度からは、会計処理が変わり、平成20年度に新たに発生したものについてのみ、納入されるべき額を調定しているため、未収金が発生した。

平成20年度末未収金残高

(単位：千円)

平成20年度 未未収金	平成20年度末未収金の発生年度別内訳					
	平成15年 度以前	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
195	-	-	-	-	-	195

(4) 徴収に係る事務

返還金の決定及び回収

事業主体の福祉事務所における債権管理の事務については、被保護者に対して生活保護の指導を行う保護担当係と保護費の出納業務を行う庶務係とが以下のように業務を行っている。

(保護係)

- イ．被保護者から返還金を徴収すべき事務が生じたときは、福祉事務所のケ - ス診断会議(月に1度開催)により返還金の額が決定する。
- ロ．決定した返還金の額を記載した返還金決定通知書を被保護者に送付し、経理事務を行う庶務課にも通知する。
- ハ．上記により決定した返還金等を一括納入できない場合には、債務履行延期申請書を提出させる。

(庶務係)

イ．返還金の額、納入期限を債権管理簿に記載するとともに納入通知書を被保護者に送付する。

上記が原則的な手続きであるが、被保護者の同意を得て、生活保護費の一部を返還金に充当する取扱いも行われている。

ロ．納入期限を経過しても納入されない場合は、その状況及び督促の状況を保護担当係に報告するとともに、督促状を保護者に送付する。

人員体制

生活福祉課の人員体制は以下のとおりである(平成21年4月1日事務分担表より)

区分	人員
管理監	1名
課長補佐	1名
庶務係	4名
保護第一係	9名
保護第二係	9名
保護第三係	8名
合計	32名

保護第一係から第三係までは地域担当となっている。

未納者で、生活保護を継続しているものに対しては、保護係の担当者が督促などを行う。

(5) 返還金の残高管理

返還金額の管理方法としては、各個人ごとの決定された返還金額と各年度末での未納状況については、表計算ソフトを利用して管理している。

平成20年度末の返還金額総額は、218,232千円である。

また、生活保護費返還事由が発生した場合、過去の生活保護費返還金が発生するとともに、その被保護者の状態により、生活保護の継続もしくは廃止のいずれかが決定される。

生活保護を継続する場合については、生活保護費の中から一部を返還金として充てられていることにより、返還金の回収が行われているが、生活保護の廃止が決定された場合には、回収困難が予想される。

平成 20 年度末の返還残高の内、生活保護の継続分と廃止分の金額

(単位：千円、%)

項目	金額	比率
生活保護継続	122,691	56
生活保護廃止	95,541	44
計	218,232	100

(注) 1. 平成 20 年度返還金収納状況表より記載している。

2. 時効が到来している債権も含まれている。

(6) 会計処理

返還金についても、歳入であることから、一度に全額を徴収することが原則である。しかし、返還金については、資力の面から分割による返還が選択されるのが大半である。

この場合、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項に基づき履行期限を延長する特約又は処分を行い、不当利得による返還金等で債権債務額の確定と同時に履行期限を分割して定めたものについては、納期ごとに分割収入されるべき額を収入として調定していく方法が一般的であり厚生労働省の生活保護関係の係長会議においても示されているものである。

返還金の収入計上の処理としては、上記の方法であるにもかかわらず、大津市では過去から以下のように計上していた。

平成 19 年度までは、返還金が回収できたものを収入計上しているのみである。

平成 20 年度からは、平成 20 年度から新たに発生したもののみ上記の会計処理を行っている。

(7) 平成 19 年度末返還金に対する会計検査院の指摘

生活保護費の負担割合は国が 4 分の 3、大津市が 4 分の 1 となっており、返還金が発生すればその 4 分の 3 を国に返納することになっている。しかし大津市では以前より実際に収入された額のみを収入計上し、返還金を未収計上していなかったことから、本来であれば国に返納すべき額があるという指摘を会計検査院より受けた。

平成 19 年度末に未収計上されるべき返還金が 43,406 千円と認定され、その国負担分の 4 分の 3 の 32,554 千円の返納を求められた。

3. 監査結果

(1) 生活保護費返還金の未収計上漏れについて

平成 20 年度における返還金未収金は 195 千円計上されているが、正しくは期限到来の未収金についても計上すべきである。大津市では、現時点でその金額の計算がなされていないが、次に示す算式により概算値の推計は 46,338 千円と計算される。

平成 19 年度末で認定された返還金未収金 43,406 千円

平成 20 年度発生未収金 15,838 千円

この金額については、直前の平成 19 年度の調定額と同じと仮定している。

平成 20 年度中に入金された平成 19 年度以前の返還金
12,906 千円

平成 20 年度末返還金未収金概算推計額

+ - 46,338 千円

したがって、平成 20 年度決算における生活保護費返還金未収金は 46,338 千円（金額は概算推計額）の計上漏れとなっているため、今後は、適正に対応されたい。

4. 意見

(1) 不納欠損処理について

従来 of 会計処理ではほとんど計上されていなかった生活保護費返還金未収金は、今後、原則通り未収計上されていくことになると思われるが、その結果、不納欠損となる未収金も発生してくることが予想される。今後なお一層回収に努めるのは当然であるが、不納欠損処理された場合には、国へ返納した生活保護費返還金（平成 19 年度末分でいえば 32,554 千円）が大津市に再返納されてくることにつながる。ただし、不納欠損処理が単に漫然と時効到来といった要因であると、返還されないこともあるようなので、その交渉過程や納付指導記録、納付誓約書等は適切に管理し、状況により適時に不納欠損処理すべきである。

第 10 . 国民健康保険料

1. 担当部署 健康保険部 保険年金課

2. 未収金の内容及びその概要

(1) 国民健康保険制度の概要

制度内容

我が国の医療保険制度は、すべての国民がいずれかの医療保険に加入する国民皆保険制度になっており、他の医療保険に加入しないものはすべて国民健康保険に加入することになる。

国民健康保険には、地方自治法に基づき国民健康保険税として徴収する方法と国民健康保険法に基づき国民健康保険料として徴収する方法が認められているが、大津市では国民健康保険法に基づき国民健康保険料として徴収を行っている。ただし、旧志賀町は国民健康保険税として徴収を行ってきたため平成 17 年度までの旧志賀町においては国民健康保険料としての未収金が存在し大津市は引き継いでいる。

大津市の国民健康保険の加入状況

(平成 20 年度末現在)

総人口	被保険者数	加入割合	総世帯数	加入世帯数	加入割合
334,341 人	77,425 人	23.15%	132,882 世帯	44,447 世帯	33.44%

国民健康保険料の内訳

基礎賦課額となる医療分保険料のほか、平成 12 年 4 月 1 日から介護保険制度の開始に伴い 40 歳以上 65 歳未満の者（介護保険の第 2 号被保険者）が国民健康保険に加入している世帯は、医療分保険料に介護納付金分を合わせた保険料が賦課されている。

さらに、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が始まり、これまで国民健康保険の被保険者であった 75 歳以上の者は、後期高齢者医療制度に移行するとともに、75 歳未満の被保険者には後期高齢者医療の医療費を支援するため後期高齢者支援金等分が新たに創設された。

		40 歳未満の者	40 歳以上 65 歳未満の者	65 歳以上 75 歳未満の者	75 歳以上の者
国民健康保険料	医療分				-
	後期高齢者医療支援金等分				-
	介護納付金分	-		-	-
介護保険料（第 1 号被保険者）		-	-		
後期高齢者医療保険料		-	-	-	

保険料計算のしくみ

毎年 6 月に前年の所得及び被保険者数を基に、医療分保険料、後期高齢者支援金等分保険料と介護納付金分保険料を合算して計算される。

平成 20 年度における、保険料の算定基礎は次のとおりである。

	医 療 分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割 (所得に応じて負担)	7.0%	1.9%	1.9%
被保険者均等割 (被保険者数に応じて負担)	26,700 円	7,200 円	8,100 円
世帯別平等割り (世帯ごとに負担)	19,800 円	5,400 円	4,500 円

上限額は、医療分が 470 千円、後期高齢者支援金等分が 120 千円、介護納付金分が 90 千円で合算の上限額は 680 千円である。

(2) 未収金の性質

国民健康保険料及び国民健康保険税は、強制徴収権を有する公債権であり、督促を行っても納付がないときは、裁判上の手続きを経ずして強制的に差押え等の徴収手続きを行うことができる。

国民健康保険料の消滅時効は、国民健康保険法第 110 条第 1 項の規定により 2 年であり、国民健康保険税の消滅時効は地方税法第 18 条の規定により 5 年である。

(3) 未収金の状況

国民健康保険料(税)の過去 5 年間の調定・収納状況

国民健康保険料(税)の収納額は、当年度に調定した現年収納分と前年度より繰り越しされてきた滞納繰越分とに大別できる。ただし、国民健康保険税は、旧志賀町の引継ぎ分であるため、調定金額の修正等があった場合に若干の国民健康保険税の現年分の収納が発生するが、基本的には引き継いだ繰越滞納の未収金を回収するのみである。

() 国民健康保険料現年分の状況

まず、当年度に調定した保険料の当年度収納である現年収納の状況は次の表のとおりである。

国民健康保険料 現年分の推移

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	8,142,149	8,212,931	9,373,299	9,219,078	7,678,516
収入済額	7,565,519	7,611,046	8,711,468	8,580,744	7,010,616
収納率	92.9%	92.7%	92.9%	93.1%	91.3%
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	576,630	601,884	661,831	638,333	667,900
(前年度比)	-	4%増	10%増	4%減	5%増

(注)収入済額は、過誤納等による年度末時点での未還付額は収入額から控除している。(以下の表も同様)

- ・平成16年度から平成19年度までは93%前後で推移している。平成20年度は、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため、調定額が減少している。また、75歳以上の被保険者は納付率が高かったために、75歳未満の者のみが被保険者となった平成20年度は収納率も減少している。
- ・収納率を他の中核市と比較すると、平成19年度の93.1%は41市のなかで3位であり、平成20年度も91.3%は41市のなかで3位である。(平成20年度は公表データではない。)中核市の中では、良好な水準にあるといえる。

() 国民健康保険料滞納繰越分の状況

次に、滞納繰越分であるが、前年度末時点で収入未済額であったものは繰越調定という手続きで翌年度に繰り越される。例えば、平成20年度の滞納繰越分の調定額は、平成19年度末の収入未済額であり、平成20年度の収入済額はこの金額の内平成20年度にどれだけ収納されたかを表すものである。

滞納繰越分の調定額、収入額、不納欠損額等の推移を表したのが次の表である。

国民健康保険料 滞納繰越分

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	1,240,592	1,355,565	1,453,416	1,560,166	1,491,994
収入済額	87,014	97,566	126,295	157,119	196,181
収納率	7.0%	7.2%	8.7%	10.1%	13.2%
不納欠損額	358,854	385,494	405,600	509,997	315,885
収入未済額	794,722	872,504	921,520	893,049	979,926
(前年度比)	-	10%増	6%増	3%減	10%増

- ・滞納繰越分の収納率は、10%前後と現年収納率に比べると大幅に低い水準である。

・他の中核市と比較すると平成 20 年度の収納率は 41 市のなかで 19 位であり平均的な水準である。

() 国民健康保険税滞納繰越分の状況

過去 5 年間の状況は、次の表のとおりである。平成 18 年 3 月に旧志賀町と合併した際に滞納繰越分を引き継いでいる。平成 18 年 3 月末に 83,279 千円あったが、平成 18 年度からの 3 年間で 26,610 千円回収を行い、24,231 千円の不納欠損を行い、64,774 千円の未収金が残っている。

国民健康保険税 滞納繰越分 (単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調定額	-	83,443	115,372	103,014	83,379
収入済額	-	163	10,687	9,670	6,246
収納率	-	0.2%	9.3%	9.4%	7.5%
不納欠損額	-	-	3,515	8,357	12,359
収入未済額	-	83,279	101,169	84,986	64,774
(前年度比)	-	-	21%増	16%減	24%減

() 国民健康保険(税)の現年と滞納繰越の合計

大津市の国民健康保険料に係る未収金を合計すると次の表のとおりとなる。(国民健康保険税の現年分があるため上記の()から()の合計とは一致しない。)

国民健康保険料+国民健康保険税 現年分+滞納繰越分 (単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調定額	9,382,741	9,740,289	10,946,658	10,883,567	9,254,365
収入済額	7,652,534	7,764,947	8,851,176	8,748,773	7,213,519
収納率	81.6%	79.7%	80.9%	80.4%	77.9%
不納欠損額	358,854	385,494	409,116	518,354	328,244
収入未済額	1,371,352	1,589,847	1,686,365	1,616,438	1,712,601
(前年度比)	-	15%増	14%増	4%減	6%増

平成 20 年度末未収金の年度別残高

平成 20 年度末に収入未済額となっている未収金を、発生(調定)年度別に区分すると下記の表のとおりとなる。

(単位：千円)

項目	発生年度						合計
	平成15年度以前	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
国民健康保険料	19,353	51,372	124,742	278,668	505,789	667,900	1,647,827
国民健康保険税	35,074	9,898	18,620	1,112	69	-	64,774
合計	54,427	61,271	143,362	279,780	505,858	667,900	1,712,601

・国民健康保険料は現在大津市が適用している制度であるので、平成20年度発生が残高がある。平成20年度の667,900千円は前記「国民健康保険料現年分の推移」の平成20年度収入未済額と一致する。

・平成19年度以前は滞納繰越分であるが、国民健康保険料は、発生年度からの年数経過に応じて収納が進んだり不納欠損が行われたりするため、未収金残高は減少していく。それに対し、国民健康保険税は平成18年度以降は修正分以外は発生しないため、平成15年度以前分が多くなっている。

・国民健康保険料の消滅時効は2年であるので、平成18年度以前分は消滅時効になる可能性がある。同様に国民健康保険税の消滅時効は5年であるので、平成15年度以前分は消滅時効になる可能性がある。

滞納繰越が長期化している未収金の検討

上記 で検討した平成15年度以前発生未収金を発生年度別にさらに区分し、平成20年度時点での滞納繰越分を示したものが次の表である。

平成 20 年度滞納繰越分（平成 19 年度分までの賦課分）の発生年度別内訳

（単位：件、千円）

年度	国民健康保険料		国民健康保険税		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 2 年度	-	-	1	56	1	56
平成 4 年度	-	-	1	113	1	113
平成 5 年度	-	-	2	425	2	425
平成 6 年度	-	-	4	531	4	531
平成 7 年度	-	-	8	450	8	450
平成 8 年度	4	256	11	931	15	1,187
平成 9 年度	2	228	16	1,806	18	2,035
平成 10 年度	1	319	36	3,658	37	3,978
平成 11 年度	2	200	45	4,759	47	4,959
平成 12 年度	2	218	58	4,943	60	5,161
平成 13 年度	7	344	59	5,970	56	6,314
平成 14 年度	26	2,797	62	6,381	88	9,178
平成 15 年度	156	14,988	55	5,045	211	20,034
平成 16 年度	473	51,372	132	9,898	605	61,271
平成 17 年度	1,045	124,742	211	18,620	1,256	143,362
平成 18 年度	2,434	278,668	12	1,112	2,446	279,780
平成 19 年度	5,779	505,789	3	69	5,782	505,858
合 計	9,931	979,926	716	64,774	10,647	1,044,700

太字部分は、国民健康保険料の消滅時効である 2 年より以前に発生した部分で平成 18 年度以前分、国民健康保険税の消滅時効である 5 年より以前に発生した分で平成 15 年以前分にマークしてある。

太字部分の合計

国民健康保険料 474,136 千円

国民健康保険税 35,073 千円

この発生年度別の資料は、国民健康保険料(税)の収納システムより、発生年度別の件数、金額が集計され「決算表」としてアウトプットされる。この表をみれば、発生年度別に件数及び金額がどのような分布状況にあるかは判別できる。しかし、件数と金額の被保険者別の内訳については、システム上検索することができないため、古い年度に計上されてい

るものが、どの被保険者に対していくら未収金があるのか把握できない。

今回、包括外部監査にあたり、システム的に出力することは不可能とのことであったので、平成 2 年度発生など非常に長期化している債権の内容を検討するため、催告書の控えに記載されている滞納債権の内容から発生年度が古い債権の内容を検討した。

催告書に記載されている発生年度が平成 15 年度以前の長期化している未収金の被保険者を捜し、その被保険者の収納情報を確認した結果、国民健康保険税の発生年度の古い債権の一部については、非常に少額（5 年間で 100 円入金など）ではあるが、一部入金が行われており、時効が中断しているケースがあることが確認できた。

しかし、催告書の控えからすべての発生年度が長期化している債権を探し出すことはできなかった。そのため、長期間計上されている未収金の内容につきすべては検討できていない。

催告書の控えを探しても古い未収金が見つからないのは、催告書は「行方不明」「分納中」「納付約束」等の事由により催告書の発行自体を停止しているケースがあるためであることが判明した。

国民健康保険料の収納率の推移

国民健康保険料の収納率の推移を過去 10 年について見ると次の表のようになる。

（単位：％）

年 度	現 年 分	滞納繰越分	合 計
平成 11 年度	94.9	9.7	85.0
平成 12 年度	93.9	7.9	85.2
平成 13 年度	93.5	8.2	84.7
平成 14 年度	93.1	7.3	83.3
平成 15 年度	93.2	6.9	82.7
平成 16 年度	92.9	7.0	81.6
平成 17 年度	92.7	7.2	80.6
平成 18 年度	92.9	8.7	81.6
平成 19 年度	93.1	10.1	81.1
平成 20 年度	91.3	13.2	78.6

現年分の収納率は、年々下落傾向にある。

滞納繰越分は、最近 3 年間改善傾向にある。

合計は、現年分の比率が高いため、最近 3 年間低下している。

(4) 徴収手続きの流れ

当初決定通知書と1期の納付書(6月)発送

2期から10期までの納付書発送(7月から翌年3月)

各期の納付がなかった場合には納期限の翌月20日に督促通知

年3回(4月末、7月末、11月末)催告書を発送

必要に応じ滞納整理(差押)を実施

上記でも納付がない場合には保険証を有効期限が半年の短期被保険者証に切り替え。

上記でも納付がない場合には短期被保険者証を一旦資格証明書に変更。資格証明書になると被保険者が医療費の全額立替が必要になる。

(5) 徴収手続きの現況

人員体制

保険年金課賦課収納係で収納手続きは行われており、収納担当職員としては正規職員6名、嘱託職員3名と嘱託徴収員10名によって、収納事務が行われている。

決定通知書発送から督促状発行まで

決定通知書は全被保険者に対して毎年度6月に発送され、自主納付の被保険者に対しては1期分と前納分納付書が併せて発送される。各期の納付額の納期限月末の入金状況を確認し、未入金分については納期限から20日以内に督促状を全件発行することになっている。滞納被保険者の対応としては、来所者に対して納付相談等を行っている。

催告書の送付

催告書には、「催告時点までの未納金額と納付がない場合には財産(預金・給料・不動産・電話加入権等)に対して差押え、公売等の滞納処分をすること」が記載されている。年3回(4月末、7月末、11月末)送付されるが、郵便によるために宛先不明で納付書、督促状等が返送された被保険者に対しては催告書の発行がされなかったり、送付されなかったりしている。

滞納処分の実施状況

平成 20 年度中における滞納整理の実施状況は下記のとおりである。

(単位：件、千円)

時 期	差押直前通知送付件数	差押実地調査件数	実際に差押えた金額
平成 20 年 5 月	29	5	172
平成 20 年 8 月	28	18	1,799
平成 20 年 12 月	30	8	1,316
平成 21 年 2 月	45	13	741
合計	132	44	4,030

催告書によれば、滞納処分として預金・給料・不動産・電話加入権の差押えを行う予告がなされているが実際には銀行預金に対する財産調査及び差押えが実施されただけである。

預金以外の資産に対して滞納処分を行わない理由は、給料は差押えできる金額が制限されている点、不動産は保険料に対して資産価値が大きすぎることを大津市は挙げている。

短期被保険者証及び資格証明書の交付状況

国民健康保険法では、国民健康保険料を滞納している世帯に対しては、短期被保険者証を交付でき、納期限から一年以上滞納している世帯に対しては資格証明書を交付することとされている。

大津市においては、国民健康保険料の納期限を過ぎても納付しない滞納者には、督促及び催告が行われ、納付しない世帯に対して納付相談の通知を出している。しかし、納付相談や納付指導に応じない場合は、「大津市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付事務取扱要領」により短期被保険者証が交付されている。

短期被保険者証は、特別な事情がなく保険料を 1 年以上滞納している世帯に対して有効期限を 6 ヶ月とする被保険者証を交付するものである。交付時期は 4 月と 10 月であり、保険年金課の窓口で納付相談等のうえ交付（高校生以下の者については、郵送により交付）され、納付相談の機会を取る措置が講じられている。

短期被保険者証交付世帯で、特別な事情がなく納付誓約が不履行となる世帯や納付相談に応じない世帯等については所得等を調査し、「大津市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書」の交付並びに保険給付の支払の差止等に関する取扱要領により資格証明書が交付されている。

大津市における短期被保険者証及び資格証明書の発行状況は次の表のとおりである。

(単位：世帯)

年 度	短期被保険者証	資格証明書
平成 16 年度	1,446	23
平成 17 年度	1,519	31
平成 18 年度	1,760	25
平成 19 年度	3,191	28
平成 20 年度	3,193	31

資格証明書の発行件数としては中核市ではかなり少ない方であり、短期被保険者証の発行は平均水準である。

(6) 不納欠損の状況

不納欠損の年度別発生状況の推移は、(3) 未収金の状況の推移表に記載のとおりである。

平成 20 年度における不納欠損の実施状況

第一に、収納管理を行っているシステムから平成 18 年度以前の未収金につき年度単位で 2 年間入金がなかったリストを作成する。このリストの名称は、「不納欠損予定一覧表」という。

次に、「不納欠損予定一覧表」が各学区収納担当者に回付され、各担当者は不納欠損事由を記入するとともに、自らの判断により欠損処理をしない対象者を選択している。各学区担当者が欠損しないと判断すれば、不納欠損は行われない。

不納欠損処理の担当へは以下のような指示がなされている。

- ・ 欠損対象の年度分で納付誓約を取ったことが確認される者は不納欠損を停止する。
- ・ 口頭により納付誓約のできている場合は不納欠損を停止する。

以上の手続きを経たうえで、平成 20 年度は国民健康保険料 315,885 千円、国民健康保険税 12,359 千円合計 328,244 千円を不納欠損処理している。

不納欠損処理した金額を発生年度別に区分すると以下のようになる。

(単位:千円)

発生(調定)年度	国民健康保険料	国民健康保険税	合計
平成8年度	-	278	278
平成9年度	-	913	913
平成10年度	-	1,357	1,357
平成11年度	-	1,513	1,513
平成12年度	299	1,377	1,676
平成13年度	213	771	984
平成14年度	1,684	629	2,314
平成15年度	8,151	5,518	13,670
平成16年度	16,132	-	16,132
平成17年度	74,358	-	74,358
平成18年度	215,045	-	215,045
計	315,885	12,359	328,244

「不納欠損予定一覧」は被保険者別に欠損予定額は調定年度別に集計されるため、平成18年度分についても1期から10期までの納期分が集計され不納欠損額に含まれている。

個別検討

不納欠損処理された金額が400千円以上の者49人について収納状況及び交渉履歴を確認した。

被保険者との交渉はすべて、収納システムによって管理されているために、交渉履歴については、平成21年7月15日にシステム内の「納付指導記録」を出力し、また、収納状況については平成21年8月6日時点の「収納状況照会」を出力し、内容の検討を行った。個別状況は次の表のとおりである。(個別状況表には、1人当たり金額が500千円以上全件(19件)と400千円以上で特徴的な事案5件を合わせ24事案記載した。)

不納欠損処理された未収金の個別検討状況表

(金額：年度、千円)

事 案 No	調定 年度	不納 欠損額	滞納原因	保険証 種類	接触状況と収納状況の要約
1	18	587	行方不明者	一般	その他平成 17 年賦課分国保税 346 千円あり。
2	18	421	行方不明者	短期	平成 18 年度決定通知送付時点より転居先不明。 平成 21 年度当初決定通知送付するが、返戻。平成 19 年度以降の未収金もあり。
3	18	476	生活困窮者	短期	平成 19 年 9 月から平成 21 年 3 月の間に 249 千円入金あるが現年分に充当。
4	18	620	生活困窮者	短期	平成 19 年 12 月に 15 千円入金あるが現年分に充当。
5	18	456	生活困窮者	短期	平成 19 年 9 月以降 181 千円入金あるが現年分に充当。平成 19 年度、平成 20 年度は分割納付しているが、平成 18 年度には充当されず。
6	17	509	生活困窮者	一般	平成 18 年 3 月で転出。以降接触なし。
7	18	620	生活困窮者	短期	収納実績なし。
8	18	620	行方不明者	短期	平成 10 年以降本人と接触なし。平成 19 年度 557 千円、平成 20 年度 557 千円、平成 21 年度 629 千円の調定である。
9	18 17	443 471	生活困窮者	短期	平成 19 年 11 月の預金調査で給与約 500 千円の入金口座を把握するも、入金後ほぼ引き出されるとのことで差押えせず。
10	17	422	生活困窮者	短期	収納実績なし。平成 18 年度 581 千円、平成 19 年度 551 千円、平成 20 年度 514 千円、平成 21 年度 428 千円の調定。接触記事に、豪邸に住み外車有りとのコメント。
11	18	536	行方不明者	一般	居所不明であるが、平成 19 年度 564 千円、平成 20 年度 445 千円、平成 21 年度 376 千円の保険料が決定されるも、収納実績なし。
12	18	599	生活困窮者	短期	平成 20 年 9 月以降郵便物返戻。
13	17	610	生活困窮者	短期	平成 18 年度 600 千円、平成 19 年度 560 千円、平成 20 年度 558 千円、平成 21 年度 690 千円の未収金の残高有り。

No	調定 年度	不納 欠損額	滞納原因	保険証 種類	接触状況と収納状況の要約
14	18	620	生活困窮者	短期	接触ほとんどなし。
15	17	554	生活困窮者	一般	平成 18 年 4 月以降に 454 千円入金あるが現年に 充当されている。
16	18	620	生活困窮者	短期	平成 19 年 3 月以降交渉なし。
17	18	528	生活困窮者	短期	差押え通知発送
18	17	590	生活困窮者	短期	平成 18 年度 372 千円、平成 19 年度 10 千円収 納有り。
19	17	543	生活困窮者	短期	平成 18 年度 530 千円は完納、平成 19 年度 560 千円完納、平成 20 年度 590 千円のうち 59 千円 入金済。賃貸物件所有者と思われる。
20	17	571	生活困窮者	一般	平成 18 年度 529 千円完納、平成 19 年度 513 千 円完納、平成 20 年度 680 千円完納。平成 17 年 5 月以降接触ない。
21	15	492	行方不明者	短期	平成 18 年 8 月以降接触なし。平成 20 年 8 月以 降郵便物返戻。平成 21 年度も 180 千円で保険料 決定。
22	17 18	456 474	生活困窮者	一般	保険料は平成 20 年度 680 千円（内 136 千円は 入金済）、平成 21 年度 690 千円と上限額になっ ている。
23	18	505	生活困窮者	短期	収納実績なし。
24	17	549	生活困窮者	短期	平成 18 年度以降分として 246 千円収納有り。

（注 1） 短期は短期被保険者証の略。資格は資格証明書の略。一般は通常の被保険者証。

被保険者証の種類は、平成 21 年 3 月末時点による。

（注 2） 滞納原因は、大津市が不納欠損処理に当たり分類したものをそのまま記載して
いる。生活困窮者との分類が多いが、根拠は明かでない。

（注 3） 収納状況については、平成 21 年 8 月プリントアウトの被保険者別の収納状況に
よる。「収納実績なし」とは、収納状況照会に表示される範囲で収納額がないこ
とをいう。

個別の状況から判明する事実

() 現年分の優先収納

平成 19 年度以降に入金が行われているが、現年に優先的に収納され、結果的に滞納繰越分は時効により不納欠損処理することになったものがある。(事案 No 3, 4, 5, 15, 18, 19, 20, 22, 24) 特に事案 No20 の場合は、不納欠損処理した平成 17 年度以降は、平成 18 年度から平成 20 年度まで比較的高額の保険料が完納されている。

収納年度については、納付指導等がなく被保険者が納付書で振込を行う場合には、大津市の判断を行う余地はないが、納付指導による場合には、現年を優先するように誘導している傾向がある。

() 行方不明者に対する取扱い

送達文書が返戻されるなど、大津市が行方不明と判断した被保険者にも、保険料決定等の手続きは継続している。郵便物が繰り返し返戻された場合や嘱託徴収員の訪問により居住実態のないものについては、システム上の入力区分を「行方不明者」に変更している。(事案 No 1, 2, 8, 11, 21)

() 不納欠損履歴のシステム上の消滅

今回検討した被保険者の中には、従来からも支払う意思がなく、不納欠損処理を行ってきたと思われる者もあるが、システム上過去に不納欠損処理を行った履歴が残らないため、悪質被保険者の判断が困難である。(事案 No 10, 13)

() 接触頻度

滞納者との接触は、まず嘱託徴収員の訪問や電話による納付相談等を行うことになっているが、納付指導記録を見る限りは、短期被保険者証の引渡時に納付相談が行われており、滞納未収金を回収するために接触した事実は確認できなかった。(事案全般)

() 滞納整理

個別状況表で検討した者は、所得も高額であり、コメントなどから不動産を所有していることが推定されるが、給与、不動産に対する差押えは行われていない。(事案 10、19)

事案 10 のケースなどは、支払意思がないとのことで、差押えを行うための預金調査は行われているものの、残高が少なく実際に差押えは行われていない。

(7) 収納率と調整交付金制度

調整交付金制度の概要

国民健康保険事業の財政は、定率の国庫負担の外は保険料をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町村間の財政力を調整するため、国から市町村へ政令の定めるところにより調整交付金が交付される。普通調整交付金額は調整基準額から収納割合に応じて一定の減額が行われ交付金額が決定されている。大津市が適用される減額割合は下記のとおりとなる。

(保険料収納割合による減額割合) (単位：%)

一般被保険者に係わる保険料収納割合	減額率
91 以上	0
89 以上 91 未満	5
86 以上 89 未満	7
83 以上 86 未満	9
80 以上 83 未満	11
77 以上 80 未満	13
75 以上 77 未満	15
75 未満	20

・この表は、一般被保険者数が 5 万人以上 10 万人未満の場合の減額率であるが、大津市の平成 21 年 3 月末現在の一般被保険者数は 73,114 人であり、この表に該当する。

・収納割合は一般被保険者に係わる現年分で計算する。(国民健康保険の被保険者は事業者等の一般被保険者と会社を退職した者の退職被保険者に区分できるが、調整交付金の算定に関して使用されるのは一般被保険者分だけであるので、(3)未収金の状況で記載した収納率とは異なる。)

・ただし、平成 20 年度より、滞納繰越分の収納割合が 20%を超える場合上記の減額率が 2%緩和されるように制度変更された。

すなわち、一般被保険者に係わる現年収納率(前年度分)が 91%未満になると普通調整交付金額が 5%減額され、さらに収納割合が低くなると最大で 20%の減額が行われるのである。

大津市における減額実績

(単位：%、千円)

年度	一般被保険者収納率	前年度収納率	調整交付金減額
平成 15 年度	91.78	-	-
平成 16 年度	91.26	91.78	-
平成 17 年度	90.73	91.26	-
平成 18 年度	90.90	90.73	57,295
平成 19 年度	90.88	90.90	56,456
平成 20 年度	90.69	90.88	53,632

平成 17 年度まで調整交付金減額はされなかったが、平成 18 年度から一般被保険者現年収納率（前年度実績）が 91%未満となったことにより 5%の減額が行われ平成 18 年度は 57,295 千円、平成 19 年度 56,456 千円、平成 20 年度 53,632 千円の減額となっている。

ちなみに、平成 21 年度は特例として前年度収納率が 88%以上 90%未満の場合に 5%減額が行われる予定であり、大津市は平成 20 年度の収納率が 90.69%のため、減額されない見込みである。

3. 監査結果

(1) 催告停止措置について

被保険者の個別事情や分納中であるとの理由により催告の手続きを停止されることがある。催告停止の手続きは、担当者が端末に入力するだけで行え、催告停止措置を行えば催告書が発行されなくなる。

これでは被保険者が、未納額がなくなったものと誤解するおそれもあり、望ましくない。また、分納中の債務者もすべて計画通り納付を行っているわけではないので、ある時点での未納金額を両者が確認することは必要な手続きであると思われる。

よって催告停止措置は、請求行為を行わないことになるので、行うべきではない。

(2) 時効計算について

平成 20 年度において、平成 18 年度に発生し平成 20 年度中に入金がなかった債権を不納欠損処理しているが、その中で平成 18 年度 10 期分の債権は、平成 19 年 4 月 23 日に督促を行っている。国民健康保険法第 110 条第 2 項で、国民健康保険料の督促は時効中断の効力を生ずる旨を定めており、平成 19 年 4 月 23 日で時効が中断しているため、平成 21 年 3 月末の今回の不納欠損実施時点では国民健康保険料の消滅時効である 2 年が経過していないにもかかわらず不納欠損処理を行った。これは、「不納欠損処理の予定一覧表」が納期別ではなく年度別に集計したこと起因している。早急に、時効計算を適切な基礎資料に基づき行えるよう対応されたい。

(3) 時効中断の書類の不備について

国民健康保険料の消滅時効は 2 年、国民健康保険税の消滅時効は 5 年であるため、時効の中断がない限り国民健康保険料の平成 18 年度 9 期以前の債権及び国民健康保険税の平成 15 年度以前の債権は消滅時効が完成し、債権の請求権が消滅してしまうため、不納欠損処理の検討が必要になる。

(平成 18 年度以前発生国民健康保険料 474,136 千円、平成 15 年以前発生国民健康保険税 35,073 千円 (3) 未収金の状況 の表参照)

もちろん、この中には分納、納付誓約、督促等により時効が中断しているものもあり、発生年度から期間が経過したからといってすべてが消滅時効にかかるわけではない。

しかし、大津市では時効により不納欠損処理しなければならないリストを一旦打ち出した後に、各学区別の収納担当者が被保険者との交渉経緯などを個別に判断し、不納欠損処

理のリストから除外するという手続きを行っている。

その際、担当者与被保険者間の電話や口頭による納付相談の内容によって、時効の中断を判断している部分があるが、文書等での証拠書類がないため、法的に時効の中断を主張することが困難と思われるものがある。時効を中断する場合の確認資料を定め、被保険者との事実認識の齟齬が生じないようにするとともに、時効の管理を厳格に行う必要がある。

(4) 滞納処分の対象について

滞納処分の実施状況は、現在のところ銀行預金を対象とした差押えに限定されており、その他の資産は行われていない。

高額滞納者の中には、毎年の所得の状況からみて納付可能とみられる者や、不動産などの資産を所有している者もある。大津市は、給料情報も固定資産情報も有するのであるからこれらの情報を有効活用し、所得状況や不動産所有状況についても財産調査の対象とすべきであり、差押えの対象も給与や不動産に広げ回収に努めるべきである。

(5) 現年分の優先収納

調整交付金の減額制度があることもあり、前年度以前の滞納と現年の滞納がともにあり入金があった場合に現状では現年に優先的に収納されているが、国民健康保険料の消滅時効が2年と短期であることを考慮し、時効による不納欠損を減らすため、前年度以前の滞納繰越分の未収金から収納を行うべきである。

4. 意見

(1) 長期滞納債権の検討及びシステムの整備

発生年度が古い未収金は、回収困難なものが多く消滅時効により徴収権が消滅している可能性もあるため、十分に注意を払い債権の管理を行う必要がある。そのため、長期化している債権については、個別に検討を行われたい。

その前提として、未収金が長期化しているものについては、年度別に未収金の内容を把握できるシステムを整備し、個別状況を把握したうえで被保険者との個別対応を行うべきである。

(2) 行方不明者の取扱い

平成21年7月に発行される催告書のうち約700件は、印刷されるものの行方不明のため郵送はされず実際には処分されている。大津市において、国民健康保険に加入している世帯数が44,447世帯であることを考慮すれば、その中に約700件の行方不明者が存在すると

いうこと自体かなり多いように思われる。

ただし、行方不明者には、大津市に住所を有しながら行方不明になるケースと、大津市外に転出し転出後の住所地で行方不明になるケースがあるため、すべてが大津市内で行方不明になっているわけではない。

大津市に住所をおいたまま行方不明になっている場合には、被保険者としての資格を有しているため保険料が賦課され、保険証、納付書、催告書がそれぞれ発行されるも郵送できず留め置かれ、時効になれば不納欠損処理が行われている。これは無駄な作業であると思われる。

もし、現実に被保険者が存在しなくなっているのであれば、無駄な収納手続きによる事務負担もあり、収納率もいたずらに悪くなるため、行方不明者の現況を実態調査のうえ被保険者資格の適正化を図る必要がある。

(3) 不納欠損処理の履歴について

国民健康保険料(税)の債権の個別管理は、システム上で行われており、債権者別の収納状況を確認する際には「収納状況照会：名寄徴収簿」を端末で確認することになるが、不納欠損が行われた場合には不納欠損という履歴が残らず、毎年度不納欠損が発生するような悪質被保険者がいても、担当者はその情報がわからない。

不納欠損の処理履歴を被保険者ごとに明確化し滞納処分の方法等に反映させるべきである。

(4) 夜間や休日の納付相談について

国民健康保険料(税)の個別管理はシステム上で行われており、その稼働時間は、ほぼ市役所の定時時間内である。滞納している被保険者によっては大津市の定時時間内では、電話をかけても留守であることも多く、接触するにも限界がある。夜間や休日などに電話督促をしようとしても通常は収納システムが稼働していないので、今までの交渉経過や収納状況が全く分からないため、業務が行えない状況になっている。

しかし、被保険者と接触をもち、相手の状況を把握することは収納手続きの基本であるので、システム上の問題改善に向け大津市役所内で検討され、夜間や休日の納付相談を強化されることにより徴収に努められたい。

(5) 調整交付金減額の回避

調整交付金は一般被保険者の収納割合が91%を少しでも下回れば5%減額となり、大津市の国民健康保険の財政規模であれば約50百万円程度の減額となってしまう。

91%の収納率を確保するのに不足した金額を大津市が算出したのが下記の表である。

(単位:千円)

年度	収納率 91%に不足した額	調整交付金減額
平成 18 年度	6,927	57,295
平成 19 年度	8,057	56,456
平成 20 年度	21,348	53,632

平成 18 年度はあと 6,927 千円、平成 19 年度は 8,057 千円、平成 20 年度は 21,348 千円収納できれば、平成 18 年度は 57,295 千円、平成 19 年度は 56,456 千円、平成 20 年度は 53,632 千円の交付金が収入できたわけであるので、調整交付金額が減額されない最低限の収納率を維持されるよう努力すべきである。

(6) 収納体制の整備

収納体制全般について、全庁的な経費削減策により、収納コストも削減する方向に指向しがちであるが、利用者の公平性の観点から最低限の督促体制を維持することは必要であると考えます。

大津市の国民健康保険料の現年度収納率は平成 20 年度において、中核市 41 市中 3 位と良好である。しかし、今回の調査において、滞納者について必ずしも十分な接触状況にあるとは判断できず、保険料を納付しないまま保険給付を受けている滞納者も見受けられる。滞納者が納付を行わない分は、まじめに納付する被保険者の保険料に反映され非常に不平等な結果となる。

現状の人員体制で十分か否かは大津市でよく検討されたいが、結果として滞納者に対する督促手続き、滞納整理等が必要最低限行えるよう体制の整備が必要である。

第 1 1 . 老人保健返納金・加算金等

1 . 担当部署 健康保険部 保険年金課及び介護保険課

2 . 未収金の内容及びその概要

(1) 返納金・加算金の概要

返納金、加算金の内容を相手先別にみると、診療報酬等の不正請求を大津市に対して行った医療機関等と、被保険者の資格を喪失したにもかかわらず大津市の国民健康保険被保険者証を使用した者に大別できる。

返納金の内容は、上記の医療等に係わる不当利得返還請求額である。不正利得の徴収等については、国民健康保険法第 65 条で定められており、また、国民健康保険法と同趣旨の規定が介護保険法第 22 条、老人保健法第 42 条、大津市医療費助成条例第 11 条、大津市老人福祉医療費助成条例第 10 条においても定められている。

加算金の内容は、返納金の内不正に係わるものにペナルティ的金額を加えるものである。加算金については国民健康保険法第 65 条第 3 項において、返還させる額その他、返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができると定めており、同趣旨の規定が介護保険法第 22 条第 3 項、老人保健法第 42 条第 3 項にもある。

一般会計の雑入に含まれる返納金は、大津市医療費助成返還金、大津市老人福祉医療費返還金であるが、この返納金については、加算金の定めはない。

(2) 未収金の性質

返納金及び加算金に係わる債権は、滞納処分を定めた地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の法律で定める歳入には該当しないとされ、強制徴収を行うことはできない。ただし、国民健康保険の不正に係わる返納金については国民健康保険法第 79 条の 2 の規定により強制徴収を行うことができる。

返納金及び加算金に係わる返還請求権の消滅時効については、当該債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利であることから、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により 5 年となる。

ただし、介護保険料については平成 21 年 5 月より法令改正により取扱が一部変更されており、強制徴収権のある公債権で、消滅時効の期間は 2 年となったが、平成 21 年 3 月までに発生した債権についてはなお従前の例によるとなっている。

(3) 返納金・加算金の未収金の状況

平成20年度末の発生年度別残高

平成20年度末時点の未収金を、発生年度別に整理すると次の表のようになる。この表を見ると、平成16年度と平成17年度に比較的多額に返納金が発生しており、平成18年度以降になって発生した未収金は少ない。

平成16年度、平成17年度には、大口の診療機関による不正請求事案が発生したため、大きくなっている。

(単位：千円)

項 目	発 生 年 度						合 計
	平成15年度以前	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
・一般会計							
雑入	-	1,049	71	-	-	-	1,120
一般会計合計	-	1,049	71	-	-	-	1,120
・特別会計							
1．国民健康保険							
返納金	823	5,413	489	539	768	467	8,500
加算金	-	2,011	-	-	-	-	2,011
(小計)	823	7,424	489	539	768	467	10,512
2．老人保健							
返納金	-	159	12,708	-	-	-	12,868
加算金	-	471	8,521	-	-	-	8,992
(小計)	-	631	21,229	-	-	-	21,860
3．介護保険							
返納金	2,143	3,459	-	-	-	-	5,603
加算金	1,237	160	-	-	-	-	1,397
(小計)	3,380	3,619	-	-	-	-	7,000
特別会計合計	4,203	11,674	21,718	539	768	467	39,373
合 計	4,203	12,723	21,789	539	768	467	40,494

相手先別未収金の内訳

次に、未収金を相手先別に分類すると、次の表のようになる。

単位：千円

項 目	相 手 先						一 般 被保険者
	医 療 機 関						
	A	B	C	D	E	小 計	
・一般会計							
雑入	1,049	-	-	-	-	-	71
一般会計合計	1,049	-	-	-	-	-	71
・特別会計							
1．国民健康保険							
返納金	4,851	-	-	-	-	4,851	3,649
加算金	2,011	-	-	-	-	2,011	-
(小計)	6,862	-	-	-	-	6,862	3649
2．老人保健							
返納金	12,868	-	-	-	-	12,868	-
加算金	8,992	-	-	-	-	8,992	-
(小計)	21,860	-	-	-	-	21,860	-
3．介護保険							
返納金	3,060	1,736	125	281	399	5,603	-
加算金	-	694	430	112	159	1,397	-
(小計)	3,060	2,431	556	394	558	7,000	-
特別会計合計	31,783	2,431	556	394	558	35,722	3649
合 計	32,832	2,431	556	394	558	36,773	3,720
総計							40,494

医療機関・介護事業所向け債権は 5 件であり、内容はいずれも過去の医療費、介護報酬の不正請求等を行ったことによる返納額である。

被保険者の国保返納金は 363 件であり、内容は国民健康保険の資格を喪失したにもかかわらず被保険者が保険証を使用したことによる返納額である。

個別状況

・A診療所 平成11年5月から平成16年4月に約62,700千円(社会保険分も含む)の診療報酬、介護報酬の不正請求があったため、返還請求を行っているが、平成16年と平成18年に不動産処分代金などの入金が行われた後、入金はない。現在も弁護士を通じ交渉継続中。

・B診療所 平成15年3月請求事案であり、入金実績なく、平成19年9月で債権のすべてについて消滅時効が成立していると思われる。時効の成立は、不正請求等にかかる金銭等の取得の日の翌日から起算して5年後と判断され、債権の発生時期も異なるため消滅時効は一時期に成立するわけではない。(以下同様)

・C介護事業所 本人の親族と返還協議中とのことであるが、平成14年10月請求事案であり平成19年度まで分割納入有り。

・D介護事業所 他の市町村と連絡を取りながら方針を検討とのことであるが、平成16年2月請求事案であり入金実績がなく平成20年7月で消滅時効が成立していると思われる。

・E介護事業所 行方不明。入金実績なし。平成17年3月請求事案。

3. 監査結果

(1) 不納欠損処理について

現在、医療機関等に対する未収金の中に消滅時効が完成しており法的に回収不能となっているものがある。他の市町村の裁判状況を見守っているものもある、安易に不納欠損処理を行うことは好ましくないが、法的に権利がなくなれば適切に処理されたい。

4. 意見

記載すべき事項はない。

第 1 2 . 後期高齢者医療保険料

1 . 担当部署 健康保険部 保険年金課

2 . 未収金の内容及びその概要

(1) 後期高齢者医療制度の概要

制度の内容

高齢者医療費を安定的に賄い、持続可能な制度として医療制度を構築していくため、平成 18 年 6 月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、新しい医療制度として「後期高齢者医療制度」が創設され平成 20 年 4 月から始まった。

この新しい医療制度の運営は、全国の 47 都道府県単位に設立された広域連合が担うことになり、本県においては、新しい医療制度の業務を滋賀県内の市町が共同で事務を処理するために、これらの市町で構成する「滋賀県後期高齢者医療広域連合」が発足している。

広域連合では、資格管理や保険料率算定、保険料額決定、医療給付保険事業などの事務を行い、各市町では被保険者証発行、保険料徴収方法決定、保険料徴収、申請受付、窓口対応などの事務が行われている。

医療費の負担

公費負担約 5 割、若い世代の保険料約 4 割、高齢者の保険料約 1 割の割合で医療費を負担している。

保険料の決定

保険料は毎年 7 月、前年中の所得をもとに計算。

保険料 = 所得割 + 均等割 (賦課限度額 50 万円)

所得割 = (総所得金額等 - 33 万円) × 保険料率 (平成 20 ・ 21 年度は 6.85 %)

均等割 = 一定金額 (平成 20 ・ 21 年度は 38,175 円)

保険料の納付方法

- ・ 特別徴収 (公的年金額が年額 18 万円以上の場合) 年金天引き
- ・ 普通徴収 (公的年金が年額 18 万円未満の場合) 納付書で納付

ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の 2 分の 1 を超える場合は普通徴収となる。

(2) 未収金の性質

後期高齢者医療保険料は、強制徴収権を有する公債権であり、督促を行っても納付がないときは、裁判上の手続きを経ずして強制的に差押え等の徴収手続きを行うことができる。

後期高齢者医療保険料の消滅時効は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 160 条の規

定により2年である。

(3) 未収入金の状況

平成20年度の収納状況

単位：千円

	普通徴収	特別徴収	合計
調定額 (比率)	675,847 33%	1,370,684 67%	2,046,531 100%
収入済額	658,061	1,370,684	2,028,745
収納率	97.4%	100%	99.1%
不納欠損額	-	-	-
収入未済額	17,786	-	17,786

(注1) 平成20年4月より制度が開始しているため、上記表はすべて現年分であり、平成19年度分以前の繰り越し滞納分はない。

(注2) 制度発足当初、それまで国民健康保険の被保険者でなければ特別徴収ができなかったことと、平成20年8月に制度改正が行われ保険料の減額になる者が発生し、その者について、保険料変更直後は特別徴収ができなかったこともあり特別徴収の比率は、当初予定されたよりも低くなっている。

管理システム

収納に関する管理システムは、大津市独自のシステムを使用しており、年度末の未収金については「現年度繰越対象者一覧表」で確認することができる。

人数 523人 17,786千円

(4) 徴収手続きの流れ

当初決定通知書発送と1期の納付書発送(7月)

2期から9期までの納付書発送(8月から翌年3月)

各期の納付がなかった場合には納期限の翌月20日に督促通知

そのほか年3回催告書を送付

必要に応じ滞納整理を実施。

(5) 収納管理の現況

人員配置

後期高齢者医療保険は、健康保険部保険年金課高齢者医療係において、正規職員6名、

嘱託職員 2 名、臨時職員 2 名の計 10 名の職員で担当されている。

督促活動

督促状は、1 期から 9 期まで翌月 20 日過ぎに定期的に発送されている。催告書は、平成 21 年 3 月 4 日付けで 596 件に対して送付された。

未納が続くと、国民健康保険と同じように短期被保険者証や資格証明書を交付する制度がある。平成 20 年度は、8 月 1 日に短期被保険者証は交付されているが、資格証明書は交付されていない。

繰越滞納分の納付状況

当初、制度の内容がわかりにくかった点や特別徴収になる被保険者でも普通徴収になったことなど、制度が十分に理解されないために滞納が発生した要素もある。そのため、平成 21 年度になってからは電話催告により制度説明をしながら納付督促をすることにより納付される者もあり、平成 22 年 1 月 15 日現在で平成 20 年度未収入額の内 55.6% がすでに納付された。

(6) 不納欠損処理の状況

現在のところ、不納欠損処理の実績はない。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

記載すべき事項はない。

第 13 . 介護保険料

1 . 担当部署 健康保険部 介護保険課

2 . 未収金の内容及びその概要

(1) 介護保険制度の概要

制度内容

介護保険は、21 世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図り、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支える制度である。

市町村は、介護保険法第 117 条により、高齢者の健康、福祉及び介護に関わる施策全体を体系的、計画的に推進するため「介護保険事業計画」を定める必要がある。大津市では、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とする「第 4 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護に係わる諸施策を実施している。

介護保険の被保険者

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
対 象 者	大津市に住所を有する 65 歳以上の者	大津市に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の者で、医療保険に加入している者
サービスを利用できる対象者	日常生活において介護や支援が必要になり、認定を受けた者	脳血管疾患など老化に伴う 16 種類の病気が原因で、日常生活において介護や支援が必要になり、認定を受けた者
被保険者証	申請手続き不要。 65 歳の誕生日の前月に送付。	要介護または要支援認定を受けた者のみ認定後に送付。

介護保険料

介護保険料は、第 1 号保険料と第 2 号保険料に区分され、第 1 号保険料は市町村で決定し徴収されるが、第 2 号保険料は各医療保険者において徴収され介護保険給付金として市町村に支払われる。

大津市における第 1 号被保険者の平成 20 年度における保険料は下記のとおり 6 段階の定額制である。(平成 21 年度からは、8 段階の定額制に変更されている。)

段 階	内 容	算定方法	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、または市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	23,668 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が 80 万円以下	基準額 × 0.5	23,668 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が 80 万円超	基準額 × 0.75	35,502 円
第 4 段階	本人市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる	基準額	47,336 円
第 5 段階	本人市民税課税で、合計所得金額が 200 万円未満	基準額 × 1.25	59,170 円
第 6 段階	本人市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上	基準額 × 1.5	71,004 円

徴収方法

第 1 号被保険者の保険料の徴収方法は特別徴収と普通徴収による方法があり、どちらの方法で徴収されるかは、公的年金の受給状況によって決定される。

()特別徴収

老齢年金、遺族年金、障害年金等の受給額が年額 18 万円以上の者。

年金の支給時に源泉徴収が行われ、年金支給者から直接大津市に納付されるため収納率は 100%となる。

()普通徴収

老齢年金、遺族年金、障害年金等の受給額が年額 18 万円未満の者。

また、年金の年額が 18 万円以上の者でも、次の場合には普通徴収になる。

- ・ 65 歳になったとき
- ・ 所得段階の区分が変更になったとき
- ・ 他の市町村から転入してきたとき
- ・ 年度の初め（4 月 1 日）時点で年金を受けていなかったとき

(2) 未収金の性質

介護保険料は、強制徴収権を有する公債権であり、督促を行っても納付がないときは、裁判上の手続きを経ずして強制的に差押え等の徴収手続きを行うことができる。

介護保険料の消滅時効は、介護保険法第 200 条の規定により 2 年である。

公債権の消滅時効については、時効の援用を必要とせず、また、その利益を放棄することはできない。時効の援用とは、債務者が時効の完成について主張することをいい、時効の利益の放棄ができないとは、消滅時効が完成した後に納付を行うことはできないということである。

(3) 未収金の状況

介護保険料の過去5年間の調定・収納状況

介護保険料の収納すべき額には、現在の年度の分と前年度より繰越されてきた滞納繰越分とに大別できる。

まず、現年分の年度別推移状況をみると、次の表のとおりとなる。

() 現年分の推移 特別徴収+普通徴収分 (単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調 定 額	2,130,291	2,397,904	2,853,241	3,012,651	3,134,078
収 入 済 額	2,093,604	2,357,154	2,807,277	2,967,437	3,086,877
収 納 率	98.3%	98.3%	98.4%	98.5%	98.5%
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	36,687	40,750	45,963	45,213	47,200
(前年度比)	-	11%増	12%増	2%減	4%増

この表から、介護保険料の調定額は年々増加しているが、収納率はあまり大きな変動はなく 98.3%～98.5%の範囲内の収納率になっている。平成 18 年度より若干ではあるが収納率が増加しているのは、次表にもあるが特別徴収の割合が増加したことによると思われる。

次に、現年分の中には特別徴収によるものと普通徴収によるものがある。これを区分し調定額、収納率の推移をみると次の表のとおりとなる。

() 現年分の推移 徴収区分別

現年 特別徴収分 (単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調 定 額	1,772,840	1,979,318	2,413,103	2,653,539	2,766,781
特別徴収の割合	83.2%	82.5%	84.6%	88.1%	88.3%
収 入 済 額	1,772,840	1,979,318	2,413,103	2,653,539	2,766,781
収 納 率	100%	100%	100%	100%	100%
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	-	-	-	-

特別徴収の割合とは、現年分の調定額に占める現年特別徴収の調定額の割合であり、介護保険料の調定額に特別徴収分がどの程度の割合を占めているかを示している。平成 20 年度でいえば現年分調定額 3,134,078 千円のうち 88.3%の 2,766,781 千円を特別徴収し、特別徴収の収納率は 100%であるので全体の収納率も高くなる構造になっている。

現年 普通徴収分

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調 定 額	357,451	418,586	440,137	359,112	367,296
普通徴収の割合	16.8%	17.5%	15.4%	11.9%	11.7%
収 入 済 額	320,764	377,835	394,174	313,898	320,095
収 納 率	89.7%	90.3%	89.6%	87.4%	87.2%
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	36,687	40,750	45,963	45,213	47,200
(前年度比)	-	11%増	12%増	2%減	4%増

平成 19 年度に調定額が減少しているのは、平成 18 年 9 月までは遺族年金と障害年金の受給者が普通徴収で納付していたのが、平成 18 年 10 月からは年金から天引きする特別徴収になったためである。

次に、滞納繰越分についてであるが、前年度末時点で収入未済額であったものは繰越調定という手続きで翌年度に繰り越される。例えば、平成 20 年度の滞納繰越分の調定額というのは、平成 19 年度末の収入未済額であり、平成 20 年度の収入済額はこの金額のうち平成 20 年度にどれだけ収納されたかを表すものである。

滞納繰越分の調定額、収入額、不納欠損額等の推移を表したのが次の表である。

() 滞納繰越分

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調 定 額	66,061	97,016	123,111	154,422	184,494
収 入 済 額	7,735	12,500	10,629	9,012	8,432
収 納 率	11.8%	12.9%	8.6%	5.8%	4.6%
不納欠損額	1,558	2,155	3,795	5,900	9,526
収入未済額	56,767	82,360	108,686	139,510	166,535
(前年度比)	-	45%増	32%増	28%増	19%増

この表より、滞納繰越分の調定額、収入未済額は年々増加していること、また、収納率は現年の収納率に比べ著しく低くまた、収納率は年々低下していることが読み取れる。

次に、滞納繰越分の徴収方法は普通徴収であるので、現年分と滞納繰越分を合算させた普通徴収による収納率の推移は次の表のとおりである。

() 普通徴収分 (現年+滞納繰越) (単位 : 千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調 定 額	423,513	515,602	563,249	513,535	551,791
収 入 済 額	328,499	390,335	404,803	322,910	328,527
収 納 率	77.6%	75.7%	71.9%	62.9%	59.5%
不納欠損額	1,558	2,155	3,795	5,900	9,526
収入未済額	93,455	123,111	154,650	184,724	213,736
(前年度比)	-	32%増	26%増	19%増	16%増

滞納繰越分の収納率悪化の影響を受け、普通徴収全体でみても収納率は悪化してきている。

最後に、普通徴収も特別徴収もすべて合算した推移表が次の表となる。

() 介護保険料合算 (普通徴収+特別徴収) (単位 : 千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調 定 額	2,196,353	2,494,921	2,976,352	3,167,074	3,318,573
収 入 済 額	2,101,340	2,369,654	2,817,906	2,976,449	3,095,309
収 納 率	95.7%	95.0%	94.7%	94.0%	93.3%
不納欠損額	1,558	2,155	3,795	5,900	9,526
収入未済額	93,455	123,111	154,650	184,724	213,736
(前年度比)	-	32%増	26%増	19%増	16%増

平成 20 年度末未収金の発生年度別残高

平成 20 年度末の介護保険料の未収金の残高をその債権が発生した年度別にまとめると次の表のとおりとなる。

(単位 : 千円)

平成 15 年度以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	合 計
38,887	23,295	27,330	35,224	41,799	47,200	213,736

平成 20 年度発生分は、現年発生分であるが、平成 19 年度分以前は繰越滞納分である。介護保険料の消滅時効が 2 年であることを考えると、平成 18 年度以前に発生した債権が合計 124,737 千円あるが、この債権のすべてに時効中断等の理由があるとは考えにくい。この点は (6) 不納欠損の状況で検討する。

保険料賦課階層別未収金の状況

介護保険の未収金を、介護保険料の階層別に分類すると次の表のようになる。

(単位：人、千円)

	現 年 度 分				滞 納 繰 越 分		
	被保険者数	人数	未収金額	平均単価	人数	未収金額	平均単価
第1段階	1,234	97	1,086	11	206	9,453	45
第2段階	9,822	490	8,153	16	794	46,330	58
第3段階	7,056	146	3,301	22	324	15,389	47
第4段階	20,997	377	11,584	30	522	39,990	76
第5段階	15,642	406	14,987	36	538	36,960	68
第6段階	12,959	186	8,087	43	204	18,412	90
総 計	67,710	1,702	47,200	27	2,588	166,535	64

被保険者1人当たりの平均滞納額は現年度分で27千円、滞納繰越分で64千円である。

他の中核市との比較

他の中核市の収納状況は、中核市間で情報交換を行い調査したところによれば、大津市は現年普通徴収の収納率は平均的であるのに対して、滞納繰越の収納率は最下位である。

(4) 収納手続から督促、滞納処分の状況

介護保険課では、保険料の賦課から収納に至る業務を賦課収納係の4名の正規職員で行っているが、業務の重点は賦課業務に置かれ、収納に係わる業務は半分以下である。

収納にかかる業務の流れは、以下のようになる。

1. 当初決定通知書発送(6月)
2. 1期から10期までの納付書発送(納期限は6月末から翌年3月末まで)
3. 納付書で期限内納付がなされれば完了。各期の納付がなかった場合には督促状を発行する。平成20年度の各納期にかかわる督促状の発行状況は次のとおりである。

期別	発送日	件数(件)
1	平成20年7月22日	1,539
2	平成20年8月20日	1,463
3	平成20年9月22日	1,342
4	平成20年10月20日	1,565
5	平成20年11月20日	1,281
6	平成20年12月22日	1,310
7	平成21年1月26日	1,398
8	平成21年2月23日	1,418
9	平成21年3月23日	1,472
10	平成21年4月20日	1,506

大津市財務規則上は、第49条1項で収納すべき納期限後20日以内に、督促状を送付しなければならないと定めている。

4. 随時電話による催告

平成20年度は、介護認定申請(新規、更新、区分変更)時における電話催告以外は実施されていない。

5. 滞納処分

平成20年度は、財産の差押え等の滞納処分は一切行われていない。

(5) 滞納者に対する保険給付の制限

1. 保険料を1年以上滞納するとサービスの利用が一旦全額自己負担になる。(償還払い化、介護保険法第66条)
2. 1年6ヶ月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めになる。(介護保険法第67条)
3. さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額を控除される場合がある。
4. 滞納が2年を過ぎると、利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりする。(介護保険法第69条)

大津市においては、滞納者に対する保険給付の制限は一切行われていない。

他の中核市でも、給付制限が行われている人数は限られているが、全く行われていないのは大津市を含め3市のみである。

(6) 不納欠損の状況

不納欠損の実施状況

未収金の状況を参照。

不納欠損を行う方針

介護保険料の消滅時効は2年であり、債権の時効の起算点から2年を経過した債権は徴収権が消滅し不納欠損処理が必要になるが、大津市は消滅時効が完成したからといってすべての債権を不納欠損処理してはいない。

大津市は、消滅時効である2年が経過し時効が完成した債権の中で、平成19年度までは被保険者が死亡した場合に限り、不納欠損処理を行ってきた。また、平成20年度は消滅時効である2年が経過した債権のうち被保険者が死亡した場合に加え、行方不明になった場合にも不納欠損処理を行っている。

滞納がある場合の給付制限

介護の認定申請があった時点で、過去の10年間の滞納状況を審査し利用者負担割合を決定するが、その際過去に滞納があると保険給付割合が減額(9割負担から7割負担へ)され、言い換えれば本人負担が1割から3割になる期間が発生する。本人負担が3割になってしまうと、介護給付の金額が比較的高額になるため、自己負担分を支払うことができず、結果的に申請をあきらめる利用者がでてくる。

時効により一律に不納欠損処理を行わない理由

大津市は、消滅時効の2年を過ぎた介護保険料について時効により一律に不納欠損処理をせず、収納できるようにしている。それは、滞納があっても給付制限を受けず、介護の申請を諦めなくてもいいようにするためである。

その前提として、収納の対象となる債権が残っている必要があり、過去の債権を不納欠損処理してしまうと債権がなくなり収納できなくなるために時効による一律の不納欠損処理はしていない。

他の中核市との不納欠損処理の比較

平成20年度で中核市であった他の市と不納欠損処理額を平成16年度から平成20年度まで比較すると、41中核市の中で5年度連続最も低い金額となっている。それも、金額的には桁違いに低い状況である。

[資料1] 参照

[資料 1]他の中核市の不納欠損の状況（福山市による集計資料）

（単位：千円）

都市名	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
函館市	10,685	12,911	15,563	16,542	19,375
旭川市	20,541	27,505	37,076	43,172	55,094
青森市	34,882	46,833	53,225	53,613	53,301
盛岡市	15,926	15,836	18,027	18,737	27,819
秋田市	38,744	48,774	53,648	48,535	51,274
郡山市	15,173	15,863	17,567	18,862	20,642
いわき市	14,526	18,823	21,249	23,432	38,744
宇都宮市	35,628	41,340	43,293	48,764	53,221
前橋市	13,349	17,246	19,137	20,269	27,864
川越市	15,229	18,365	17,918	18,698	23,543
船橋市	34,666	40,032	42,211	45,262	48,873
柏市	13,536	16,973	17,225	18,771	33,122
横須賀市	26,550	31,062	33,809	34,343	41,524
相模原市	32,952	41,723	48,634	53,935	71,905
富山市	17,663	27,573	30,932	33,983	36,872
金沢市	16,431	26,947	32,422	34,154	40,531
長野市	6,120	8,898	11,168	13,720	18,893
岐阜市	36,071	43,935	48,354	54,578	64,238
豊橋市	25,403	26,890	30,957	34,742	52,767
豊田市	12,935	17,923	20,769	23,404	31,582
岡崎市	2,150	13,106	11,926	18,682	19,210
大津市	1,558	2,155	3,795	5,900	9,526
高槻市	16,074	19,164	20,807	21,702	24,742
東大阪市	68,492	77,639	81,675	86,582	119,384
姫路市	40,147	53,548	65,482	73,522	103,959
尼崎市	46,716	59,197	63,768	67,177	92,849
西宮市	10,066	10,740	10,980	11,004	17,732
奈良市	18,242	27,973	33,087	34,474	42,586
和歌山市	50,921	64,483	70,805	72,663	81,817
倉敷市	20,927	31,280	42,428	45,953	50,665
福山市	15,971	26,210	31,301	33,841	41,835
下関市	21,350	29,217	36,758	37,216	36,894
高松市	19,777	26,908	28,229	29,187	35,608
松山市	10,740	15,822	19,160	40,967	79,835
高知市	38,039	62,505	70,482	77,075	79,710
久留米市	19,420	36,162	34,949	35,055	44,197
長崎市	33,885	49,347	55,772	59,653	86,614
熊本市	53,312	71,776	76,188	81,727	99,846
大分市	16,690	25,633	31,645	37,009	44,691
宮崎市	15,022	31,784	33,843	31,147	31,681
鹿児島市	45,868	69,518	78,065	82,859	86,172

3. 監査結果

(1) 不納欠損処理について

不納欠損処理は、平成 19 年度までは消滅時効が到来した債権のうち被保険者死亡分しか行われておらず、平成 20 年度も消滅時効が到来した債権の被保険者が死亡あるいは行方不明になったケースのみ不納欠損を実施している。しかし、介護保険料は公債権であり、時効の援用を必要とせず徴収権が消滅してしまう。

大津市は、「(6) 時効による不納欠損処理を行わない理由」で述べたように、被保険者が保険給付割合の減額にならないよう、一律には不納欠損処理を行っていないが、不納欠損処理を行わずとも徴収権は消滅している。

そのため、消滅時効により徴収権が消滅したものについては不納欠損処理を行う必要がある。

(影響額)

介護保険料の消滅時効が 2 年であるため、平成 20 年度末においては、時効中断がある場合を除いて概ね平成 18 年度以前に調定している未収金については徴収権が消滅していると推定できる。

平成 15 年度以前	38,887 千円
平成 16 年度	23,295 千円
平成 17 年度	27,330 千円
平成 18 年度	<u>35,224 千円</u>
(計)	<u>124,737 千円</u>

保険料の消滅時効の起算日は、保険料の納期限の翌日と解されている。また、介護保険法の規定による徴収金の督促は、時効中断の効力を生ずる(介護保険法第 200 条第 2 項)。大津市は、普通徴収により納期限に収納できなかったときは翌月に督促を行っている関係で平成 18 年度第 10 期分については、平成 19 年 4 月に督促を行っているので、平成 20 年度末時点では徴収権は有していたと考え得る。

その他、個別に時効中断があることも考え得るので、上記 124,737 千円から督促その他による時効中断分を除いた額が平成 20 年度末における本来行うべきであった不納欠損額となる。

また、不納欠損処理を行っていないことから、被保険者が介護保険の適用申請を行った時点で未収金があった場合、徴収権が消滅している未収金も含め、滞納繰越未収金の収納をおこなっている。

(2) 保険給付の制限に対する姿勢

大津市は、要介護または要支援状態となった場合にこれを救済するのが介護保険制度であり、その給付を確実に行うことが最優先であると考えている。介護サービスを受ける側からすればありがたい姿勢であろう。

しかし、一方で介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき被保険者が相互に保険料を負担しあうという社会保険制度の考えに基づき成り立っている。そうした中で、保険料を滞納している者が、一方で保険給付を受け続けることは、介護保険制度の趣旨に反し、他の被保険者の保険料納付意欲を減退させることとなる。そのため、介護保険法の中で、滞納者に対する保険給付を制限し被保険者間の公平を図ることとされたのである。

大津市は、被保険者間の公平という介護保険法の規定を軽視することなく、法律で定められた保険給付制限を行われたい。

(3) 督促体制について

督促状、催告書はシステム的に出力されているが、その他電話督促や個別訪問等の催告の手続きは一部を除いて行われていない。

それは、滞納繰越分の平均額が 64 千円と少額であり回収に要する費用を考慮すると費用対効果が十分でないとの判断があるためである。

しかし、被保険者と接触を取り、被保険者の状況を聞きながら納付相談を実施することは滞納未収金の収納率を改善する第一歩であり、もう少し被保険者との接触を増加されたい。

(4) 滞納処分について

1 人当たりの平均滞納金額は、現年分で 27 千円、繰越滞納分で 64 千円と少額であることもあり滞納処分は全く行われていない。しかし、滞納処分を全く行わないと被保険者の中には介護保険料は介護認定を受ける時点まで支払う必要なしと考える者も出てくる可能性もあり、まじめに納付を行った者との間で不公平が発生するので滞納処分を厳格に実施すべきである。

4. 意見

(1) 普通徴収の効率化について

介護保険料を普通徴収によって納付している被保険者の医療保険は、親族等の扶養家族になっている者と本人自身が被用者保険に加入している者を除けば 65 歳以上 75 歳未満の者は国民健康保険、75 歳以上の者は後期高齢者医療保険である。

国民健康保険、後期高齢者医療保険は大津市において賦課、収納手続きを行っている保険であり、介護保険と収納手続き、督促手続き、滞納整理手続きなどを統合することによる効率化と利用者からみた利便性の向上について検討されたい。

第 14 . 産業観光部その他雑入

1 . 担当部署 産業観光部 田園づくり振興課

2 . 未収金の内容及び概要

(1) 未収金の内容及び経緯

田園づくり振興課が発注した小規模土地改良事業 2 件を落札し、工事続行不能となった業者に対する回復措置等の費用として請求した債権 870 千円が未納となっているものである。なお、本債権は民法上の損害賠償請求権で、消滅時効は 10 年である。

具体的には、平成 15 年 10 月発注工事及び同年 12 月発注工事をともに本件債務者が落札した。ところが、両工事とも施工準備はするも工事が進捗せず、平成 16 年 3 月に工事続行不能届が提出され建設工事請負契約解除を行った。契約条項に基づく仮設構造物その他の物件の撤去と工事用地回復措置についても同社から措置の不能届が提出されたため、この措置に対する工事を発注し、これに要した費用 870 千円を同社に請求するも入金なく、平成 16 年 7 月末を納入期限とする督促状をはじめ、再三にわたる督促行為を行ったが今日まで未納である。なお、平成 17 年 3 月 25 日付で納付に関する誓約書をもらっている。

その後、平成 19 年 6 月に弁護士から代表者個人の破産申し立ての通知が届き、問合せの結果、相手方である法人そのものも破産状態であるが破産にかかる費用が捻出できないためそのまま放置する方針であることが判明した。大津市としては、今後、代表者宅を訪問し、あるいは電話連絡するなどして債務者との交渉を継続する方針である。

3 . 監査結果

記載すべき事項はない。

4 . 意見

(1) 回収可能性について

本債権を回収することは相当困難と思われるが、大津市としては実施可能な手段をすべて執行し、回収に努めるべきである。あらゆる手段を尽くしたうえで、結果として回収不能となれば、不納欠損処理に向けた手続きをされたい。

第 15 . 市場使用料等

1 . 担当部署 産業観光部 公設卸売市場

2 . 未収金の内容及び経緯

大津市公設地方卸売市場の市場使用料並びにそれに伴う光熱水費に関する未収金 3,660 千円である。

具体的には、同市場に入所していた業者の 1 社の市場使用料並びにそれに伴う光熱水費が平成 20 年 7 月から未納になり、平成 20 年度末で未収金残高が、3,660 千円発生した。その後、平成 21 年 7 月末で同社は市場を退去したが、平成 21 年 11 月に未収金全額が完納された。

3 . 監査結果

記載すべき事項はない。

4 . 意見

記載すべき事項はない。

第 16 . 土地使用料

1 . 担当部署 都市計画部 住宅課

2 . 内容及び概要

平成 20 年度末における土地使用料に係る未収金は 7,271 千円であるが、このうち 7,145 千円は市営住宅駐車場に係る未収金であるため、これについては次項「第 17 . 住宅使用料」に含めるものとする。

ここでは、残りの 125 千円について報告を行う。

駐車場使用料を除いた土地使用料の未収金の年度末の状況は以下のとおりである。

(単位 : 千円、件)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
未収残高	125	125	125	125	125
未収件数	1	1	1	1	1

当該未収金は法人に対する 1 件のみであり、土地の利用は平成 15 年 10 月までである。現在この法人は実質倒産状態であり、代表者も行方不明となっている。従って回収の見込みはないと思われる。

なお、この土地は現在他の者が使用しており未収金は発生していない。

3 . 監査結果

(1) 不納欠損処理について

上記のとおり回収の可能性は極めて低いと思われるため、不納欠損処理すべきである。

4 . 意見

記載すべき事項はない。

第 17 . 住宅使用料

1 . 担当部署 都市計画部 住宅課

2 . 内容及び概要

(1) 市営住宅及び自動車駐車場の状況

公営住宅制度は、地方自治体が、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

大津市では大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下、条例という）及び大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（以下、規則という）を制定し、市営住宅の設置及び管理について必要な事項を定めている。

市営住宅の種類、戸数等は以下のとおりである。

また、高城団地ほか 38 団地には市営住宅の共同施設として駐車場を設置しており、入居者に賃貸している。

住宅種類	団地数	管理戸数	設置目的
公営住宅	高城団地ほか 54 団地	2,559 戸	大津市が建設、買取又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及び附帯施設で、公営住宅法の規定による国の補助に係るものをいう。
改良住宅	下龍華団地ほか 9 団地	386 戸	住宅地区改良法の規定により建設を行い、賃貸するための住宅及び国土交通大臣の承認を受けた小集落地区改良事業に関する計画に基づき建設し、賃貸するための住宅をいう。
地域特別賃貸住宅	中央二丁目団地	7 戸	国土交通大臣の承認を受けた地域特別賃貸住宅供給計画に基づき建設し、賃貸するための住宅をいう。
特定公共賃貸住宅	仰木の里団地ほか 2 団地	47 戸	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定により市が建設を行い、中堅所得者等に賃貸するための住宅で、優良賃貸住宅法の規定による国の補助に係るものをいう。

管理戸数は平成 20 年度末現在

平成 20 年度末時点での利用率は 92.6%であるが、政策空家を考慮した実質的な利用率は 96.9%となっている。

(2) 未収金の状況

過去 5 年間における調定額及び年度末未収金の状況は以下のとおりである。

住宅使用料

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調定額	649,283	659,344	668,650	665,245	666,889
年度末未収残高	72,299	78,567	79,073	76,832	80,235
収納率 (%)	88.86	88.08	88.17	88.45	87.92
未收件数 (件)	1,086	979	978	934	945
不納欠損額	1,849	1,892	2,045	2,180	349

市営住宅自動車駐車場使用料

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調定額	48,073	49,156	50,580	49,897	47,822
年度末未収残高	6,829	7,627	7,669	6,786	7,098
収納率 (%)	85.79	84.48	84.84	86.40	85.06
未收件数 (件)	290	324	304	258	254
不納欠損額	283	368	507	232	47

また、平成 20 年度における中核市の家賃収納状況は以下の通りである。

都市名	人口 (人)	管理戸数 (戸)	調定額 (千円)	収入未済額 (千円)	不納欠損額 (千円)	収納率 (%)	収納率 順位
函館	285,214	6,162	1,081,471	80,361	4,353	92.2	6
旭川	354,559	4,880	1,179,117	322,607	6,823	72.1	32
青森	306,515	2,825	599,744	108,307	4,087	81.3	17
盛岡	293,289	2,778	721,934	190,587	15,077	71.5	33
秋田	325,091	2,222	668,166	137,659	-	79.4	20
郡山	337,869	3,860	1,079,505	226,124	26,741	78.5	22
いわき	345,516	7,439	1,271,614	161,330	6,110	86.8	10
宇都宮	508,679	3,659	1,276,046	381,220	11,683	69.2	34
川越	337,763	1,101	373,438	97,625	-	73.9	30

都市名	人口 (人)	管理戸数 (戸)	調定額(千 円)	収入未済 額(千円)	不納欠損 額(千円)	収納 率(%)	収納 率順位
船橋	590,943	1,269	418,795	106,923	-	74.5	29
柏	394,818	835	241,480	53,261	-	77.9	23
横須賀	418,870	4,985	1,206,638	1167,976	7,104	85.5	14
相模原	710,336	2,582	944,700	75,577	-	92.0	7
富山	417,308	4,282	1,186,342	235,588	6,975	79.6	19
金沢	456,055	3,481	968,773	124,953	3,563	86.7	11
長野	380,883	3,487	886,819	118,149	12	86.7	11
岐阜	420,891	3,744	749,590	77,924	18,675	87.1	9
岡崎	376,220	2,781	670,449	36,886	3,061	94.0	1
豊田	422,865	2,209	535,415	33,898	691	93.5	2
豊橋	384,431	4,205	969,679	116,099	-	88.0	8
高槻	358,539	574	96,096	36,274	563	62.0	38
東大阪	505,703	1,258	308,840	74,550	-	75.9	25
姫路	535,968	6,287	1,529,486	113,180	1,415	92.5	3
西宮	479,192	10,082	3,071,627	564,384	132,667	77.3	24
奈良	368,592	2,329	1,048,152	644,366	-	38.5	39
和歌山	369,951	6,792	1,276,332	410,470	15,070	66.7	35
岡山	695,170	5,626	1,203,769	431,050	1,516	64.1	36
倉敷	479,313	4,248	753,927	183,700	2,732	75.3	26
福山	463,582	3,368	838,557	232,845	-	72.2	31
下関	288,002	7,002	1,849,615	680,287	-	63.2	37
高松	425,268	4,324	783,177	194,330	1,559	75.0	28
松山	513,496	4,718	968,150	200,155	6,260	78.7	21
高知	340,208	4,656	1,124,543	76,629	8,543	92.4	4
久留米	303,233	4,721	977,682	231,516	12,159	75.1	27
長崎	448,463	9,530	2,463,756	179,615	9,617	92.3	5
熊本	670,670	13,250	4,264,243	744,359	19,688	82.1	16
大分	471,974	5,184	1,517,196	303,849	4,325	79.7	18
宮崎	368,735	5,356	1,348,367	198,818	9,174	84.6	15
鹿児島	603,216	11,168	3,069,924	367,710	24,056	86.2	13
中核市平均	429,674	4,596	1,167,267	223,619	9,587	79.1	-
大津	334,341	2,999	667,238	80,585	349	87.9	-

平成 20 年度の中核市と比較した場合、大津市の収納率は第 9 位に位置する。

(3) 未収金の性質

市営住宅家賃未収金については、公の施設の使用料に当たるとして公債権として取扱う見解もあるが、一般的には民事上の賃貸借契約に基づく賃料債権と異なるものではないと解されている。

大津市においても私債権として取扱っており、その時効は5年である。

(4) 入居手続き

市営住宅の空家募集は年4回実施されており、大津市の広報紙やホームページで公募されている。平成21年度は5月、8月、11月及び平成22年2月に申込みを受付し、入居予定はそれぞれ平成21年7月、10月、平成22年1月、4月となっている。この他に新築募集が随時行われる。

入居資格は条例で定められており、公営住宅については以下のいずれの条件も備えている必要がある。(平成21年度募集における入居資格)

(1)大津市内に住所又は勤務場所を有し、市町村税、及び国民健康保険料を完納していること。

(2)現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(3)申込者及び同居人が暴力団員(1)でないこと。

(4)入居者全員の収入月額が、一般世帯(原則階層)は158,000円以下であること。高齢者、障害者等の世帯で、下記のいずれかに該当する世帯(裁量階層)は214,000円以下であること。(2)

入居者が昭和31年4月1日以前に出生したものでかつ同居者のいずれもが昭和31年4月1日以前に出生した者もしくは18歳未満である。

入居者又は同居者が身体障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級から4級である。

入居者又は同居者が戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている。障害の程度が恩給法別表第1号ノ2の特別項症から第6項症まで、又は第1号表の3ノ第1款症である。

入居者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている。

入居者又は同居者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級又は2級である。

入居者又は同居者が療育手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が重度又は中度である。

入居者又は同居者が海外からの引揚者本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない。

入居者又は同居者がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である。

同居者に小学校就学前の子どもがいる。

(5)現に住宅に困窮していることが明らかで次のいずれかに該当すること。

非住家屋に居住し、保安上危険又は衛生上有害な状態である。

住宅がないために親族と同居できない。

住宅がないために他の世帯と同居している。

住宅の規模・設備又は間取りと世帯構成の関係から衛生上等不適当な居住状況である。

(居住部分が1人当たり4.0畳以下)

正当な理由による立退要求を受けているが立退先がない。(契約期限切れ及び自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く)

結婚したいが住宅がない。(入居予定日から3カ月以内に婚姻する場合に限る)

遠距離から通勤している。(通勤時間が片道1時間以上)

高額家賃を払っている。(収入月額に対する家賃の割合が35%以上)

(6)自己の家屋(共有物件を含む)を所有している場合は原則として申込みできない。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2)収入月額は手取りではなく、募集案内に示された一定の方法で算出する。

また、上記(2)に代わり、次のいずれかに該当すれば単身者でも入居できる住宅がある。

(1)昭和31年4月1日以前に出生した者

(2)障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの。

障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級から4きゅうである者。

精神障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1級から3級である者。

療育手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が重度から軽度である者。

(3)戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は、第1号表ノ3の第1款症。

(4)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている。

(5)生活保護法による被保護者。

(6)海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない。

(7)ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。

(8)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの。

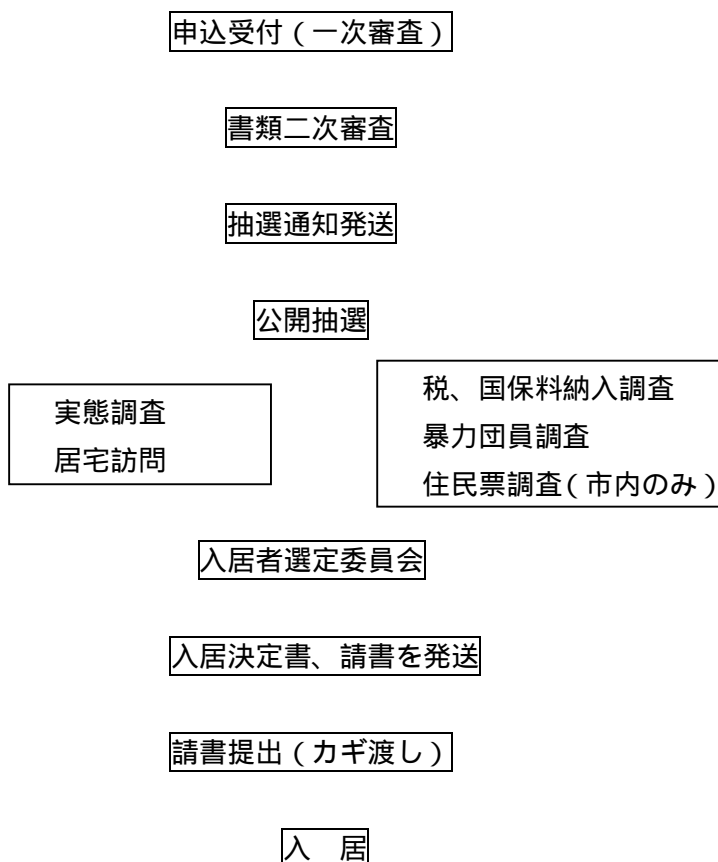
配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。

配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。

その他一定の条件を満たせば以下の特定目的住宅に入居することができる。

- ・ひとり親世帯向住宅
- ・障害者世帯向住宅
- ・障害者世帯向住宅（車椅子常用者世帯向住宅）
- ・多子世帯向住宅
- ・子育て世帯向住宅
- ・老人世帯向住宅
- ・高齢者世帯住宅
- ・高齢者世話付住宅：シルバーハウジング

申込みから入居までの流れは以下のとおりである。



応募は1世帯1戸に限られており、空家募集で連続4回落選した場合は、落選後1年間優先入居資格を有する。ただし、新築募集の落選は空家募集の連続4回には含まれない。また、入居決定の際提出する請書には連帯保証人2名の署名が必要であり、連帯保証人は親族あるいは大津市内に住所を有し、入居者と同程度又はそれ以上の収入が必要となっている。

(5) 家賃の決定

市営住宅の家賃は家賃負担能力と住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき条例及び、規則で定められており、現行の月額家賃は最低1,400円から最高103,400円と非常に幅広いものとなっている。公営住宅の家賃は次の式により算定される。

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

家賃算定基礎額

家賃算定基礎額は入居者の収入額に応じ公営住宅法施行令によって次の通り定められている。

(単位：円)

収入基準（収入月額）	家賃算定基礎額
0~104,000	34,400
104,001~123,000	39,700
123,001~139,000	45,400
139,001~158,000	51,200
158,001~186,000	58,500
186,001~214,000	67,500
214,001~259,000	79,000
259,001~	91,100

入居者の収入額が家賃算定の基礎となるため、毎年収入申告をしてもらうことになる。

市町村立地係数

市町村立地係数は公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7~1.6の間で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値であって大津市は1.0となっている。

規模係数

規模係数は当該住宅の存する公営住宅の床面積の合計を65㎡で除した額である。

経過年数係数

経過年数係数は公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値である。既成市街地等と一般地域に分かれており、大津市は一般地域である。係数の計算方法は以下のとおりである。

(木造の場合)

$$1 - 0.0087 \times \text{経過年数}$$

(木造以外)

$$1 - 0.0039 \times \text{経過年数}$$

利便性係数

地方公共団体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.5以上1.6以下で定める数値である。なお、大津市の利便性係数については「大津市営住宅の利便性係数について(平成10年2月24日告示第15号)」にて団地ごとに定められている。

(6) 家賃の徴収

家賃の徴収は口座振替あるいは納付書での入金となる。口座振替の場合の引落日は毎月末となっている。納付書の場合、毎年4月と10月にそれぞれ半年分計6枚を郵送し、それぞれの納期限までに入金してもらうことになっている。

平成21年10月時点での口座振替の利用率は家賃が59.94%、駐車場が30.06%である。駐車場の利用率が低い、これは駐車場の口座振替制度を開始したのが平成20年10月からであり、現在納付書発送時に口座振替の周知啓発を行っている。

市営住宅家賃及び駐車場使用料の未収入金に関する事務手続きは以下のとおりである。

市営住宅入居者の決定

収入申告書等の提出受付

家賃の決定

納付書の発送 (半期分 4月、10月)

督促状の発送 (翌月20日以降)

滞納者への戸別訪問

催告書の発送 (随時)

保証人への通知 (随時)

滞納者に対する条件付明渡請求

—————> 【支払いあり】
【支払なし】 (明渡請求の取消及び納付誓約書の提出)

議会への議案提出

議決

訴訟手続きの開始

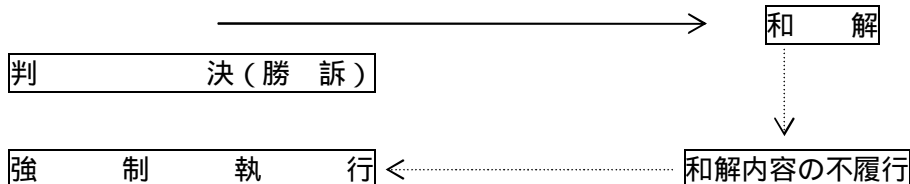
口頭弁論

判決(勝訴)

強制執行

和解

和解内容の不履行



(7) 督促手続

督促状を発送しても入金がない場合、滞納者への戸別訪問を実施することとなる。戸別訪問は嘱託徴収員2名を中心に行われており、毎日10数件程度を訪問している。

条例によれば家賃等を3ヶ月以上滞納した場合等、明渡しを請求することができることになっており、入居時に配布する「住まいのしおり」にも家賃を3ヶ月以上滞納した場合には連帯保証人に対して支払の請求を行い、明渡請求を行うこともある旨が明記されている。

ただし、実際の運用としては3ヶ月以上の滞納が発生した場合であっても、ただちに明渡請求を行うわけではなく、住宅課内での協議により悪質と認められる入居者を3ヶ月ごとに選定し、この入居者に対して明渡しを請求している。明渡請求は3ヶ月ごとに議会に議案を提出しており、平成21年9月末を期限とした明渡請求は9件実施された。このときの対象者に関しては全員が全額あるいは一部を入金しており、訴訟には至っていない。

(8) 連帯保証人

前でも述べたように市営住宅に入居する際には連帯保証人が2名必要となっている。しかし、賃貸期間は特に定められておらず、入居条件さえ満たせば何年でも入居し続けることが可能であり、入居後に保証人の意思を定期的に確認することはしていない。従って入居後何年もしてから滞納が発生し、連帯保証人に対して請求をしようとした場合に、保証を拒否されたり、死亡等により保証人自体が存在しない等、連帯保証の機能を有していない場合もあるとのことである。

(9) 滞納の状況

家賃の収納率は毎年88%程度で推移していることから12%程度の未収が発生することになる。以下の表は未収金の残高を発生年度(現年分)と過年度発生分(繰越分)に区分したものであるが、過年度からの繰越額は増加傾向にある。

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
住宅	繰越分	49,806	58,151	62,247	57,700	58,959
	現年分	22,493	20,416	16,825	19,132	21,276
駐車場	繰越分	4,328	4,590	5,305	4,812	4,818
	現年分	2,501	3,037	2,364	1,973	2,280

公営住宅法によると、公営住宅は「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸する」とある。

入居条件にも入居する者の収入額の上限は設定されているが、下限は設定されていない。連帯保証人を2名立てる等の諸条件が守られれば、たとえ世帯収入がゼロであっても、そのことをもって入居不可とはなっていない。

平成21年4月現在における収入階層別の入居件数は以下のとおりである。

(単位：円、件)

収入月額階層	件数
0~104,000	2,048
104,001~123,000	125
123,001~139,000	68
139,001~158,000	91
158,001~186,000	99
186,001~214,000	74
214,001~259,000	13
259,001~	151
合計	2,729

入居件数も最下層に多く分布しており、市営住宅の趣旨は守られているように思われる。市営住宅の家賃は、所得水準に応じて設定されているため、本来的には低所得者であるが故に滞納が発生するということはないはずである。収入階層別に滞納件数を集計してみたが概ね入居件数に従った分布となっている。つまり、収入階層別に際立った傾向はなく、各階層同様の滞納管理体制が必要となっている。

また、滞納者の中には既に市営住宅から退去している債務者も相当程度存在する。平成21年9月時点で退去済滞納者の家賃滞納額及び退去後の居住地は以下のとおりである。

(単位：件、千円)

転居後の居住地		件数	家賃滞納額	駐車場滞納額
滋賀県	大津市	112	32,028	1,982
	彦根市	1	866	-
	守山市	2	346	-
	栗東市	1	112	-
	草津市	5	903	-
	湖南市	1	279	-
	甲賀市	1	43	-
県内小計		123	34,580	1,982
東京都		1	-	5
岐阜県		1	254	23
三重県		1	115	-
京都府		12	2,409	36
大阪府		3	280	10
和歌山県		1	0	-
兵庫県		1	89	-
福岡県		1	33	-
佐賀県		1	38	-
他府県小計		22	3,222	75
合計		145	37,802	2,058

滞納者が滞納家賃を支払うことなく市営住宅から退去した場合、徴収業務はさらに困難なこととなる。大津市外に居住している滞納者は33件で、その滞納額は5,849千円となっている。

大津市外に居住している滞納者は33件でその滞納額は5,849千円となっている。現在2名の徴収員が大津市内の滞納者を戸別訪問して徴収しているが他府県への訪問による徴収業務はほとんどできていない状況である。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 滞納家賃の回収業務

家賃等未収金の課題としては、今後いかにして少しでも多くの債権を回収するかということに尽きるのであるが、現状の徴収方法について特に問題があるわけではない。にもかかわらず、滞納債権の回収が進まないのは、やはり低所得者からの回収が、いかに困難であるかということである。しかし、債権の回収を安易に放棄することは避けるべきである。入居者の大部分は毎月定められた家賃を納付しており、このような入居者と滞納者に公平性を欠くことは許されず、定められた家賃は必ず徴収するという姿勢は崩してはならない。「2. 内容及び概要(7) 督促手続」で述べたとおり、明渡請求を実施した場合、一定の効果があることが認められる。今後も悪質な滞納者に対しては毅然とした態度で定められた手続きに従い、明渡請求等を実行することにより債権を回収していくことを継続されたい。

また、市営住宅を退去した滞納者についても回収は困難なものとなっている。前掲の表にもあるように、その多くは退去後も天津市内に在住しているが、市外あるいは県外に転居している滞納者も存在し、居所が不明となっている場合もある。このような滞納者に対しても当然債権の回収業務を怠るべきではないが、特に遠方への転居者に関しては手が回らない状態となっている。

以上のような理由から今後回収をさらに進めるためには人員の増加等の費用を今以上に掛けていくしかないが、これに関しては天津市として滞納債権の回収について、どこまで費用負担をすることができるのか、住宅課のみならず、他部署で発生した未収金も合わせて、いかに効率的に債権回収をすることができるのかを全庁レベルで対策を講じるべきである。

(2) 連帯保証人の機能について

連帯保証人に関しては、その保証期間が長期になり得るため、その間に、保証に対する意識の希薄化や入居者の賃料の上昇による当初の想定以上の負担による保証の拒否、あるいは保証人の死亡等により連帯保証が有効に機能していない場合がある。これを防ぐため、定期的に保証人に意思を確認する等の措置を講じるべきである。

(3) 口座振替の促進について

現在口座振替の利用率は、「2. 内容及び概要(6) 家賃の徴収」で示したとおり、家賃については約60%、駐車場については約30%となっている。債権管理で重要なことはまず滞納債権を発生しないようにすることであり、その方策として口座振替は有効な制度である。特に駐車場に関しては制度が始まってから期間が短いこともあり、家賃に比べ利用率が低くなっている。

今後は家賃、駐車場ともに口座振替の利用者を増やし、滞納債権の発生を未然に防ぐよう努められたい。

第 18 . 雄琴駅周辺土地区画整理事業清算徴収金

1 . 担当部署 都市計画部 市街地整備課

2 . 未収金内容及び概要

「大津湖南都市計画事業雄琴駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例」により施工された雄琴駅周辺土地区画整理事業における清算徴収金 1,470 千円である。

同事業は、35.5 ヘクタールの規模で行われ、平成 2 年 7 月の仮換地指定にはじまり、平成 3 年 1 月から平成 14 年 4 月の工事期間を経て平成 17 年 7 月に換地処分が行われた。その結果発生した清算金のうち 5 年分割となった 1 件 4,881 千円の平成 20 年度末残金 1,470 千円が本件未収金である。

具体的には、平成 18 年 1 月に清算金分割徴収申請を受けて同年 2 月承認後 5 年 10 回払い（利率 0.3%）の条件通り平成 20 年度末まで延滞なく徴収されている。なお、最終期限は平成 22 年 8 月末日である。

3 . 監査結果

記載すべき事項はない。

4 . 意見

記載すべき事項はない。

第 19 . 建設部その他雑入

1 . 担当部署 建設部 道路管理課

2 . 未収金の内容及び概要

大石小田原町硫酸ピッチ流出による中和処理に係わる損害賠償の未収金 1 件 8,300 千円である。本債権は民法上の損害賠償請求権で、消滅時効は 10 年である。

平成 18 年 7 月に起きた土砂崩れで硫酸ピッチ入りドラム缶が発見され、平成 18 年 9 月から 12 月にかけて大津市が行った土壌調査及び中和処理費 5,507 千円と土砂等運搬費 2,892 千円の合計 8,400 千円を同事件の主犯者（その後、懲役 1 年 6 カ月・罰金 250 万円の判決あり）、共犯者（その後、懲役 1 年 6 カ月・罰金 100 万円・執行猶予 4 年の判決あり）並びに土地所有者 1 名の 3 名に対し、連帯して損害賠償を行うよう損害賠償請求を行い、平成 19 年 12 月に主犯者から 100 千円の納付があった。

ただ、その後、土地所有者は資力を喪失していることが判明し、また主犯者と共犯者の住所を確認することができず、今日に至っている。今後、大津市としては居所と思われる住所あてに請求書を送付するなどして、債務者の所在を確認することから回収作業に入る方針である。

3 . 監査結果

記載すべき事項はない。

4 . 意見

(1) 回収可能性について

本債権を回収することは相当困難と思われるが、大津市としては実施可能な手段をすべて執行し、回収に努めるべきである。あらゆる手段を尽くしたうえで、結果として回収不能となれば、不納欠損処理に向けた手続きをされたい。

第 20 . 公共下水道事業受益者負担金

1 . 担当部署 建設部 下水道管理課

2 . 未収金の内容及び概要

(1) 制度の概要

下水道の役割は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ることを目的としている。この下水道があることにより、川や琵琶湖の水環境が改善、町並みの美化への貢献、トイレの水洗化などの効果が存在する。

この下水道整備には、多額の建設費が必要となることから、下水道の整備によって利益を受ける方に建設費用の一部を負担する制度が「公共下水道事業受益者負担金(以下 下水道負担金)という。」である。

この下水道負担金については、都市計画法第 75 条第 1 項・2 項及び大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例により定められている。

負担の額

負担額については、土地の面積(登記簿の地積)に 1 m²あたりの単位負担額を乗じて算定する。ただし、地区ごとに単位負担額は異なる。

例 大津負担区 139 円 / m² 膳所負担区 143 円 / m²

納付方法

下水道負担金は、3 年分割とし、1 年をさらに 4 期に分け、合計 12 期に分けて納めることになる。また、下水道負担金は一括納付も可能であり、最大で 14%の報奨金の額を差引いて納めることも可能である。

ただし、この下水道負担金に関しては、条例により督促状の納期の翌日から 14.5%の延滞金が徴収される。

	期 別	納 期	納付書発送時期
3 年間	1 期 (5 期、9 期) 及び一括	7 月 1 日 ~ 7 月末	毎年 7 月初旬
	2 期 (6 期、10 期)	9 月 1 日 ~ 9 月末	
	3 期 (7 期、11 期)	11 月 1 日 ~ 11 月末	
	4 期 (8 期、12 期)	翌年 2 月 1 日 ~ 2 月末	

(2) 未収金の性質

下水道負担金を納期限までに納付しない者について、督促で指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない場合は、国税滞納処分の例により受益者負担金及び延滞金を徴収することができる(都市計画法第 75 条第 5 項)とされており、自力での預金差押えなど強制執行することが可能である。

債権の時効については、都市計画法第 75 条第 7 項の規定より、5 年間で消滅する。

(3) 未収金の年度別の発生・回収及び残高の状況

当年度

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調定額	42,666	40,051	59,973	37,414	34,399
収納額	40,404	37,755	58,372	36,099	33,291
収納率	94.7%	94.3%	97.3%	96.5%	96.8%
収入未済額	2,262	2,295	1,601	1,314	1,107

受益者負担金の調定額が減少しているのは、下水道が普及（普及率 96.4%）してきたことから工事が減少してきたことによる。

滞納繰越分

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調定額	8,584	10,017	9,764	7,008	5,786
収納額	1,214	1,344	2,817	1,415	1,382
収納率	14.2%	13.4%	28.9%	20.2%	23.9%
収入未済額	5,495	7,848	5,697	4,476	3,462
不納欠損額	1,874	825	1,249	1,115	941

滞納繰越分については、滞納者への訪問強化が行われおり、これらの回収努力により、収納率は、上昇傾向にある。

平成 20 年度末未収金の発生年度別内訳

(単位：千円)

平成 20 年度 末未収金	平成 20 年度末未収金の発生年度別内訳					
	平成 15 年度 以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
4,570	574	757	722	712	698	1,107

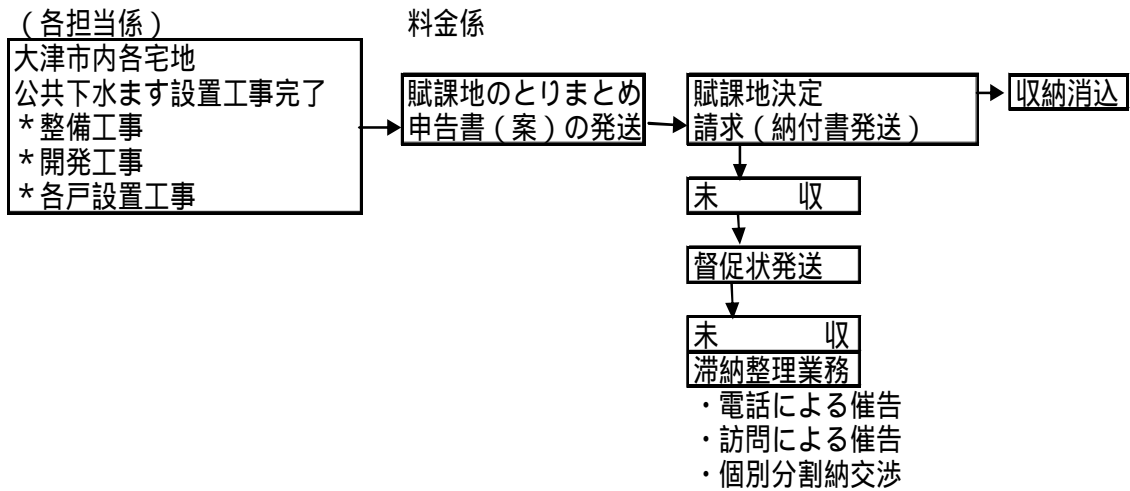
(4) 徴収の方法

下水道負担金の賦課決定後、全額、分割の支払方法に応じて納付書を発送するという方法で徴収が行われている。平成 21 年度から利用者の便宜を図るため口座振替も可能となった。口座振替の振替日は、納付書の納付期日に設定されている。

納付期日に未入金の場合には、各期限の 20 日以内に督促状を発送している。

督促状を発送しても、なお、入金されない場合は催告書を年に 5 回送るとともに、この催告書送付に合わせて 2 人 1 組での訪問による催告を実施している。

(徴収に係る事務フロー)



(5) 督促状・催告書の発送等の状況

督促状・催告書の発送状況

平成 19 年度、平成 20 年度における督促状、催告書の発送状況は以下のとおりである。

	平成 19 年度	平成 20 年度
納付対象人数 (年度当初)	791 人	704 人
督促状発送人数 (4 期合計)	654 (163 枚 / 回)	548 (137 枚 / 回)
催告書発送人数 (5 回合計)	770 (154 枚 / 回)	598 (119 枚 / 回)

督促状は、各期ごとに発送しているため、年 4 回発送している。

催告書は、年 5 回送付しているため、発送枚数が多い。

訪問の状況

電話交渉も含め訪問による回収も行われている。

特に、訪問による納付交渉については、計画的に行われており、多い月では、91 件の実績があり、それによる納付実績も生じている。

滞納処分の状況

滞納処分については、交付要求のみであり預金の差押えなどの強制執行手続きは実施されていない。

(6) 不納欠損処理

不納欠損処理となった理由については以下のとおりである。

(単位：人、千円)

理由	平成 19 年度		平成 20 年度	
	人数	金額	人数	金額
無断退去・転居先不明	7	79	5	31
生活困窮者	4	37	3	26
死亡	7	89	1	18
遠隔地転出	1	11	1	11
遠隔地所在	7	99	10	225
回収費用に満たない少額	2	2	1	1
賦課以降の所有権移転等	39	796	29	625
計	67	1,115	50	941

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 時効の中断手続について

滞納者の中には時効が迫っているものも存在している。

時効の中断事由である書面による分納誓約や一部入金が行われないうちであれば、そのまま時効につながっていくことになってしまうことから、分納誓約書を締結するか、一部入金を求めるなど時効の中断を図るべきである。

第 2 1 . 下水道使用料

1 . 担当部署 建設部 下水道管理課

2 . 未収金の内容及び概要

(1) 制度の概要

下水道の役割は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ることを目的としている。この下水道があることにより、川や琵琶湖の水環境が改善、町並みの美化への貢献、トイレの水洗化などの効果が存在する。

下水道使用料については、下水道の維持管理などにかかる費用を負担してもらうために、公共下水道に接続されている場合には、下水道法第 20 条、大津市下水道条例第 15 条に基づいて下水道使用料を利用者から徴収する。

大津市では下水道普及率 については、滋賀県下の他の市と比較しても高い普及率を有している。

< 下水道普及率 > (単位 : %)

市	普及率
栗東市	97.4
大津市	96.4
草津市	94.9
野洲市	93.4
守山市	93.1
湖南市	91.3
米原市	87.8
長浜市	84.4
彦根市	74.8
甲賀市	65.4

(注) 下水道管理課の資料より作成

(2) 未収金の性質

下水道使用料が納期限までに納付されず督促を受けた者が、督促で指定された期限までに納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができるいわゆる強制徴収権を有している (地方自治法第 231 条の 3)。

これにより、差押えなどを行うことにより、早期に回収することが可能となる。

下水道使用料の時効については、金銭債権の消滅時効の規定である地方自治法第 236 条第 1 項の 5 年である。

(3) 下水道使用料の過去5年間の調定、収納、未収金の状況
当年度分

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	5,950,482	6,072,319	6,426,053	6,424,680	6,301,042
収納額	5,913,850	6,032,754	6,386,533	6,387,233	6,257,833
収納率	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%	99.3%
収入未済額	36,631	39,564	39,519	37,446	43,208

(注) 徴収率については、每期99%を超えており、良好な状態が保たれている。

滞納繰越分

(単位：千円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
調定額	121,579	120,790	119,598	105,699	82,111
収納額	28,233	26,020	29,803	31,953	35,052
収納率	23.2	21.5	24.9	30.2	42.7
収入未済額	84,524	84,037	69,325	46,882	35,007
不納欠損額	8,822	10,733	20,468	26,863	12,050

(注) 1. 滞納分の収納率についても、回収業務を委託している企業局の努力の結果、上昇傾向にある。

2. 不納欠損額の平成18年度、平成19年度の金額が大きい理由としては、平成18年度、平成19年度の2年間に大口の不納欠損処理が発生したことによる。

平成20年度未収入未済額の発生年度別内訳

(単位：千円)

平成20年度 未未収金	平成20年度未未収金の発生年度別内訳					
	平成15年 度以前	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
78,216	8,546	7,740	7,383	4,908	6,429	43,208

(4) 徴収の方法

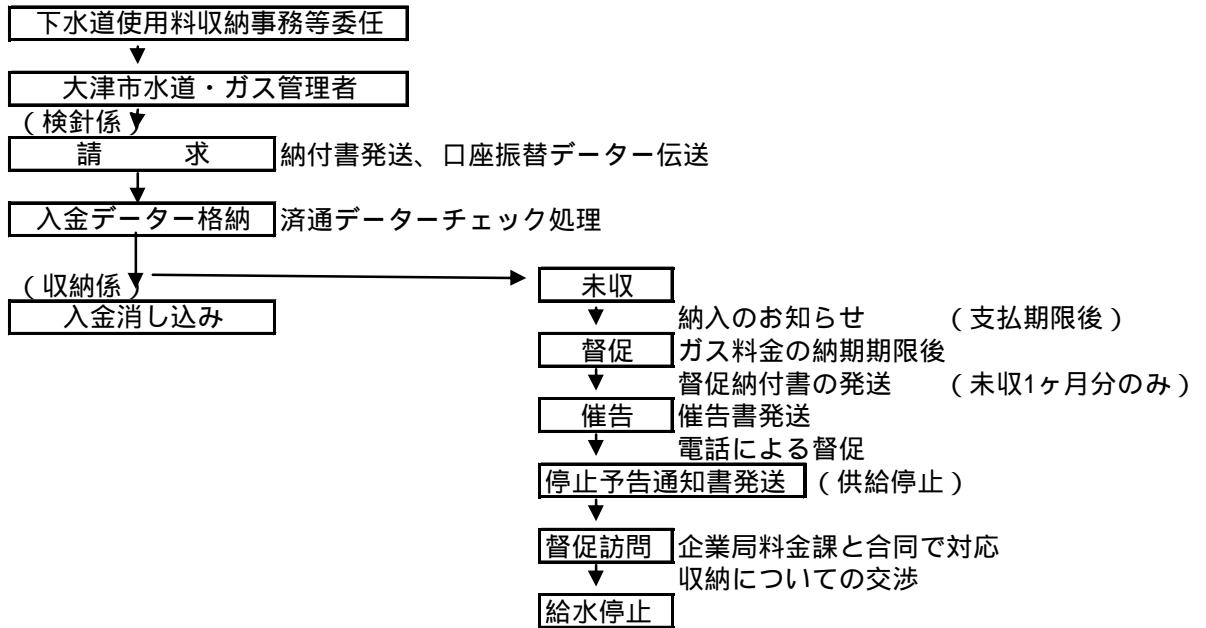
徴収担当者としては2名を配置しているが、下水道使用料にかかる納入通知から収納にかかる事務を大津市水道、ガス事業管理者に対する事務委任規則に基づき大津市水道、ガス事業管理者である企業局に委託しており、徴収手続きとしては以下のとおりである。

下水道料金については、上水道の検針時に併せて検針が行われ(2ヶ月に1回)、その数日後の料金が確定する。検針実績の2分の1を検針月に請求し、残り2分の1を翌月に請求する。

確定した料金については、納付書発送日の翌日から20日後に納付期限が到来し、口座振替であれば、納付期日の1度の引き落とし未了で滞納者が発生するのを避けるため、納付期限までに、2回口座引き落としが行われ、納付書等の場合、納付期限までに支払うこととなる。

納付期限に未納であったものが、滞納整理対象者として取り扱われる。

滞納整理については、通常、下水道使用料だけでなく事務委託している企業局の上水道料金、ガス料金と併せて、以下のような滞納整理業務が行われる。



(5) 滞納処分の状況

滞納処分については、交付要求のみであり預金の差押えなどの強制執行手続きは実施されていない。

(単位: 件)

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
件数	5	13	4	7	5

(注) 破産台帳の交付要求を記載している。

(6) 不納欠損処理の状況

不納欠損処理については、以下の内容により毎期実施されている。

(単位：人、千円)

理由	平成 19 年度		平成 20 年度	
	人数	金額	人数	金額
無断退去・転居先不明	181	2,881	196	1,737
転居先から行方不明	108	1,050	116	1,890
倒産・破算	25	14,044	28	1,008
使用者死亡	27	186	23	122
回収費用に満たない少額	39	226	54	178
時効	50	8,474	43	7,113
計	430	26,863	460	12,050

(注)平成 19 年度について金額が大きい理由は、平成 19 年度において大口の不納欠損処理が存在したためである。

3 . 監査結果

記載すべき事項はない。

4 . 意見

記載すべき事項はない。

第 2 2 . 幼稚園保育料・入園手数料

1 . 担当部署 教育委員会 教育総務課

2 . 未収金の内容及び概要

(1) 未収金の内容

大津市が運営している 34 幼稚園における保育料及び入園手数料の未収金である。

保育料は年額 102 千円で月 8,500 円徴収しており、別途入園時に入園手数料 1,000 円を徴収している。また、条例に基づく保育料の減免制度がある。

なお、本債権の性質は非強制徴収公債権であり、その消滅時効は 5 年である。

(2) 徴収事務の流れ

- 1 . 前年度 11 月 保護者より入園願書・口座情報提出
- 2 . 前年度 2 月 大津市から入園許可通知
- 3 . 4 月 大津市から保育料納付案内
- 4 . 毎月 10 日口座引落 (4 月のみ月末)
- 5 . 口座引落ができなかった対象者連絡
- 6 . 未納者リストと未納月の納付書を作成し幼稚園に通知
- 7 . 幼稚園より保護者あてに未納月の納付書を手渡し

(3) 未収金の状況

未収金の年度別発生・回収及び残高の状況

(単位 : 千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調定額	262,970	295,712	326,600	330,115	327,549
収入済額	262,805	295,684	326,385	329,707	326,738
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	165	28	215	408	811

未収金の残高は未納者の件数増加に伴い毎年増加している。

平成 20 年度未未収金の税目別残高及び発生年度別内訳

(単位 : 千円)

	平成 20 年度収入未済額	平成 20 年度未収入未済額の発生年度別内訳					
		平成 15 年度以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
幼稚園保育料及び入園手数料	811	28	-	-	-	94	689

過去 5 年間は不納欠損処理を行っておらず、もっとも古い債権は平成 15 年度発生の

ものが残っている。

平成 15 年度の未収金は 3 件あるが、1 件(6 千円)は保護者が破産し、あと 2 件(21 千円)は大津市外に転出後、転居先不明である。19 年度の未収金 3 件のうち、2 件は交渉中であるが、1 件(17 千円)は接触できていない。また、平成 20 年度の未収金 21 件のうち、本年度中の回収(報告時点)は 161 千円で、報告時点での未収金は 14 件 527 千円である。なお、左のうち卒園済の幼児分は 9 件 365 千円、在園中の幼児分は 5 件 161 千円である。

(4) 収納管理の状況

人員体制および収納管理

教育総務課の事務職員は 24 名であるが、幼稚園保育料は経理係 4 名のうち、2 名(うち 1 名が滞納担当)である。

保育料の収納は、全員が口座振替を利用している。ただし、この口座振替制度は市税等とは別の独自の制度となっている。振替不能の場合には園を通じて毎月 20 日頃納付書を保護者に手渡しで交付している。ただし、連続して振替不能になった場合、それまでの未納額を合算することなく、当該月の分のみを交付している。

毎年 12 月の段階でそれまでの未納がある場合、催告書を送付している。また、年度末で未納がある場合は繰越処理をした時点(6 月)で第 1 回目の督促状を送付し、その際に誓約書も併せて提出させている。第 1 回督促後 2 ヶ月経過しても未納の場合、第 2 回目(8 月)の督促状を送付し、さらに納付誓約書の提出を受けている。

なお、大津市立幼稚園規則第 8 条には「保護者が正当な理由なく保育料を納入しないときは、その幼児の退園を命ずることがある。」と規定されているが、現実に保育料未納を理由に退園を命じた例はない。

また、前々年度並びに前年度の未収金については、保護者・幼稚園長ならびに教育総務課の 3 者で未納に関する面談を行い回収を図っている。

不納欠損処理の状況

平成 15 年度以後、不納欠損処理は行っていない。

3. 監査結果

(1) 不納欠損処理について

平成 15 年度の未収金 3 件は回収不能と判断されるので、所要の手続きを経たうえ、不納欠損処理すべきである。

4. 意見

(1) 納付書の交付方法について

保育料が 2 ヶ月以上連続して未納となった場合でも、幼稚園において手渡交付する納付書は当該月の分のみであるが、未納の累積を防ぐためには、保護者にしっかりと債務認識してもらうことが重要なので、未納となっている各月の納付書を交付することを検討されたい。

(2) 未納に対する早期対応について

現状では、未納として繰り越したのちに、保護者と個別面談をしているが、その時点ですでに卒園している児童もあり、回収の困難性が増すことになるので、例えば、3ヶ月以上未納になった場合には幼稚園の担任教師あるいは園長が個別に面談し、累積を防ぐことを協議する等あるいは減免措置の適用の可否について検討するなど、早期での対応が望まれる。

第 2 3 . ケアセンターおおつ介護報酬収益等

1 . 未収金の内容及びその概要

(1) 業務の内容

「ケアセンターおおつ」とは、病状がほぼ安定期にあり、入院は要しないが家庭での生活にまだ不安をもっているお年寄りの方々に、治療よりもリハビリテーション、レクリエーション、看護、介護等を中心とした医療ケアと日常生活サービスを併せて提供している。

また、通所リハビリテーション（デイケア）の利用により、在宅生活を支援している。

(2) ケアセンターおおつの債権の内容

ケアセンターおおつの債権は、大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例第 4 条（使用料等）により発生したもので、介護保健施設サービス 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 指定居宅介護支援 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 の使用料及び診断書の交付手数料からなる。ケアセンターおおつでは、当該債権を 介護報酬収益 施設利用料収益 その他施設運営事業収益・・・主治医意見書作成料等 老人介護支援センター事業収益・・・居宅介護支援（ケアマネージャーが、担当している要介護の方を月 1 回訪問し居宅サービス計画書を作成、国保連から入金） 介護保険訪問調査手数料（要介護認定のための訪問調査手数料で、大津市から入金） その他施設運営事業外収益（自販機手数料等）に分類、管理している。

(3) 消滅時効

ケアセンターおおつでは、施設利用契約に基づく利用料請求権は、私法上の債権であり、消滅時効は、商法第 522 条より 5 年と考えている。

(4) 未収金残高の推移

過去 5 年間の項目別未収金残高の推移は下記のとおりである。

（単位:千円）

項 目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護報酬収益	64,321	60,436	51,277	56,824	58,198
施設利用料収益	3,889	5,271	4,777	7,910	7,131
その他施設運営事業収益	148	81	22	65	84
老人介護支援センター事業収益	4,815	4,921	1,058	1,293	1,538
その他施設運営事業外収益	558	608	15	11	8
合 計	73,733	71,320	57,152	66,106	66,961

平成 20 年度末 収入未済額の項目別残高及び年度調べ

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度末 収入未済額	発生年度別内訳				
		平成 16 年度 以前	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護報酬収益	58,198	1,731	285	114	413	55,652
施設利用料収益	7,131	334	117	123	884	5,672
その他施設運営事業収益	84		2		2	80
老人介護支援センター事業収益	1,538	69				1,468
その他施設運営事業外収益	8					8
合 計	66,961	2,135	404	238	1,300	62,882

(参考) 発生年度の不明の未収金は、平成 16 年度以前に含めている。

表より、未収金の残高の大部分が平成 20 年度に発生したものであることが分かる。

(5) 年度別調定額、収入済額、不納欠損額の推移

過去 5 年間における項目毎の未収金の発生状況及び不納欠損額は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
調定額	494,861	492,137	448,855	453,264	469,389
収入済額	421,128	419,440	391,702	387,158	402,428
不納欠損額		1,377			
件数		24			

調定額は平成 18 年度に減少したが、最近はやや増加傾向にある。項目別では、介護報酬収益は減少傾向であるが、施設利用収益は増加傾向にある。

(6) 未収金の回収業務

回収業務のフローは、以下のとおりである。

月次処理として、前月分を集計し、毎月 10 日までに、介護保険法に基づき介護報酬等の請求を国保連合会に行うが、サービスの提供から 2 ヶ月後に納付される。また、利用に対しては、前月分を集計し、毎月 15 日までに納付書を送付又は手渡す。

利用者は、手渡された納付書に基づき月末までに支払う。

滞納者には、2 ヶ月毎に督促状を送付。

多額滞納者については、分割納付や権利擁護活用などの相談を受け、滞納額を減らす。

平成 20 年度の約款改定にあわせて、入所時の同意書に連帯保証人の欄を設定し、長期未収の利用者に対しては、保証人に対しても請求する。

(7) 未収金残高

決算書残高との差額

平成 20 年度決算書残高と残高明細では、下記のとおり差額が生じていた。

(単位：千円)

項 目		金 額
残 高 明 細	介護報酬収益(国保連合会請求分)	52,162
	介護報酬収益(利用者負担分)	4,333
	施設利用料収益	6,944
	その他施設運営事業収益	84
	老人介護支援センター事業収益	1,468
	その他施設運営事業外収益	8
明 細 合 計		65,001
平成 20 年度決算書未収金残高		66,961
差 額		1,959

差額の内容は、下記のとおりである。

残高明細記載漏れ(介護報酬収益・国保連合会請求分)…… 180 千円

会計処理上、減額処理すべき債権

国保連合会の査定により減額(介護報酬収益) …… 1,522 千円

国保連合会の査定により減額(その他施設運営事業収益) …… 69 千円

施設利用料収益の減額(利用者負担分) …… 187 千円

(合計) 1,959 千円

上記のうち、国保連合会の査定により減額(その他施設運営事業収益) 69 千円を除き、平成 21 年度に修正済である(平成 21 年 11 月 30 日現在)。

未収金の内容

明細残高 65,001 千円のうち、回収が不能と思われる未収金は、下記のとおりである。

イ 平成 15 年度に発生した未収金 115 千円(介護報酬 28 千円、施設利用料 86 千円)で、平成 20 年度に本人死亡、遺族が相続放棄している。

ロ 平成 12 年度に発生した未収金 80 千円(介護報酬 80 千円)で、遺族は現在、生活保護受給者である。平成 17 年 1 月に遺族より 10 千円入金。それ以降入金なし。

ハ 平成 17 年度及び 18 年度発生した未収金 515 千円(介護報酬 275 千円、施設利用料 240 千円)で、本人行方不明である。

ニ 平成 14 年度及び 15 年度に発生した未収金 81 千円(介護報酬 34 千円、施設利用料 46 千円)で、督促状を送付している。電話を掛けても、電話に出ない。

2. 監査結果

(1) 決算書と明細書の差額について

決算において、帳簿残高と残高明細に差額が生じた場合は、原因を調査することにより帳簿残高、残高明細を修正する必要がある。平成 20 年度決算において、ケアセンターおおつでは、帳簿残高と残高明細との差額金額と原因は把握していたが、その修正は行われていなかった。平成 21 年度に減額処理を行ったが、適時性に問題が残る。また、差額の内でその他施設運営事業未収金 69 千円は未処理のままである。当該債権は、前任者から国保連合会の減額分と口頭で引継いだだけであり、事実関係を証する資料がなく発生年度もわかっていない。回収は極めて困難であり、早期に減額処理されたい。

3. 意見

(1) 不納欠損処理について

未収金管理の明細を閲覧すると、平成 20 年度に本人死亡で遺族が相続放棄している未収金 115 千円が含まれていた。当該債権は、平成 20 年度に不納欠損処理すべきであった。

未収金の回収可能性について個別判断を行い、実質的に回収不能であると判断された債権は、消滅時効経過後、速やかに不納欠損処理を検討されたい。

第 2 4 . 大津市民病院医業収益等

1 . 病院の概要

大津市民病院は、昭和 12 年に開設、昭和 39 年に現在地に移転し、大津保健医療圏（二次医療圏）における唯一の自治体病院で、現在、標榜診療科は 24 科、病床数は 506 床を有している。経営の状況としては、経常損益は平成 17 年度に 27 百万円と 18 年ぶりに黒字となったが、平成 18 年度は 225 百万円、平成 19 年度は 429 百万円の赤字となっている。この経営の悪化を受け、大津市は、平成 21 年 3 月に大津市民病院改革プランを作成し、経営基盤の強化の中で未収金の削減（医療費個人負担分収納率の向上）を 1 つのテーマとして挙げている。

2 . 未収金の内容及びその概要

（ 1 ）未収金の残高推移

大津市民病院の未収金は、発生原因別に医業未収金と医業外未収金、その他に分類できる。

過去 5 年間の未収金の残高推移は下記のとおり。 （単位：千円）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
医業未収金	1,519,450	1,633,636	1,611,676	1,761,567	1,603,993
医業外未収金	27,976	32,832	43,860	33,088	41,231
その他	5,207	5,009			2,152
合 計	1,552,634	1,671,478	1,655,536	1,794,656	1,647,376

医業未収金、医業外未収金（訪問看護ステーション、付属看護専門学校、その他）・その他の順で監査を実施する。

3 . 医業未収金

（ 1 ）大津市民病院の医業未収金（個人未収金）について

医業未収金は、市民病院において行われる診療等に関する債権であり、大津市民病院を利用するものは、大津市病院事業の設置等に関する条例第 3 条（診療費用等）及び、大津市民病院の管理運営に関する規則第 13 条（診療費用等の納期等）の定めに従い、診療に要する費用その他必要な費用を納入しなければならない。

(2) 医業未収金 (個人未収金) の推移

過去 3 年間の医業未収金 (個人未収金) の項目別の推移は下記のとおり。(単位 : 千円)

項 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入院診療費	159,039	158,437	165,594
入院室料	16,798	17,347	20,416
入院文書料	498	558	535
入院その他	1,893	2,005	1,901
外来診療費	27,805	24,349	31,602
合 計	206,035	202,699	220,050

平成 20 年度末 収入未済額の項目別残高及び年度調べ

(単位 : 千円)

項 目	平成 20 年度 未収入未済 額	左の平成 20 年度末収入未済額の発生年度別内訳					
		平成 15 年 度以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入院診療費	165,594	51,690	12,177	11,732	8,775	11,624	69,593
入院室料	20,416	4,913	2,570	502	398	1,526	10,504
入院文書料	535	193	31	39	28	33	208
入院その他	1,901	569	172	358	269	99	432
外来診療費	31,602	7,907	2,464	1,981	1,462	2,583	15,203
合計	220,050	65,274	17,417	14,614	10,934	15,867	95,941

当該表から個人負担分の医業未収金の平成 20 年度末残高は、平成 20 年度発生の未収金を除き、平成 15 年度以前発生の未収金が最も多額となっている。

(3) 診療費債権の性格

私法上の金銭債権

公立病院の診療は、私立病院の診療と本質的な差異は認められず、法律関係は私法関係であり、その結果生じた債権も私法上の金銭債権で民法 170 条第 1 号の「医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権」として 3 年の短期消滅時効になるものである。

診療費用等に係る債権の放棄

大津市病院事業の設置等に関する条例第 6 条 (診療費用等に係る債権の放棄) により市長は、診療費用等に係る債権で消滅時効が完成したものについて、規則で定める場合に該当する時に限り、これを放棄することができるとし、議会に報告するものとしている。ここで言う規則は、大津市民病院の管理運営に関する規則第 15 条 (診療費用等に係る債権の放棄) をいい、平成 20 年 4 月 1 日からは、消滅時効が完成したものについて放棄することができる場合の基準を定める要領を施行し、より具体的な事項を定めている。

参考：第 15 条抜粋

(診療費用等に係る債権の放棄)

第 15 条 条例第 6 条第 1 項の規定により、診療費用等に係る債権で消滅時効が完成したものについて放棄することができる場合として規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 診療費用等の請求を受けた者(以下「納入義務者」という。)が死亡した場合において、その配偶者、相続人、連帯保証人及び保証人からの納入が不可能であると認められる場合
- (2) 納入義務者の所在が不明である場合(民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)第 110 条第 1 項第 1 号に掲げる場合と同様の状況にある場合をいう。)
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合
- (4) 訴訟、民事調停又は支払督促(以下「訴訟等」という。)の手続において、納入義務者が時効を援用する旨の意思表示をした場合(訴訟等の提起等の前に納入義務者から文書による意思表示があり、訴訟等を提起等しても時効を援用されることが確実であると判断される場合を含む。)

「大津市民病院の管理運営に関する規則第 15 条に規定する診療費用等に係る債権で消滅時効が完成したものについて放棄することができる場合の基準を定める要領」
(趣旨)

第 1 条 この要領は、大津市民病院の管理運営に関する規則(昭和 42 年規則第 29 号。以下「規則」という。)第 15 条に規定する診療費用等に係る債権で消滅時効が完成したものについて放棄することができる場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。
(納入が不可能であると認められる場合)

第 2 条 規則第 15 条第 1 号に規定する配偶者、相続人、連帯保証人及び保証人(以下「配偶者等」という。)からの納入が不可能であると認められる場合は、配偶者等が次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する場合とする。

- (1) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項の規定により配偶者等が市に対して負う債務につきその責任を免れたとき
- (2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けているとき
- (3) 所在が不明であるとき(第 3 条に準ずる)

(民事訴訟法第 110 条第 1 項第 1 号に掲げる場合と同様の状況にある場合)

第 3 条 規則第 15 条第 2 号に規定する民事訴訟法第 110 条第 1 項第 1 号に掲げる場合と同様の状況にある場合は、次の各号のすべてに該当する場合とする。

- (1) 住所、居所、勤務先等への郵便による送達がいずれも受取人不在を理由に不送達に終わった場合
- (2) 住所及び居所において居住している実態がなく、かつ、勤務先等がない又は勤務実

態がないと認められる場合

(取立てに要する費用に満たないと認められる場合)

第4条 規則第15条第3号に規定する債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められる場合は、債権金額が20,000円(代理人弁護士が内容証明郵便による支払請求通知を行うのに要する費用(内容証明料、書留料及び郵便料金を含む。)及び取り立てに必要な旅費相当額)に満たない場合とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(4) 診療費用等の未収原因

診療費用等の納期等は、病院を利用した際に納入する入院に係る診療費用等は、その請求を受けた日から5日以内に納入するとなっている。その未収原因は、以下のとおりである。

1 未収の発生原因

会計時の現金不足

急な検査、退院、救急等で持ち合わせがなく、当日の支払いが出来ない。

診療内容に対する不満

自分の考えていた検査・治療と異なっていた。

支払意思なし

はじめから支払う気がない。

算定変更・修正による未収

会計終了後に追加請求が発生したが次の来院がなく未収が発生する。

第三者行為による支払方法未決定

交通事故や傷害事件など健康保険使用の適応外の疾病で支払方法が未決定である。

被害者受診による支払拒否

加害者と被害者間での話し合いに折り合いがつかず、未収となる。

医療費が高額で支払いが不能

所得に比し医療費が高額となり、医療費を支払う負担能力がないため支払われない。

健康保険証等医療券未提示による自費計算

保険外診療になり、医療費が高額になるため支払うことができない。

休日退院に対応できない

休日退院の場合医療費の支払いは、救急の会計窓口で支払うことになっているが、支払わず帰宅する。

待ち時間が長いことによる帰宅

精算会計までの待ち時間が長いことが理由で医療費を支払わず帰宅する。

救急診療による保険証の不携帯、所持金なし

救急診療のため保険証が提示できず自費計算になる場合があり、所持金もあまりなく支払えない。

保険資格喪失後の受診

保険外診療になり、医療費が高額になるため支払うことができない。

死亡退院による債権者不明、身寄りなし

遺族の住所、連絡先が不明で、請求先が分からない。

2 平成 21 年 6 月発生未収金の理由別分類

1 の理由のうち、実際はどの理由が多いか平成 21 年 6 月中の受診患者で未収が 152 件生じているが、具体的にどのケースが多いか調査を依頼した。その結果、患者が支払い手続きすることなく帰宅したケースが最も多く約 7 割を占めている。調査結果は、次のとおりである。

(単位：件、%)

未収発生区分	件数	割合	未収発生原因
持ち合わせなし	15	10	会計時の現金不足
			高額で支払うことができない
			救急診療による保険証の不携帯、所持金なし
交通事故	2	1	第三者行為による支払方法未決定
			被害者受診による支払拒否(交通事故)
保険証忘れ	32	21	医療券未提示による自費計算
			保険資格喪失後の受診
手続未了	103	68	治療内容に対する不満
			支払意思なし
			算定変更・修正による未収
			休日退院に対応できない
			待ち時間が長いことによる帰宅
			死亡退院による債権者不明、身寄りなし
合計	152	100	

(5) 患者の支払いの手順

1 外来患者の支払い手順

患者は、受診した科より渡されたワークシート・処方箋のうち、ワークシートのみを計算の窓口へ渡す。

計算では、ワークシートと診療内容を基に診療費を計算し、会計書お受取り口で請求

書（会計書）を患者に渡す。

患者は、支払窓口（銀行員が駐在）で、請求書どおり支払うとともに処方箋に収入印を押してもらう。

持ち合わせがなく支払いができなかった患者は、支払誓約書を書くことにより処方箋に検印を押してもらう。

患者は処方箋を薬局に持参し、所定の薬を購入する。

2 入院患者の支払い手順

短期の入院患者の場合、退院日に会計担当者が診療費等の計算を行い、患者に請求書を渡す。

退院日が土日祝日の場合は、休日の前日に渡す。

長期（1ヶ月以上）の入院患者は、1日～月末迄の請求書を翌月10日頃に患者本人に渡す。患者本人の代わりに家族に請求書を渡す場合もある。

患者本人又は家族は、支払いの窓口で請求書通り支払う。ただし、休日退院の場合は、救急外来（ER おおつ）の事務職員に支払う。

3 救急診療等、時間外診療の支払い手順

ER おおつの事務職員が診療費等の計算を行い、請求書を患者本人又は家族に渡す。

患者本人又は家族はER おおつの事務職員に請求書どおり支払う。

（6）未収金への対応

1 個人未収金がある患者の再来院時の対応

個人未収金がある患者の場合は、診察が終了し計算の窓口でワークシートを提出した時点で未収の事実が判明するため、窓口は医事課に連絡し対応を依頼する。医事課は患者に未収金がある旨を伝え、支払いを促す。

2 未収金に伴う督促・催告のフロー

医事課は、当日、診療費等の未納の患者又はその家族から支払誓約書入手する。当該支払誓約書には、謝罪、法的手続きを受けても異議を唱えない旨、請求金額、支払期日、支払方法が記載されており、患者の記名・押印をしてもらう。

支払誓約書の支払期日に入金がない場合、又は患者不在（会計窓口へ寄らず帰宅する等）で支払誓約書がない場合は、支払交渉を開始する。

連絡が取れない場合、連絡が取れても約束した期日に入金がない場合は、督促状を発送する。

督促状の支払期日に入金がない場合は、催告書を発送する。催告書に記載の納期限内に支払い又は連絡のない場合は法的措置をとることがあることを記載している。

催告書の納期限に支払いがない場合は、法的対応を検討することが可能である（平成18年度以降実績はない）。

3 住所不明の患者等の対応

発送した督促状又は、催告書が返戻された場合は、住所確認のため公用による住民票の請求を行う。公用による住民票の請求で転出先が判明した場合は、督促状又は、催告書を再発送する。ただし、公用による住民票の請求が根拠法令未整備のため不能の自治体もある。

で患者等の居住が確認できなかった場合は、医事課担当者が、督促状等の発送先の住所に直接出向き、実際に住んでいるか否かを確認する。患者等の居住を確認し患者等と会えた場合は直接交渉し、会えなかった場合は督促状又は、催告書を郵便受けに入れる。

、の結果、患者等の住所が不明の場合は、不納欠損（債権放棄）処理の対象となる。

4 法的対応について

催告書を発送したが支払いがない場合は、個別事案毎に法的対応をとるかを判断する。過去の対応は以下のとおりである。ただし、一部資料が見当たらず、残存している資料により算定した。

平成10年度～平成17年度 188件 未収金残高 64,561千円に対して内容証明の送付を中心に対応している。これに伴う回収実績は 8,781千円である。

平成18年度～平成20年度 催告書の発送以後具体的な対応はしていない。なお、弁護士又は弁護士事務所に債権回収を委託する予定である。

5 個人未収金回収事務

個人未収金回収の関連人員は合計で4名である。うち、2名が事務処理を行い、診療費の回収担当者は現在2名（内1名は嘱託）である。当該人数では、個人未収金が増加している現在、患者等の住所へ出向いて回収することは時間的な制約で困難となり、督促状・催告書の発送と電話での交渉が回収業務の中心となる。そのため、督促状・催促書が住所不明で返送された場合は、回収が極めて困難になると思われる。

6 催告書発送の現況

平成21年度の支払い誓約・督促・催告年間スケジュールは、以下のとおりである。

平成21年7月3日に390件発送。金額 23,567千円。発送対象は、基本的に平成18年4月1日以降に発生した未収金としている。

平成21年10月9日に371件発送。金額 22,981千円。発送対象は、上記と同様である。この結果、3,239千円回収された（平成21年10月14日現在）。

(7) 月次の未収金の計上(調定)

未収金の計上のフローは下記のとおりである。

医師が各診察終了時に入力したデータ及び会計窓口で医事課担当者が、入力したデータを基にレセプトデータを作成している。

医事課担当者は、調定額の算定に当り、月遅れの請求分、自費診療、労災・公傷、返戻(前月請求分)等の情報を入力処理する。

医事課担当者は、、のデータから表計算(エクセル)により調定表を作成し、調定額(総診療報酬で個人負担分も含む)を算定する。

医事課担当者は、で算出した当月請求調整金額より窓口・当月振込分(収入時に調定済)を控除した金額を未収金として計上する。

会計処理は、月々の総診療報酬を外来と入院に区分して一括で調定しており、債権たる未収金を請求先別(個人未収金、国保連合会、社会保険支払基金等)には把握しておらず、単に、収入調定した金額から回収された金額を控除した差額を未収金の残高として認識しているのみである。

従って、会計上は請求先別の残高を把握することができていない。

(8) 未収金の請求先別管理

大津市民病院は、未収金を請求先別に管理するため下記～帳簿と個人未収金データ管理システムにより管理しているが、最多の債権である国保連合会及び社会保険支払基金に対する未収金の額は把握していない。これは、保険請求管理が請求点数のみで、請求金額を算定していないことによる。

労災・公傷 助産措置 官公庁払 公害診療費 B型肝炎予防接種 予防接種 妊婦健診 心臓検診 毒ガス 検診命令 乳幼児健診(4ヶ月健診) 企業健診 特定健診 乳ガン検診 医療相談 自立支援法医師意見書 介護保険主治医意見書 その他

(9) 平成20年度の調定額の誤り

今回の監査実施中に下記の調定額の誤りが発見された。

調定表を作成するためのエクセルの計算式に誤りが発見された。現在使用中の表計算の計算式は平成20年度より使用されているもので、計算式の誤りにより平成20年度は166,423千円収益の過大計上(同額未収金の過大計上)になっていた。

平成20年度に、国保の退職者医療制度を利用している患者の調定の計上漏れが発見された。これは、平成20年4月より「後期高齢者医療制度」が始まったが、それに伴い、退職者医療制度が無くなると思い、データの抽出プログラムを変更したことによる。正確な計上漏れの金額の算出は困難であるが(データが更新され、平成20年度末のデータ

が残っていないため)、影響額を把握するため試算を依頼した。試算の結果、202,745 千円の収益計上漏れ(同額未収金の過小計上)の回答を得た(但し、概算値である)。

上記 と により、平成 20 年度末は 36,322 千円の収益計上漏れ(同額未収金の過小計上)の結果となった。

(1 0) 不明差額の存在

平成 20 年度の未収金残高の内訳を検討する必要があるが、既述した様に、国保連合会・社会保険支払基金は、帳簿管理ができていないため、正確な未収金残高の把握は不可能である。

そこで、国保連合会・社会保険支払基金の 4 ~ 5 月の入金額に返戻額、減額調定額を加算した金額を国保連合会・社会保険支払基金の未収金残高とし、個人未収金、労災・公傷等を加算し算出した金額(試算)を平成 20 年度のあるべき未収金残高とする。

また、今回の監査中に発見された収益計上漏れ(未収金の過小計上)36,322 千円〔(9)平成 20 年度の調定額の誤り参照〕は、実際は、平成 20 年度決算に反映されていないが、これを反映した修正後の未収金残高 1,640,315 千円と大津市民病院が試算したあるべき未収金残高と比較する。

(大津市民病院による試算)

(単位：千円)

項 目	金 額
国保連合会・社会保険支払基金 4 ~ 5 月入金額	1,256,588
国保連合会・社会保険支払基金減額調定額	2,987
国保連合会・社会保険支払基金減額返戻額	36,249
労災・公傷	19,761
個人未収金	220,050
助産措置・・・市町村に請求	2,669
妊婦健診・・・滋賀県健康づくり財団に請求	1,546
その他	8,541
合計(大津市民病院が試算したあるべき未収金残高)	1,548,394
平成 20 年度決算書未収金	1,603,993
差額(-)	55,599
上記差額のうち、原因が判明している金額 前掲(9)平成 20 年度調定誤り	36,322
不明差額(-)	91,920

(1 1) 個人未収金の収納状況

個人未収金残高、収納率、不納欠損額及び未収金残高の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

平成 18 年度	調定額	収入額	不納欠損額	未収金残高	収納率 (%)
過年度計	230,086	96,643	16,711	116,730	45.29
当年度計	1,867,914	1,777,261		90,652	95.15
合計	2,098,000	1,873,905	16,711	207,383	90.04
平成 19 年度	調定額	収入額	不納欠損額	未収金残高	収納率 (%)
過年度計	201,820	80,300	3,951	117,568	40.58
当年度計	1,782,548	1,695,654		86,893	95.13
合計	1,984,368	1,775,954	3,951	204,462	89.68
平成 20 年度	調定額	収入額	不納欠損額	未収金残高	収納率 (%)
過年度計	186,166	59,560	1,114	125,491	32.19
当年度計	1,698,477	1,599,260		99,216	94.16
合計	1,884,643	1,658,821	1,114	224,707	88.07

収納率=収入額÷〔調定額 - 不納欠損額〕×100

この表から当年度分の収納率は平均 95%程度であるが、過年度分の収納率は 30～40%台に下がることが分かる。特に、発生より 3 年を超えた未収金は下記の表から分かる様にほとんど回収されていない。

下記の表は、平成 20 年度における発生年度別個人未収金の収納率の状況である。

発生年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
収納率 (%)	2.07	1.14	1.54	4.04	22.52	10.91	76.06

なお、平成 20 年度の個人未収金残高 220,050 千円のうち、発生より 3 年を超えている個人未収金は、97,306 千円存在している。この 97,306 千円個人未収金は、督促状、催告書の発送対象にもなっておらず、現時点では、そのほとんどが回収されない恐れがある。

(1 2) 不納欠損処理

過去 5 年間の不納欠損額(債権放棄)の推移は下記のとおりである。平成 19 年度より減少している。

(単位：千円)

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
金額	8,764	12,051	16,711	3,951	1,114

平成 18 年度～平成 20 年度の不納欠損処理した個人未収金について、任意に抽出した管理データを閲覧した。その結果は、次のとおりである。

平成 18 年度不納欠損処理

(単位：千円)

	時期	内容	不納欠損額	備考
	平成 11 年度診療分	入院	1,759	所在不明
	平成 12 年度診療分	入院	332	所在不明
	平成 12 年度診療分	入院	1,239	所在不明
	平成 12 年度診療分	入院	587	所在不明
	平成 12 年度診療分	入院	402	所在不明
	平成 12 年度診療分	入院	337	督促未納付
	平成 13 年度診療分	入院	330	所在不明
	平成 13 年度診療分	外来	76	所在不明
	平成 13 年度診療分	外来	75	所在不明
	平成 13 年度診療分	外来	99	所在不明

平成 19 年度不納欠損処理

	平成 15 年度診療分	入院	393	免責
--	-------------	----	-----	----

平成 20 年度不納欠損処理

	平成 10 年度診療分	入院	292	免責
	平成 17 年度診療分	外来	19	少額

個人未収金の管理データの内容は、下記のとおりである（下記の管理データの内容に付された番号は、前述の不納欠損処理の番号に対応している）。

住民票で平成 15 年 7 月の住所変更を確認しているだけで、所在不明を証する書類がない。

平成 13 年 11 月に新住所に、同年 12 月に旧住所に督促状を配達記録で送付したが、双方とも不在のため郵便局で保管、保管期間が経過したため返却される。それ以降、交渉経過の資料がない。

と同一人物

交渉経過の資料がない。

交渉経過の資料がない。

平成 13 年 11 月 督促状を配達記録で送付したが返却される。

平成 14 年 7 月 携帯電話が通じなくなる。

平成 15 年 8 月 督促状を普通郵便で送付。それ以降の交渉経過の資料がない。

平成 14 年 9 月 督促状を普通郵便で送付。

平成 17 年 4 月 住民票を入手。それ以降の交渉経過の資料がない。

平成 14 年 8 月 督促状を普通郵便で送付。それ以降の交渉経過の資料がない。

平成 14 年 8 月 督促状を普通郵便で送付。それ以降の交渉経過の資料がない。

平成 14 年 8 月 督促状を普通郵便で送付。それ以降の交渉経過の資料がない。

平成 19 年 9 月 破産により免責決定

平成 19 年 9 月 破産により免責決定

平成 17 年 6 月 催告書を普通郵便で送付。それ以降の交渉経過の資料がない。

上記の様に、不納欠損処理された時の基礎資料が保存されていないものがある。

(1 3) 近隣の病院との比較

次の表は、近隣の公立病院との個人未収金の割合（個人未収金額 / 医業収益個人負担額）の比較であるが、大津市民病院の個人未収金の割合が極端に高くなっている。このことは、今後は、病院全体で個人未収金の減少に取り組む必要があることを示している。

なお、データサンプルの抽出基準は、大津市民病院が任意に抽出した病院から個人負担分の医業収益、未収金が把握できる病院を選んでおり、監査人の恣意性はない。

未収割合比較表

(単位 : %)

病院名	大津市民病院	市立 A 病院	市立 B 病院	市立 C 病院
病床数	506 床	204 床	210 床	548 床
平成 18 年度	11	5	2	-
平成 19 年度	11	6	2	4
平成 20 年度	13	6	1	3

未収割合 = 個人未収金額 / 医業収益個人負担額 × 100

4 . 医業外未収金（訪問看護ステーション、付属看護専門学校、その他）・その他未収金

(1) 医業外未収金の状況

医業外未収金の 5 年間の推移は、下記のとおりである。

(単位 : 千円)

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
訪問看護ステーション	8,772	9,303	11,165	12,529	11,508
付属看護専門学校	30	145	30	180	55
その他（病院総務課）	19,174	23,383	32,664	20,379	29,667
合計	27,976	32,832	43,860	33,088	41,231

以下、訪問看護ステーション、付属看護専門学校、その他 の順に述べる。

訪問看護ステーション

1. 未収金内容及びその概要

当該ステーションでは、訪問介護及び居宅介護支援事業を実施しており、訪問看護手数料・訪問看護受療負担金・その他訪問看護収益に分類できる。

(1) 未収金残高の推移

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
訪問看護手数料(介護保険)	4,230	5,353	6,189	6,337	6,012
訪問看護手数料(医療保険)	4,268	3,841	4,837	4,959	5,404
訪問看護受療負担金	105	76	116	98	84
その他	167	32	22	1,134	7
未収金合計	8,772	9,303	11,165	12,529	11,508

平成 18 年度より未収金残高は増加している。これは、収入の増加による。

(2) 平成 20 年度末 収入未済額の項目別残高及び年度調べ

(単位：千円)

項目	平成 20 年度末 収入未済額	発 生 年 度	
		平成 19 年度	平成 20 年度
訪問看護手数料	11,416	5	11,411
訪問看護受療負担金	84	2	82
その他	7		7
合計	11,508	7	11,501

上記の未収金残高の内、国保連合会請求分は 10,360 千円、社会保険支払基金請求分は 691 千円となり、差額が個人負担分である。

平成 21 年 5 月に平成 20 年度発生未収金のうち 81 千円について滋賀県国保連合会の審査結果に基づき減額処理している。

平成 20 年度以前に発生した未収金は、上記 81 千円を除き平成 21 年 7 月までに回収されており、回収可能性に問題はない。

(3) 回収業務について

訪問看護ステーションは、利用した月の翌月 10 日頃に振込用紙が出来、利用者またはその家族に渡す。利用者又はその家族は金融機関にて振込みを行う。職員が直接、現金回収を行うことはしない。

(4) 未収金発生要因の分析

訪問看護の対象の年齢別統計では、70 歳以上の高齢者が 85.0%

そのうち配偶者が介助している世帯、及び独居が 49.6%と約半数を占める現状にあり、利用料の銀行振込の行為自体に助けを必要とするため、子供が来た時に振込みを依頼する、受診時に支払うなどの事由で振込みの遅延が生じる。

介護者が常時見守りを必要とするケースが多い。振込みに行けない現状も多い。

家族が日中勤務で振込みに行けないケースがある。

高齢者自身が振り込みを行う場合、振込み書を紛失するケース又は、支払済と勘違いするケースがある。

生活に困窮し、年金振込月にまとめて振り込むケースがある。

死亡されたが、家族に連絡が取れなかったケースがある。

(5) 不納欠損額について

過去 5 年間で不納欠損処理した未収金は存在しない。

大津市民病院附属看護専門学校

1. 未収金の内容及びその概要

大津市民病院附属看護専門学校は、大津市民病院をはじめ実習施設と一体となった臨地実習指導体制が整っており、看護専門科を有し修業年限は 3 年である。未収金は、入学金収益、授業料収益、行政財産貸付料に分類している。当該未収金の 5 年間の残高推移は以下のとおりである。

過去 5 年間の未収金の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

看護学校収益	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入学金収益		100			
授業料収益	15	30	15	165	40
行政財産貸付料	15	15	15	15	15
合計	30	145	30	180	55

平成 20 年度未収金残高のうち、授業料収益 15 千円は平成 8 年度発生の未収金である。当該未収金以外は、平成 21 年 4 月に回収済である。なお、過去 5 年間に不納欠損処理した

実績はない。

その他の医業外未収金（病院総務課）・その他

1. 未収金の内容及びその概要

（1）その他の医業外未収金（病院総務課）・その他の内容と5年間の残高推移は以下のとおりである。（単位:千円）

科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金（庶務）注 1	1,674	2,212	16,707	3,660	14,217
補助金（施設）注 1	1,751	6,431			
売店販売収益（店舗売上）注 2	581	599	608	856	562
売店販売収益（その他）注 2	0	0	3	2	157
託児所収益 注 3	311	472	569	278	302
実習委託料 注 4	992	64	44	217	4,460
洗濯機使用料		0	7		
乾燥機使用料		0	11		
行政財産貸付料 注 5	2,775	2,591	2,655	3,160	2,828
駐車場収益	259	249	237	340	357
複写機利用代	0	0	0	0	
粗銀代	0	0	0		
受託研究費 注 6		0	441	527	714
住宅使用料等	42	42	3		
自販機手数料 注 7	1,533	1,512	1,491	1,590	1,328
カード利用料 注 8		257	414	338	128
有害事象調査費 注 9		0		31	31
脳神経外科等救急医療	234	153		212	
全がん患者登録管理 注 10	36	80	71	12	7
滋賀県難病ネットワーク 注 11	1,474	1,386	1,386	1,386	1,386
その他 注 12	7,506	7,329	8,010	7,764	3,185
その他医業外未収金計	19,174	23,383	32,664	20,379	29,667
その他未収金 注 13	5,207	5,009	-	-	2,152

注 1 病院内保育所、救急救命士、感染症、後方医療、新型インフルエンザ等に対する補助金である。

注 2 入院患者等の売店販売代金である。入金済であるが会計処理が翌日となる。

注 3 大津市民病院職員が利用している託児所である。

- 注4 医大、医療専門学校、消防等からの実習委託である。
- 注5 病院設備又は敷地の一部の貸付である。
- 注6 製薬会社等との共同研究に係る費用の相手先負担分である。
- 注7 自販機の手数料収入。売上高により手数料が計算される
- 注8 入院患者がテレビを利用するために購入したカードの手数料
- 注9 医薬品の使用に伴って生じた有害事象等の調査費
- 注10 滋賀県医師会からの管理収入
- 注11 難病の研究に係る費用を県が一部負担するものである。
- 注12 平成20年度の未収金残高には、ケアセンターおおつに対する未収金1,517千円、職員の住宅手当返還金628千円、県の調査費等492千円、大津市に対する救急救命士の派遣に関する委託料等393千円が含まれている。
- 注13 平成20年度残高の内容は、新型インフルエンザに対する県の補助金である。備品購入等に充てられる。

(2) 不納欠損処理について

過去5年間で不納欠損処理した実績はない。

(3) 未収金の回収状況

上記の医業外未収金のうち、平成21年11月30日現在未回収であるものは、以下の通りである。

(単位：千円)

託児所収益	行政財産貸付料	その他	合計
24	33	299	356

託児所収益は、職員1名の託児所の利用料で平成21年2月発生である。

行政財産貸付料のうち30千円は、平成6年度発生であり内容不明。他3千円は、研修医宿舎の光熱費で平成21年3月発生である。

その他のうち278千円は、職員1名の住宅手当返還金であり平成21年3月発生である。平成21年7月150千円入金、平成21年9月入金100千円入金されているが、278千円は未回収のままである。

その他のうち6千円は医局の私用電報代であり、平成16年11月及び、平成21年3月発生である。

その他のうち14千円は、入院患者負担の冷蔵庫及び金庫の鍵代であり平成12年度～平成18年度発生である。

なお、託児所利用料、研修医宿舎の光熱費、住宅手当返還金および医局私用電報代については、平成22年2月時点で完納済み、または平成21年度内に完納見込みである。

5. 監査結果

(1) 医業未収金の不明差額について(医業未収金)

医業未収金の不明差額が 91,920 千円あると推算されるが、不明差額が発生する最大の原因は、収入金額を調定する際に相手先別に調定していない。具体的には、国保連合会・社会保険支払基金に対する債権を金額で把握していないことにある。

現在の未収金の勘定科目区分は入院と外来と区分のみであるが、個人未収金、国保連合会、社会保険支払基金、労災・公傷等請求先別に区分して会計処理を行い、毎月末の残高を請求先別に確認するとともに、決算時にはその残高を検証し、債権額を確定すべきである。

(2) 個人未収金台帳の保存(医業未収金)

大津市民病院は、個人未収金の管理を独立したシステムによりデータ管理している。平成 20 年度末の個人未収金の残高は、220,050 千円となっているが、その都度データが上書きされているため、現状は合計金額しか把握できない。しかし、決算資料として個人別未収金残高は重要であるため、個人未収金台帳を保存されたい。

(3) 不納欠損処理について(医業未収金)

不納欠損処理した個人未収金の中には、交渉経過の資料がないもの、不納欠損処理した会計年度と交渉履歴の最終日とが整合していない債権が含まれていた。大津市の財産である未収金を不納欠損処理する以上、交渉経過のより詳細なデータを保存されたい。

6. 意見

(1) 未収金計上における内部統制(医業未収金)

現在、未収金の計上は担当者に全て委ねられている。そのため、担当者が未収金の計上を誤れば、決算上も誤ったままの金額で計上される可能性が高く、内部統制上、問題がある。

よって、以下の改善が必要である。

未収金の計上は担当者に全て委ねることなく、所属長の検証・承認を要し、その証跡を保存する。

担当者は、電子レセプト請求のデータを送信する前に総括表を作成する。作成された総括表は所属長の承認を要し、承認後に、電子レセプト請求のデータを送信するものとする。所属長の承認を受けた総括表は保存する。

社会保険・国民健康保険のレセプトデータから請求額を算定するシステム(既存のシステムが存在)の検証・カスタマイズが必要となる。

また、支払額を検証する手法や体制の確保が必要である。

各種請求の管理方法を見直し、調定漏れがない様にする必要がある。

(2) 個人未収金の催告書の発送について (医業未収金)

大津市民病院は、平成 18 年 4 月 1 日以降発生 of 個人未収金を対象に催告書を発送した。催告書の発送対象が消滅時効 3 年という理由で、平成 18 年 4 月 1 日以降としているが、それ以前の未収金に対しても、法律上債権放棄していない以上、催告書を発送すべきである。

(3) 未収金回収スタッフの定着化並びに組織化 (医業未収金)

未収金を回収する市職員は、平成 21 年度より配属されており、前任者も 1 年で別の部署に異動、情報及びノウハウが蓄積されていない。大津市民病院に情報及びノウハウが蓄積されるよう、未収金の回収する市職員が一定期間 (5 年程度) 定着できるような環境を整えるべきである。

また、未収金を回収する医事課のスタッフは、4 名 (うち嘱託 1 名、事務 2 名) と極めて少ない。このスタッフ人数では 2,000 件以上ある個人未収金 220,050 千円 (平成 20 年度末現在) の回収業務を行うのは困難である。また、発生より 3 年を超えると収納率が悪化している。よって、一定期間を超えた未収金に関しては、回収を専門に行う組織を構築し、そこに債権を移管することが考えられる。そのことにより、現医事課スタッフは、直近に発生した未収金の回収に集中でき、より効率的になると思われる。また、法律事務所等を含む外部組織に回収そのものを依頼 (アウトソーシング) することも、一つの方法であり、効率的な対応を検討されたい。

(4) 内容証明書の送付について (医業未収金)

内容証明書を送付することは、未収残高のある患者等に対し抑止的な効果があり、個人未収金を減少させる一因になると思われる。そのため、催告書を送付しても、未収を回収できない患者等に対しては、積極的に内容証明書を送付すべきと思われる。

公的な病院である以上全ての患者に対して中立であるべきであり、原則は、金額の多寡にかかわらず対応されたい。

(5) 個人未収金の回収可能性について (医業未収金)

大津市民病院は、個人未収金について 25 分類し管理している。大津市民病院が作成した未収金年度別区分別一覧 (未収金の 25 分類毎の年度別残高) によると、平成 21 年 11 月末現在は 136,291 千円となっている。

これを下記 ~ の 9 分類に集約し、発生年度別に集計したものが次表である。年度別にし、その分類ごとに残高を発生年度別に把握した結果は、次のとおりである。

持ち合わせなし 患者不在 交通事故 患者と交渉中 納入誓約書が存在
督促状、催告書発送済 請求先不明、不納欠損予定 医療過誤等 その他

(単位：千円)

	平成 17 年度 以前	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	合計	うち、回収 が困難と判 断
	2,482	202	510	364	3,560	2,482
	23,012			157	23,170	23,012
	2,198	2	0	3,397	5,598	1,284
	1,608	2,724	3,633	2,762	10,728	1,220
	21,965	2,833	2,874	2,825	30,449	10,260
	38,006	3,203	4,437	6,083	51,730	37,670
	4,617	181	0	222	5,021	5,021
	1,755	756	2,177	452	5,142	5,142
	735	2	31	121	890	746
計	96,331	9,906	13,664	16,389	136,291	86,841

「平成 21 年 11 月末未収金年度別区分別一覧」に記載された 136,291 千円の回収可能性を検討した結果、86,841 千円は回収が困難であると判断されるため適正な処理をされたい。

(6) 医業外未収金の回収可能性について

大津市民病院附属看護専門学校の未収金残高の回収可能性について検証した結果、平成 8 年度発生未収金 15 千円は、回収不能であり不納欠損処理を検討すべきである。

また、「その他の医業外未収金」については、平成 6 年度発生で内容不明の行政財産貸付料 30 千円、平成 12 年度～平成 18 年度発生入院患者負担の冷蔵庫及び金庫の鍵代 14 千円は、回収困難であり不納欠損処理を検討すべきである。

第 2 5 . 大津市企業局水道料金等

1 . 企業局の概要

大津市は、昭和 3 年に水道事業の認可を受けて水道事業を開始し、その後昭和 10 年に民間のガス会社の事業を引継ぎ現在では、企業局として水道・ガス事業を総合的に運営している。

このため、企業局の未収金については、水道・ガス料金をはじめ、工事に係る負担金など事業活動により発生する各種未収金が存在している。

他方、企業局は、地方公営企業法に基づき、上水道事業及び簡易水道事業（以下 水道事業）とガス事業について特別会計を設け、地方公営企業法に基づく決算書を作成している。

この事業活動から生じる各種未収金について、企業局の会計処理区分により以下のように区分することができる。

2 . 未収金の内容及びその概要

(1) 過去 5 年間の未収金の推移

この事業活動から生じる未収金について、企業局の会計処理区分により以下のように区分することができ、過去 5 年間の各未収金の推移は以下の通りである。

イ . 水道事業

(単位 : 千円)

区分	科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
未 収 入 金	水道料金未収金	386,224	415,007	387,683	378,553	363,600
	未収工事負担金	233,407	104,902	215,917	375,319	432,235
	その他未収金	25,237	56,718	31,449	69,894	153,927
	その他営業外未収金	86,814	85,490	96,597	97,210	93,963
	未収消費税還付金	-	37,237	3,284	-	22,705
	その他営業収益未収金	590	590	590	590	590
	未収加入金	528	588	428	428	428
	給水工事収益未収金	137	271	359	1,642	256
	未収手数料	4	4	14	38	29
	修繕工事収益未収金	585	502	1,447	158	26
計		733,530	701,312	737,772	923,837	1,067,763

(注 1) 平成 20 年度の「その他未収金」が大幅に増加しているのは、国庫補助金の給付対象事業が増加したことによる。

(注 2) 平成 20 年度の未収消費税還付金額は、中間納付額の還付額が大きかったことによる。

ロ．ガス事業

(単位：千円)

区分	科目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
売掛金	都市ガス売掛金	914,374	1,010,296	1,217,320	1,314,170	1,360,596
	LPG 売掛金	177	67	47	28	23
	都市ガス受注工事売掛金	3,589	3,903	1,350	3,153	1,642
	その他売掛金	225	411	-	33,472	769
未収入金	その他未収金	77	136	1,361	2,331	17,389
	その他営業外未収金	5,362	5,056	5,691	5,393	5,133
	未収工事負担金	39,540	38,638	59,355	20,163	644
計		963,347	1,058,510	1,285,126	1,378,712	1,386,198

(注 1) 都市ガス売掛金が増加しているのは、大口需要者の増加による。

(注 2) 平成 18 年度に未収工事負担金が多いのは、滋賀県との間で大型工事が存在したためである。

上記の区分した項目に基づき、以下各々について検証を実施していく。

(2) 水道事業

水道料金未収金

() 賦課根拠

水道料金については、大津市水道事業給水条例第 30 条により、水道料金は、毎月、水道使用者等から徴収するとされている。

() 水道料金の計算

イ．水道料金については、メーターの検針員による検針が行われるが、検針後の数日間メーターの確認が行われた後に料金が確定する。

ロ．この料金確定後に納付書が発送されるが、その送付日の翌日から起算して 20 日後が納付期日となる。

なお、大津市では、水道に関する検針は、2 ヶ月に 1 回行われるため、検針月で算定された使用料の 2 分の 1 を「当月分」として請求され、残りを「翌月分」として請求する。

() 料金の収納方法

料金の収納については、口座振替の他、納付書による納付、コンビニエンスストアでの納付が可能となっている。

ただし、口座振替は、納付期日に引き落としができないことにより、即滞納者となることを避けるため、本来の納付期日である納付書発送日の翌日から 20 日後を含め、2 回引き落としが行われている。

(検針しない月は、口座振替の場合は、検針月の 2 分の 1 の使用料が口座振替日に引き落とされる。)

() 徴収手続きの流れ

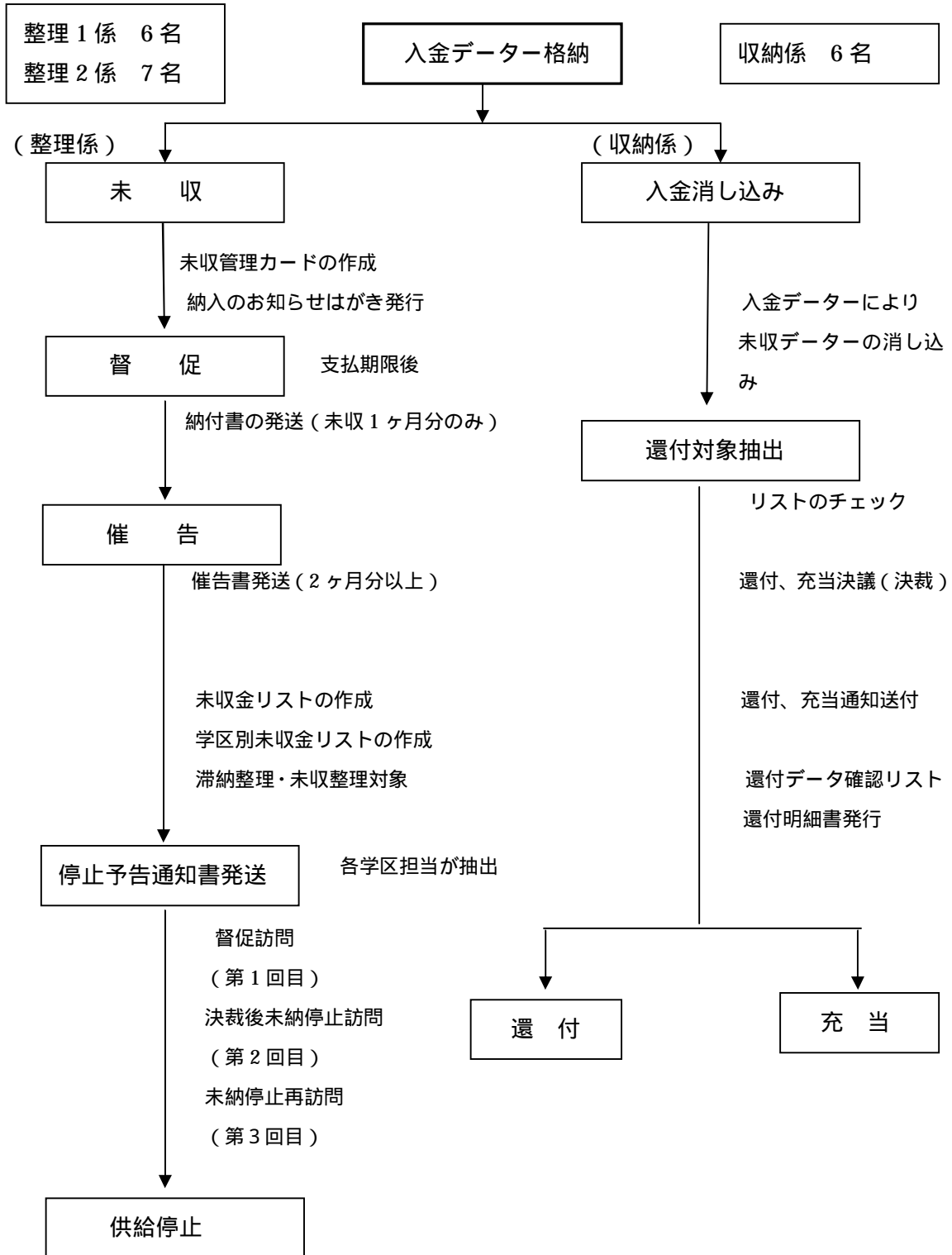
大津市企業局では、水道料金、ガス料金、収納業務を委託されている下水道使用料について、同一のシステムで管理されており、各料金の督促、催告を一括して行う。

未納が発生した滞納整理対象者は、料金システム上の「未収リスト」に反映され、交渉記録等が記載される。

大津市では、水道料金が未納の場合の対応は以下のように行われている。

- イ．納期到来後の入金を促すために「納入のお知らせはがき」が発送される。
- ロ．水道料金よりも納期が長いガス料金の納付期限到来後、督促状を発送する。
- ハ．督促状でも未納の場合に、催告書を発送する（給水停止の通知も併せて行う）。
- ニ．催告書の納期期限が経過したのち、督促訪問を行う。
- ヘ．督促訪問をしてもなお、未納の場合、督促訪問した翌月初旬に停止訪問を行い、給水を停止する。

未収金回収に関する事務フローチャート（平成 21 年 4 月現在）



(督促・催告等の推移)

回収に関して裁判上の手続きは実施しておらず、供給停止を中心として対応している。

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
督促件数	29,561	28,585	29,454	28,981	28,177
催告件数	24,637	25,855	28,894	24,657	24,578
督促訪問	7,789	8,028	7,746	7,069	6,730
停止訪問	5,762	5,051	3,097	2,509	2,335
供給停止	1,670	1,523	1,542	1,246	1,024

停止訪問の件数が減少しているのは、停止訪問に至るまでの電話による督促を増加させているためである。

() 収納率等の状況

以下の表は、水道料金の収納率等の推移を示している。この収納率等の数値は納期到来後においても未納である金額を記載している。

イ．過去 5 年間の収納率等の状況

(単位：千円)

年度	区分	調定額	収入済額	収納率 (%)	不納欠損額		年度末	
					金額	件数	未収金	未収件数
平成 16 年度	過年度	109,637	45,437	41.4	14,206	426	101,897	10,708
	当年度	4,925,616	4,873,711	99.0				
	計	5,035,253	4,919,149	97.7				
平成 17 年度	過年度	101,897	36,775	36.0	10,619	471	117,772	11,778
	当年度	5,032,805	4,969,536	98.7				
	計	5,134,703	5,006,311	97.5				
平成 18 年度	過年度	117,772	58,198	49.4	15,159	502	103,989	12,782
	当年度	5,263,229	5,203,653	98.9				
	計	5,381,002	5,261,852	97.8				
平成 19 年度	過年度	103,989	59,521	57.2	12,828	517	87,029	13,272
	当年度	5,121,074	5,065,684	98.9				
	計	5,225,064	5,125,206	98.1				
平成 20 年度	過年度	87,029	57,013	65.5	4,080	567	81,666	12,575
	当年度	5,023,367	4,967,637	98.9				
	計	5,110,397	5,024,650	98.3				

水道料金の回収率については、当年度分については、約 99%で推移しており、過年度分についても平成 16 年度の 41.4%から平成 20 年度の 65.5%と大幅な向上が見受けられる。

ロ．平成 20 年度未収金の発生年度別内訳

(単位：千円)

平成 20 年度 未収金	平成 20 年度未収金の発生年度別内訳					
	平成 15 年度以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
81,666	5,715	5,427	5,715	4,568	4,509	55,730

() 未収金の性質

水道料金債権の時効については、平成15年10月の最高裁判決により私法上の金銭債権であることが明確にされたことから、消滅時効については民法173条1号の規定により2年であるとされた。この判決を受けて総務省は平成16年11月18日付け事務連絡「水道料金債権の消滅時効について」において、消滅時効を5年から2年へと変更した。

この私法上の債権とされたことにより、水道料金債権については時効期間である 2 年を経過した場合に債務者が援用（債務者が時効の完成について主張すること）しない限り債権が消滅しないこととなった。

() 不納欠損処理

不納欠損処理は、主に徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5）の決定がなされ督促状で指定された納付期限の翌日から起算して 5 年経過した会計年度に不納欠損処理される（時効中断除く）。

企業局は、時効期間が 2 年であることは認識されているものの、ガス料金の 5 年に合わせるため、その 3 年後の 5 年経過したときに不納欠損処理している。

イ．不納欠損の状況

平成 19 年度、平成 20 年度の不納欠損の実施理由は以下のとおりである。

(単位：人、千円、%)

理由	平成 19 年度		平成 20 年度		対前年比	
	人数	金額	人数	金額	人数比	金額比
無断退去・転居先不明	219	2,620	252	1,565	115.1	59.7
転居先から行方不明	132	914	141	1,456	106.8	159.3
倒産・破算	37	6,569	37	264	100.0	4.0
使用者死亡	29	138	28	86	96.6	62.5
回収費用に満たない少額	42	118	60	138	142.9	117.0
再三督促するも時効	58	2,467	49	569	84.5	23.1
計	517	12,828	567	4,080	109.7	31.8

(注)平成19年度に大口の滞納先(倒産)を不納欠損処理したため金額が多額であったが、平成20年度は大口の不納欠損処理がなかったため、金額が減少した。

ロ. 不納欠損処理の確認

平成20年度で不納欠損処理された10件を任意で抽出し、内容を確認することにより不納欠損処理の妥当性を確認した。

特に、問題とすべきものはなかった。

() 残高の検証

決算書の金額と料金システムの未収残の照合は決算の妥当性を確認する上で必要な手続であるにもかかわらず、これまでは行われていなかった。

今回、平成20年度末水道料金未収金の総勘定元帳(363,600千円)と料金システムの金額(357,879千円)を照合した結果5,720千円の差異が生じた。この差異の原因は、現時点では解明されていないが、使用者の口座引落、納付書等の支払いから、企業局の口座へ振り込まれるまでの入金の日数差によるものが1つの要因であることが判明した。大津市企業局料金課において、この日数差による金額を可能な限り算出した結果、平成22年1月22日時点で7,731千円が算出された。

以上により算出された不明差額は決算書よりも料金システムのほうが2,010千円多いという結果となった。

項目	金額(千円)
平成20年度末料金システム上の金額	357,879
平成20年度末決算書	363,600
差異 (-)	5,720
入金の日数差による差異 (から減算すべき金額)	7,731
不明差額 (+)	2,010
結果：決算書 < 料金システム	

の金額は料金課における平成22年1月22日までの集計数値

未収工事負担金

() 概要

イ. 給水条例に基づく工事負担金

宅地開発など、新たに給水のための水道施設の設置が申し込まれた場合の工事費用を当該申込者に対して工事負担金を徴収している(大津市水道事業給水条例第41条の2)。

工事負担金について、大津市の方針としては、金額が多額になることから、原則として工事負担金の全額入金後に工事を実施するとしているため、未納が生じても大津市の負担は生じない。

ただし、国、県等など回収不能となる危険の少ない申込者に限り、工事負担金の分割入金を認めている。

ロ．公共補償基準要綱に基づく工事負担金

既に存在する公共施設に工事を行う際に、新たに公共事業を行う実施者が工事費用を負担する場合に生じる。

() 管理方法

両負担金とも工事負担金額、納期限、入金日等を記載した残高明細書を作成し管理している。

徴収については、請求書と納付書を併せて発送し、経理課の入金連絡により未収金の回収を確認している。

() 残高の検証

総勘定元帳と残高明細書とを照合した結果、総勘定元帳が 810 円大きくなったが、差異の原因は不明である。

その他未収金

() 概要

大半が国庫補助金に係るものである。

() 管理方法

国庫補助金の対象となる事業ごとに関連資料がファイリングされ、入金などは収入予算執行整理簿で管理されている。

() 残高の検証

総勘定元帳の内容を確認した結果、「その他未収金」で入金処理すべき 9,582 千円が「その他営業外未収金」で処理されていた。これを加味してもなお 495 千円の内容が不明である。

その他営業外未収金

() 概要

通常の営業活動以外で発生した未収金を計上している項目である。

() 管理方法

営業外未収金は、企業局の各課で計上したものが記載されており、未収金を計上した各課において収入予算執行整理簿などで未収金を管理している。

() 残高の検証

総勘定元帳の記載を確認した結果、「その他未収金」で入金処理すべき 9,582 千円が「その他営業外未収金」で処理しており、これを加味すると差異はない。

() 滞納債権

「その他営業外未収金」のうち、退職後に不正が発覚した者に対して、大津市職員退職手当支給条例に基づき退職金の返納を求めているものが滞納している(6,679千円)

この金額は、退職金未返納額(11,000千円)の水道事業負担額である。

未収消費税還付金

() 概要

中間納付で支払った消費税等の還付分である。

() 管理方法

申告書を含めたファイルを作成して残高を管理している。

() 残高の検証

総勘定元帳と申告書の還付額と一致していた。

その他営業収益未収金、未収加入金

() 概要

決算書に計上されている「その他営業収益未収金」590千円及び「未収加入金」428千円については内容が不明である。

給水工事収益未収金

() 概要

新たに給水を希望する申込者に対しての追加の工事料である。

() 管理方法

システムにより残高明細書が作成することにより管理されている。

() 残高の検証

総勘定元帳と残高明細書を照合した結果、総勘定元帳が79千円多く計上されているが内容は不明である。

未収手数料

() 概要

大津市の認定事業者としての申請を行う際の手数料と工事を中途解約した場合の事務手数料が存在する。

() 管理方法

申請に関する手数料については、指定給水装置工事事業者申請書というファイルを作成し管理しており、他方、中途解約の事務手数料については、システムを利用して管理されている。

() 残高の検証

総勘定元帳と残高明細書を照合した結果、総勘定元帳が 3 千円多く計上されているが内容は不明である。

修繕工事収益未収金

() 概要

修繕工事収益未収金の内容は、水道の修繕工事を行った際の工事代である。

() 管理方法

未収金の残高については、「水道修繕工事費調定簿」という残高明細書を作成して管理されている。

() 残高の検証

総勘定元帳と残高明細書を照合した結果、総勘定元帳が 20 千円多く計上されているが内容は不明である。

(3) ガス事業

都市ガス売掛金、LPG売掛金

() 賦課根拠

ガス料金については、大津市ガス供給条例第 17 条により、契約の種別ごと、ガスメーターごと、及び料金算定期間ごとに、企業局管理規程で定めるところにより、使用量を算定し、その使用量に基づき、使用者から料金を徴収するとされている。

() ガス料金の計算

ガス料金の計算についても、水道料金と同様に検針（水道とは異なり保安の関係があることから毎月検針）が行われ、検針後のデータ確認期間(数日)後にガス料金が確定する。

ガス料金については、納付義務の発生の日である納付書送付日の翌日から 20 日以内（早収期間）に支払う早収料金と早収料金の 3% 割増しした遅収料金があり、この遅収料金の納入期限は、納付書発送日の翌日から 50 日以内と水道料金よりも長く設定されている。

() 料金の収納方法

収納方法については、水道料金と同様に、口座振替、納付書、コンビニエンスストアでの収納方法がある。

() 収納率等の推移

以下の表は、ガス料金の収納率等の推移を示している。この収納率等の数値は納期到来後においても未納である金額を記載している。

（参考 総勘定元帳の金額は、3 月 31 日時点の金額で納期末到来分も含まれた金額である。）

(単位：千円、%、件)

年度	区分	現年度 調定額	収入済額	収納率	不納欠損額		年度末	
					金額	件数	未収金	未収件数
平成 16 年度	過年度	150,902	100,658	66.7	11,041	384	152,803	10,013
	当年度	9,440,323	9,326,722	98.8				
	計	9,591,225	9,427,381	98.3				
平成 17 年度	過年度	152,803	108,352	70.9	11,399	423	156,252	9,903
	当年度	10,598,851	10,475,650	98.8				
	計	10,751,655	10,584,002	98.4				
平成 18 年度	過年度	156,252	117,343	75.1	6,533	419	155,858	9,907
	当年度	12,529,929	12,406,446	99.0				
	計	12,686,181	12,523,789	98.7				
平成 19 年度	過年度	155,858	118,560	76.1	7,475	438	155,907	10,770
	当年度	14,358,082	14,231,997	99.1				
	計	14,513,941	14,350,558	98.9				
平成 20 年度	過年度	155,907	121,927	78.2	5,681	469	190,172	10,363
	当年度	16,651,744	16,489,869	99.0				
	計	16,807,651	16,611,796	98.8				

ガス料金の回収率については、当年度分の過去 5 年間の平均が 98.9%と高い比率である。過年度分についても、平成 16 年度の 66.7%から毎年回収率は上昇しており、企業局の回収に向けた努力の成果が反映されている。

平成 20 年度未収金の発生年度別内訳

(単位：千円)

平成 20 年度 未未収金	平成 20 年度未未収金の発生年度別内訳					
	平成 15 年度以前	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
190,172	3,247	5,732	5,891	6,444	6,982	161,874

()ガス料金債権の時効

ガス料金債権については、水道料金と同様、民法 173 条 1 号の規定による私債権で、その消滅時効は 2 年であるとの解釈もあるが、現時点では、水道料金のような最高裁判例が出されていないこと及び総務省の事務研修会などによる資料を根拠に、大津市では地方自治法第 236 条の金銭債権で、消滅時効は 5 年が適用されると判断している。

() 徴収手続きの流れ

納期までに支払わず滞納者となった者は、システム上、区分され交渉記録などが保存される。以下、徴収の流れを示す。徴収のフローは水道料金と同一である。

イ．ガス料金の納期が納付書送付日の翌日から 50 日後であり、ガス料金の早期回収期限の 20 日を超えた時点で、まず、入金を促すための「納入のお知らせはがき」が発送される。

ロ．ガス料金の期限到来後、1 ヶ月以上未収である場合、督促状を送送する。

ハ．未納期間が 2 ヶ月以上となる場合、催告書を送送する（供給停止の通知も併せて行う）。

ニ．催告書の納期限が経過したのち、督促訪問を行う。

ホ．督促訪問をしてもなお、未納の場合、督促訪問した翌月初旬に停止訪問を行いガス供給を停止する。

（督促・催告等の推移）

回収に関して裁判上に手続きは実施しておらず、供給停止を中心として対応している。

（単位：千円）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
督促件数	25,482	24,762	24,302	24,177	23,633
催告件数	21,304	21,906	22,245	21,428	20,342
督促訪問	6,719	6,762	6,513	5,990	5,774
停止訪問	4,928	4,309	2,511	2,136	1,956
供給停止	1,475	1,336	1,265	1,081	861

停止訪問の件数が減少しているのは、停止訪問に至るまでの電話による督促を増加させているためである。

() 不納欠損処理

不納欠損処理は、主に徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5）の決定がなされたものを対象に、督促状で指定された納付期限の翌日から起算してから 5 年経過した会計年度に不納欠損処理されている（時効中断除く）。

イ．不納欠損の状況

平成 19 年度、平成 20 年度の不納欠損の理由は以下のとおりである。

(単位：人、千円、%)

理由	平成 19 年度		平成 20 年度		対前年比	
	人数	金額	人数	金額	人数比	金額比
無断退去・転居先不明	189	2,774	218	2,110	115.3	76.1
転居先から行方不明	117	1,638	122	1,927	104.3	117.6
倒産・破算	27	2,048	27	718	100.0	35.1
使用者死亡	24	162	25	220	104.2	135.5
少額	36	161	40	157	111.1	97.5
再三督促するも時効	45	690	37	547	82.2	79.3
計	438	7,475	469	5,681	107.1	76.0

(注)平成 19 年度に大口の滞納先(倒産)を不納欠損処理したため金額が多額であったが、平成 20 年度は大口未収金の不納欠損処理がなかったため、金額が減少した。

ロ．不納欠損処理の確認

平成 20 年度で不納欠損処理された 10 件を任意で抽出し、内容を確認することにより不納欠損処理の妥当性を確認した。

特に、問題とすべきものはなかった。

() 残高の検証

水道料金と同様、ガス事業においても料金システムと決算書の間には差異が生じている。

以下のとおり、算出された不明差額は決算書よりも料金システムのほうが 4,337 千円少ないという結果となった。

(単位：千円)

項目	金額
平成 20 年度末料金システム上の金額	1,337,099
平成 20 年度末決算書 (ガス売掛金 + LPG 売掛金)	1,360,620
差異 (-)	23,521
入金の日付差による差異 (から減算すべき金額)	19,184
不明差額 (+)	4,337
結果：決算書 > 料金システム	

の金額は料金課における平成 22 年 1 月 22 日までの集計数値

都市ガス受注工事売掛金

() 概要

新たにガスの供給を希望する申込者に対して工事した際に、追加の工事料である。

() 管理方法

システムにより残高明細書を作成することにより管理されている。

() 残高の検証

総勘定元帳と残高明細書を照合した結果、総勘定元帳の金額が 13 千円少ないが差異の内容は不明である。

その他売掛金

() 概要

利用者との間で、一定の年間使用量を達成した場合に割引が適用される契約を締結している場合に、契約で定めた一定使用量に達しなかった場合は逆に、一定額の負担金を利用者から徴収する。

その他売掛金は、一定額使用量が未達であった場合の負担金である。

() 管理方法

表計算ソフトにて残高明細書を作成し管理されている。

() 残高の検証

総勘定元帳と残高明細書を照合した結果、一致していた。

その他未収金

() 概要

その他未収金の内容は、大半が消費税及び地方消費税の中間納付額の還付額である。

() 管理方法

還付額については、申告書を含め関連資料をファイルで管理されている。

() 残高の検証

総勘定元帳の記載を確認した結果、内容が不明なものが 73 千円計上されていた。

その他営業外未収金

() 概要

企業局の各課で発生した通常の営業活動以外の未収金が計上されている。

() 管理方法

未収金を計上した各課で管理している。

() 残高の検証

その他営業外未収金の総勘定元帳の内容を確認した結果、内容の不明なものが 70 千円ある。

また、未収金のうち、退職金返納額 (4,321 千円) が滞納している。

これについては、退職後に不正が発覚した者に対して、大津市職員退職手当支給条例に基づき退職金の返納 (未返納額 11,000 千円) を求めているもののガス事業負担分である。

未収工事負担金

() 概要

公共補償基準要綱に基づく工事負担金であり、既に存在する公共施設に工事を行う際に、新たに公共事業を行う実施者の工事費用の負担額である。

() 管理方法

場所、工事内容、予算、収納状況に記載した「工事別明細書」を作成することにより、未収金残高を管理されている。

() 残高の検証

総勘定元帳と残高明細書を照合した結果、一致していた。

3. 監査結果

(1) 未収金残高の不明差異について

本来、決算書の妥当性を確かめるために、決算書の未収金残高と実際の未収金残高とを照合する必要がある。

決算書と実際の未収金とを照合し、その差額がある場合に適切な処理が行われてこなかったことから、今回照合した結果、以下のような差異が生じている。

今後は、毎年度末において決算書の未収金残高と実際の未収金残高とを照合するとともに差異がある場合には判明した年度で決算修正を行い、正確な未収金残高を決算書に記載すべきである。

< 水道事業 >

(単位：千円)

区分	科目	決算書	あるべき残高	差異 (-)
未 収 入 金	水道料金未収金(注1)	363,600	365,611	2,010
	未収工事負担金	432,235	432,236	0
	その他未収金(注2)	153,927	144,840	9,087
	その他営業外未収金(注2)	93,963	103,546	9,582
	未収消費税還付金	22,705	22,705	-
	その他営業収益未収金	590	-	590
	未収加入金	428	-	428
	給水工事収益未収金	256	176	79
	未収手数料	29	26	3
	修繕工事収益未収金	26	5	20
	合計	1,067,763	1,069,147	1,383

(注1) 水道料金未収金のあるべき残高については、料金システムの金額を可能なかぎり補正することにより算定したものである。

(注2) その他未収金で入金すべき 9,582 千円がその他営業外未収金で処理されていたものがある。そのことを加味すると、その他未収金の不明差異は 495 千円、その他営業外未収金は差異なしとなる。

< ガス事業 >

(単位：千円)

区分	科目	決算書	あるべき残高	差異 (-)
売掛金	都市ガス売掛金	1,360,596	1,356,284	4,336
	L P G 売掛金	23		
	都市ガス受注工事売掛金	1,642	1,656	13
	その他売掛金	769	769	-
未収入金	その他未収金	17,389	17,315	73
	その他営業外未収金	5,133	5,062	70
	未収工事負担金	644	644	-
計		1,386,198	1,381,732	4,466

(注) 都市ガス売掛金とL P G 売掛金のあるべき残高については、料金システムの金額を可能なかぎり補正することにより算定したものである。

4. 意見

(1) 水道債権の不納欠損処理について

水道料金債権の時効については、平成 15 年の最高裁判決により私債権の消滅時効の年数が 2 年ということが通説となり、総務省からも同趣旨の事務連絡が出されている。

しかしながら、大津市では、水道料金の消滅時効期間について、公債権として大津市が認識しているガス料金の 5 年と併せるため、私債権の 2 年ということは認識しつつも、さらに 3 年経過後の 5 年後に不納欠損処理が行われている。

不納欠損処理は、主に水道料金、ガス料金については、地方自治法施行令第 171 条の 5 の徴収停止したものを対象に 5 年経過したものについて行われているが、徴収停止の手続きが実施された水道料金については、不納欠損処理までの期間を 5 年として取扱う必要はなく、本来の水道料金債権の時効期間の 2 年を適用して不納欠損処理すべきである。

(2) 簿外債権の取扱いについて

水道料金の消滅時効については、水道料金債権が私債権に該当することから、時効期間が到来後に債務者が援用しない限りは消滅せず、既に不納欠損処理が行われたものについても帳簿外で管理し、万一納入された場合については、雑収入処理し、帳簿外で管理している債権を消去するという処理方法が予定されている。

しかし、債務者からの援用についてはほとんど行われる可能性はない(過去1件のみ)ことから、帳簿外で債権を永遠に管理していくことは合理的とはいえない。

水道料金については、援用されない限り消滅しないので法的な問題がない限り回収に努めるものの、徴収停止となり、不納欠損処理されたものについては一定期間経過後に議会の承認を得て債権放棄するか、債権放棄を可能とする条例を制定していくことについても検討されたい。

< 帳簿外で管理している債権 >

(単位：千円)

年度	帳簿外管理債権
平成 16 年度	14,206
平成 17 年度	10,619
平成 18 年度	15,159
平成 19 年度	12,828
平成 20 年度	4,073
合計	56,888

(3) 職員の退職手当返納に係る未収金について

水道事業・ガス事業の「その他営業外未収入金」に記載されている退職金返納額は、退職金を受給し、退職後に在職中の不正が発覚し、その後実刑判決を受けた者に対して、大津市職員退職手当支給条例第12条の2(2)の規定に基づき既に支給した退職金の返納(13,155千円)を求めたものである。

この者については、資力の関係上、分割返納とされ当初は返還がなされていたが、平成16年6月以降の返還を最後に未納になっている。

この者に対しては本人への直接面談、資産状況の調査が改めて行われており、今後は返済計画を作成し、早期回収に努められたい。

(参考)平成21年3月31日現在での債権残高 11,000千円

(水道事業計上分 6,679千円 ガス事業計上分 4,321千円)

第3章 テーマ 貸付金について(制度の運用・管理状況)

・総括的事項

1. 包括外部監査の対象とした貸付金（大津市の貸付金概要）について

大津市は市民生活の安定や福祉、及び地域経済の活性化を目的として各種の貸付金制度を設けている。大きくは大津市が市民や企業に直接融資を行う方式と大津市では融資を行わず、取扱金融機関を斡旋し、金融機関が貸付、回収を行う方式に分類される。

平成20年度末における貸付金の一覧及び各残高は以下の表のとおりであり、これら貸付金を包括外部監査の対象とした。なお、母子・寡婦福祉資金貸付金については、平成21年度の状況についてもその対象に含めている。

大津市直接融資

(単位：千円)

所管部署	貸付金名	平成20年度末 残高
福祉子ども部 子ども家庭課	母子・寡婦福祉資金貸付金	(注1) -
産業観光部 公設地方卸売市場	大津市公設地方卸売市場集荷奨励 貸付金	(注2) -
企業局 経理課	大津市民病院及び大津市立介護老 人保健施設(ケアセンターおおつ) への短期資金の貸付	(注3) -
都市計画部 住宅課	住宅新築資金等貸付金他(注4)	21,401
健康保険部 保険年金課	国民年金保険料貸付金(注5)	95

(注1)平成21年4月1日に大津市が中核市となったことにより、滋賀県から移管された貸付金制度である。従って3月末時点では残高はないが4月1日付で移管された貸付金は324,190千円(利子、違約金未収額を含む)である。

(注2)短期の貸付であって3月末で全額返済されているが4月に35,000千円の貸付が実行されている。

(注3)短期の貸付であって3月末で全額返済されているが4月に市民病院に13億円、ケアセンターおおつに1億円の貸付が実行されている。

(注4)平成9年度に制度が廃止されており、債権管理業務のみ行っている。

(注5)平成12年度に制度が廃止されており、債権管理業務のみ行っている。

金融機関斡旋融資

(単位：千円)

所管部署	貸付金名	平成 20 年度末 貸付金残高	平成 20 年度 預託金額
産業観光部 公設地方卸売市場	大津市公設地方卸売市場 卸売業者運営資金	-	10,000
	大津市公設地方卸売市場 仲卸業者等運営資金	85,838	80,564
産業観光部 産業政策課	小規模企業者小口簡易資 金	1,448,479	85,100
	中小企業経営安定化資金	22,684	1,400
	大津市勤労者住宅リフォ ーム資金	14,279	10,000
	大津市勤労者教育資金	10,182	7,000
建設部 下水道管理課	大津市水洗便所改造資金 貸付金	5,243	22,000
福祉子ども部 福祉政策課	社会福祉施設等整備資金 貸付金	39,949	10,718
環境部 環境政策課	大津市公害防止、環境保全 施設整備等資金貸付金	-	-
教育委員会 文化財保護課	大津市文化財保護資金貸 付金(注)	-	-

(注) 大津市文化財保護資金貸付金は平成 20 年度をもって制度が廃止されており、貸付金の未償還残高もない。

2. 意見（総括的事項）

（1）貸付金全般に共通する問題点

「 . 大津市の貸付金概要」にあるように、大津市が直接融資する貸付制度は数少なくなっている。これは、各制度の実績、実効性等を考慮し、制度そのもののあり方に検討を加え、不要なものについては廃止してきた結果であると思われる。今後は、「大津市総合計画基本構想」である「人を結び、時を結び、自然と結ばれる 結の湖都 大津」の理念に合致した大津市独自の制度を構築し、資金を有効に活用していくことが望まれる。

一方で現在施行されている制度の中にはほとんど利用されていない融資制度もある。必要とされていない制度であれば廃止を検討しなければならないが、資金を必要としている市民や事業者に対し、制度の存在を周知することができているのかという検討も必要である。制度の存在を知らなかったために資金調達ができなかったということがないようにすることも大津市の責任であると考える。

例えば不特定の個人及び法人を対象とした融資制度を大津市役所のホームページで確認したところ以下のような結果となった。

《容易に確認することができた融資制度》

- ・ 小規模企業者小口簡易資金
- ・ 中小企業者経営安定資金

これらの制度に関しては、トップページ>事業者向け>融資・補助金>産業>中小企業のための融資制度のご案内

という具合に融資制度を探す事業者にとっては容易に見つけることができると思われる。

《確認することはできたが掲載場所等に問題がある融資制度》

- ・ 大津市勤労者住宅リフォーム資金

トップページ>くらしの情報>生活・まち>生活・まちづくり>住宅>勤労者融資制度
あるいは

トップページ>事業者向け>融資補助金>その他>勤労者融資制度

- ・ 大津市勤労者教育資金

トップページ>くらしの情報>教育・子育て>制度計画>勤労者融資制度
あるいは

トップページ>くらしの情報>くらしの出来事>入園入学>勤労者融資制度

- ・ 大津市水洗便所改造資金

トップページ > 暮らしの情報 > 生活・まち > 下水道 > 水洗化にあたっての補助金等のご案内

以上のようにトップページから何階層も下がらなければ融資という言葉が出てこなかったり、あるいは勤労者向けの融資制度でありながら入口が「事業者向け」となっていたり制度を探すことが少々困難である。

《確認することができなかった融資制度》

- ・母子・寡婦福祉資金貸付金
- ・社会福祉施設等整備資金貸付金
- ・大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付金

この結果はあくまでもホームページ上で制度を探すことを試みたものであって、制度によっては他の方法での周知活動を実施しているものもある。しかしながら、現代の情報化社会にとってはホームページ上での探しやすさは周知の方法として重要であるとする。

改善策としては例えばトップページで「大津市の融資制度」という項目を掲げ、そこに全ての融資制度の概要と相談窓口を記載すれば必要な制度を容易に探し出すことができる。また、同様の一覧表を広報紙等に記載することも重要な周知方法の一つであり、制度の周知方法等について改善を図りたい。

(2) 大津市が直接融資している貸付金に関する問題点

大津市が直接融資する制度のうち「母子・寡婦福祉資金貸付制度」については平成21年度から新規に開始した制度であり、今後、債権管理方法あるいは滞納債権等の問題が発生してくることが予想される。滞納が発生した場合、さらには市外に転出した債務者が滞納した場合等、どのような回収体制を取るのか、現時点ではマニュアル等が完全に整備されているとは言えず、早急な対応が必要となる。

また、「大津市公設地方卸売市場集荷奨励貸付金」については、改めてその有効性を検証する必要があると思われる。融資を実行している現状の効果及び、制度を廃止することによる予想される影響等を調査し、今後も継続すべき制度であるかどうかを検証すべきである。

(3) 金融機関を斡旋する場合の問題点

融資を取扱う金融機関を斡旋する制度の場合、基本的に大津市は回収業務や債権管理業務には携わらない。また、原則として回収不能となった場合においてもその損失を大津市

が負担することはない。例外として小規模企業者小口簡易資金貸付金が回収不能となった場合についてのみその一部を負担することとなっている。この場合でも回収業務を行うのは取扱金融機関であり、大津市は結果報告に応じて損失の負担をするのみである。従って、滞納債権管理という問題は発生しない。問題となるのは預託金の有効性についてである。融資を実行する金融機関に対し、一定額を預託しているが、金融機関によっては貸付の実績がないにもかかわらず資金を預託している場合がある。

平成 20 年度において金融機関に貸付金残高を上回る預託金を預けている融資制度は以下の表のとおりである。

(単位：千円)

融資制度	金融機関	平成 21 年 3 月末 貸付残高	平成 20 年度 預託金額
大津市公設地方卸売市場卸 売業者運営資金	A	-	10,000
大津市水洗便所改造資金貸 付金	A	4,349	12,000
	B	26	4,000
	C	437	3,000
	D	431	3,000
大津市公害防止、環境保全施 設整備等資金貸付金	A,B,C,E	-	(注) -

(注) 大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付金については貸出実績及び預託金はないが、毎年 3,000 千円の予算計上を行っている。

預託金は全て無利息であり、毎年 4 月 1 日に預託し、3 月 31 日に回収している。この間資金が拘束されているわけで、預託金が有効に機能しているのかが問題となる。

貸付実績が数年間ないにもかかわらず資金を預託している理由としては、融資の申請があった場合にすぐに対応するためとのことであるが、その資金を各融資制度別、金融機関別に年度当初から年度末まで預託しておく必要があるのか等検討しなければならない。

例えば上の表では金融機関 A からの貸付残高はひとつの制度のみで 4,349 千円であるが預託金はふたつの制度で預けており、合計で 22,000 千円である。また、「大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付金」では預託金の予算計上はされているものの金融機関に対する預託は融資が実行された場合となっており、実績がなければ預託の必要もない。

各制度によって貸出条件が異なるため単純な合算はできないかもしれないが、金融機関と交渉することにより預託金の全庁ベースでの統合や実績に応じたの預託により資金の効率化を図ることを検討すべきである。

3. 「監査結果」及び「意見」一覧表

第3章 貸付金について(制度の運用・管理状況)に記載した「監査結果」及び「意見」(総括的事項及び個別検討事項)の一覧表を以下に掲げる。

番号	項目名	監査結果	意見
総括的事項	総括的事項	-	(1)貸付金全般に共通する問題点 (2)大津市が直接融資している貸付金に関する問題点 (3)金融機関を斡旋する場合の問題点
第1	母子寡婦福祉資金貸付金	-	(1)国からの借入額の妥当性 (2)国からの借入額の確認 (3)貸付金管理システムについて (4)債権管理について
第2	大津市公設地方卸売市場集荷奨励特別資金貸付	-	(1)制度の実効性について
第3	大津市民病院及び大津市立介護老人保健施設(ケアセンターおおつ)に対する短期資金の貸付	-	-
第4	住宅新築資金等貸付金	-	(1)不納欠損処理について
第5	国民年金保険料貸付金	-	-
第6	大津市公設地方卸売市場卸売業者運営資金融資 大津市公設地方卸売市場仲卸業者等運営資金融資	-	(1)預託金の必要性について

番号	項目名	監査結果	意見
第7	小規模企業者小口 簡易資金融資制度	-	(1) 大津市の損失負担について
第8	中小企業経営安定 化資金融資制度	-	-
第9	大津市勤労者住宅 リフォーム資金貸 付金	-	(1) 制度の利便性の検討
第10	大津市勤労者教育 資金貸付金	-	(1) 制度の利便性の検討
第11	大津市水洗便所改 造資金貸付金	-	(1) 融資が不可となった申請者へ の今後の対応について
第12	大津市社会福祉施 設等整備資金貸付 金	-	(1) 制度の必要性の検討
第13	大津市公害防止、 環境保全施設整備 等資金貸付	-	(1) 制度の周知について
第14	大津市文化財保護 資金貸付金	-	-

個別的検討事項

第 1 . 母子寡婦福祉資金貸付金

1 . 担当部署 福祉子ども部 子ども家庭課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

母子寡婦福祉資金貸付金は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸付けるものである。

この制度は平成 20 年度末までは滋賀県において実施されてきたが、平成 21 年 4 月 1 日より大津市が中核市となったことに伴い、滋賀県から移管されたものである。財源については 3 分の 1 について地方公共団体で負担し、残りの 3 分の 2 を国から地方公共団体への無利息での貸付という形で国が負担することとなっている。制度上当該貸付事業については特別会計を設けることになっており、貸付金の財源として地方公共団体が一般会計から繰り入れた金額の 2 倍を国が地方公共団体に貸付けるということとなっている。当該貸付金の移管の際、地方公共団体の負担部分である 3 分の 1 について滋賀県から譲渡を受けており、その譲渡価額は過去の滋賀県における回収実績を勘案して算定されている。そして、滋賀県が国から借入れていた 3 分の 2 については、大津市が国から借入れるという形に付け替えられることになる。

滋賀県から大津市に譲渡される貸付金等の金額及び国からの借入額は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	総額	元金	利子	違約金
滞納分	10,770	9,641	132	995
未調定分	313,419	313,269	150	-
合計	324,190	322,911	283	995
うち、滋賀県負担分	110,451	109,172	283	995
譲渡価額	96,189	96,189	-	-
国からの借入額	213,738	213,738	-	-

平成 21 年度に大津市において実施される母子寡婦福祉資金貸付金は以下の表のとおりである。

資金名	貸付対象等	
事業開始	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、材料、機械等の購入資金
事業継続	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
修学	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能修得	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
修業	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護	母子家庭の母又は児童 寡婦	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金
生活	母子家庭の母 寡婦	知識技能を習得している間、医療介護資金を借り受けて医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない（7年未満）母の生活を安定・継続する間（生活安定期間）又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金
住宅	母子家庭の母 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するために住宅の賃借に必要な資金

就学支度	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金
結婚	母子家庭の母が扶養する児童 寡婦が扶養する子	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に関し必要な資金

また、各貸付金の条件等は以下のとおりである。

資金名	貸付限度額	償還期限	利率	
			連帯保証人有	連帯保証人無
事業開始	個人 2,830 千円 団体 4,260 千円	7 年以内	無利子	1.5%
事業継続	個人 1,420 千円 団体 1,420 千円	7 年以内	無利子	1.5%
修学	学校や自宅通学か否かによって異なる 月額 18 千円～64 千円	10 年以内 専修学校(一般過程)は5年以内	無利子	無利子
技能修得	月額 65 千円	10 年以内	無利子	1.5%
修業	月額 65 千円	6 年以内	無利子	無利子
就職支度	100 千円 自動車購入を含む場合は 220 千円	6 年以内	無利子	母等の就職 1.5% 子の就職 無利子
医療介護	医療分 340 千円 介護分 500 千円	5 年以内	無利子	1.5%
生活	一般 月額 103 千円 技能 月額 141 千円	技能修得 10 年以内 医療・介護 5 年以内 生活安定 8 年以内 失業 5 年以内	無利子	1.5% (一部無利子の場合あり)
住宅	1,500 千円	6 年以内	無利子	1.5%
転宅	260 千円	3 年以内	無利子	1.5%

就学支度	学校や自宅通学か否かによって異なる 39 千円～590 千円	大学（短大）10 年以内 高校その他 5 年以内	無利子	無利子
結婚	300 千円	5 年以内	無利子	1.5%

(2) 根拠法令等

母子及び寡婦福祉法

(3) 滋賀県からの債権譲渡の方法

債権譲渡の根拠

大津市が平成 21 年 4 月 1 日に中核市に指定されたことに伴い、「指定都市、中核市又は特例市の指定があった場合における必要な事項を定める政令（昭和 38 年政令第 11 号）」及び「厚生労働省児童雇用均等・児童家庭局長通知（平成 7 年 4 月 1 日児発第 370 - 2 号「中核市における母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する事務処理について」）」に基づき、大津市の区域内に住所を有する者に対する母子及び寡婦福祉資金に係る債権を譲渡することとなった。

債権譲渡額の算定

大津市が滋賀県から譲渡される債権は平成 20 年度末の滋賀県における貸付残高のうち、県が一般会計から負担した部分に限られている。昭和 32 年度以降は貸付金増額分のうち 3 分の 2 については国から無利息で借入れており、これについては国からの貸付先が滋賀県から大津市に移管されるのみで実際の資金移動は発生しない。大津市が滋賀県から譲渡される債権は国負担以外の部分であり、それぞれの負担部分は次の計算式によって算定されている。

・大津市に移管される国からの借入金 =

$$\text{大津市に移管される貸付金総額} \times \frac{\text{滋賀県における国からの借入残高}}{\text{滋賀県における貸付金残高}}$$

・滋賀県から買取る貸付金 =

$$\text{大津市に移管される貸付金総額} \times \frac{\text{滋賀県における一般会計からの繰入額}}{\text{滋賀県における貸付金残高}}$$

+ 利子 + 違約金

国からの借入金については今回の移管については資金の移動はないが、今後大津市における貸付金残高の増減に伴って追加の借入又は返済が発生し、仮に大津市が当該貸付事業を廃止した場合は全額を返済しなければならない。

利子及び違約金については平成 20 年度末で未収となっているものであり、滋賀県が全額放棄し、大津市に譲渡することとなったものである。

上記の算式で滋賀県から譲渡される貸付金の金額は算出されるが貸付金の中には回収が困難となっている不良債権も含まれている。不良債権を含んだ貸付金をそのまま額面で買取るとは大津市としては不利益となるため、譲渡金額については以下の方法により回収不能分を見積り、債権総額から控除して譲渡価額を決定している。

- ・ 滞納分：過去 3 年間における大津市域の過年度分の平均償還率により、3 年間分の償還予想額を積み上げて算出。
- ・ 未調定分（返済期限未到来の貸付金）：過去 3 年間における大津市域の現年度分の平均償還率及びその滞納分に係る過年度分の平均償還率により、3 年間分の償還予想額を積み上げて算出する。
- ・ 利子及び違約金：未収の利子及び違約金については全額が回収不能と見積る。

以上により決定した譲渡価格について平成 22 年度から 10 年間の年賦払いで滋賀県に支払う予定となっている。

なお、これらの協議内容については、滋賀県が国に報告し、厚生労働大臣が財務大臣及び総務大臣との協議の上決定することとなっている。

(4) 貸付金の状況

平成 21 年 4 月 1 日現在での貸付金の状況は表のとおりである。

(単位 : 千円、件)

資金名	未調定額			滞納額			
	件数	元金	利子	件数	元金	利子	違約金
事業開始	3	1,894	-	3	2,598	120	214
事業継続	-	-	-	-	-	-	248
修学	229	200,527	-	39	5,911	-	423
技能修得	23	17,275	-	1	5	-	-
修業	7	4,872	-	-	-	-	-
就職支度	-	-	-	-	-	-	-
生活	23	31,855	-	1	6	-	0
医療介護	-	-	-	-	-	-	-
住宅	4	3,364	124	1	68	0	104
転宅	4	681	25	4	333	12	-
就学支度	179	52,718	-	19	718	-	5
結婚	-	-	-	-	-	-	-
児童扶養	1	80	-	-	-	-	-
合計	473	313,269	150	68	9,641	132	995

件数は元金の件数

なお、平成 22 年 1 月末までに新規貸付決定額及び件数は以下のとおりである。

(単位 : 千円、件)

資金名	貸付決定額	決定件数
事業開始	-	-
事業継続	-	-
修学	16,040	34
技能修得	3,094	7
修業	600	1
就職支度	-	-
生活	3,811	9
医療介護	-	-
住宅	-	-
転宅	170	1
就学支度	1,850	6
結婚	-	-
児童扶養	-	-
合計	25,565	58

新規の貸付申請があった場合、毎月 1 回開催される「母子寡婦福祉資金貸付審査会」で審査が行われる。審査会では、申請者の資格要件や添付書類、回収可能性等についての審査を行っている。

(5) 貸付金管理システム

大津市では当該貸付金を管理するために新たにシステムを導入している。このシステムでは個々の債権の管理と納付書の発行、及び入金消し込みを行っている。コストとしては平成 21 年度予算で 3,250 千円を事務費として計上しているが、集計機能が十分に備わっていないため、システムとは別にエクセルにて別途管理をせざるを得ない状態となっている。

(6) 実施した監査の手続き

債権譲渡について

母子及び寡婦福祉資金の貸付に関しては、中核市への移行に伴う県からの債権譲渡に際する譲渡価格の算定方法等については平成 7 年 4 月 1 日付で厚生省児童家庭局長から各都道府県知事に通知された文書により指示されている。債権譲渡価額に関しては、滋賀県から提示された資料を閲覧し、定められた方法で買取り額が算定されていることを確認した。

貸付実行手続きについて

平成 21 年度の新規貸付について、相談受付から申請、審査についての手続きをヒアリングし、申請書類及び審査記録等を閲覧し、定められた手続きどおりに貸付が実行されていることを確認した。

債権管理について

滞納債権の状況及び債権管理の方法についてヒアリングするとともに管理システムの運用状況や帳票について確認した。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 国からの借入額の妥当性

債権の譲渡価額の決定過程において、回収不能見込額を考慮するのは滋賀県が一般会計から支出した部分、すなわち貸付金残高の 3 分の 1 のみであり、国からの借入部分に関しては一切考慮されていない。「2. 内容及び概要」で示したとおり、貸付金残高 322,911 千円のうち、滋賀県負担分は 109,172 千円であるが、この滋賀県負担分について回収不能見込額 12,982 千円を控除した 96,189 千円で譲渡されることになる。しかし、国からの借入額 213,738 千円は回収不能見込額を考慮することなくそのまま引き継いでいる。この借入については当該貸付事業を廃止する場合には借入金全額を、当該貸付金の特別会計における剰余金が一定金額を超過する場合にはその超過額を返還することになっている。ここに言う一定金額とは過去 3 年間に於ける貸付金残高平均の 2 倍の額である。従って貸付事業の廃止や大幅な貸付残高の減少といった特殊な場合にのみ借入金の返済義務が生ずることになる。

当面は返済の必要のない借入ではあるものの、国に対する債務であることに間違いはない。貸付事業を廃止する可能性が全くないとも言い切れない。その際、国に対する返還額は今回滋賀県から付け替えられる 213,738 千円を基礎とした額が妥当であるかという疑問が残る。平成 21 年 3 月末以前に決定した貸付金について発生した回収不能額については滋賀県も負担をすべきである。前述のとおり、滋賀県から譲渡される貸付金については回収不能見込額を考慮しているのであるから、国からの借入額についても同様の考慮をすべきである。

この件に関して、大津市は滋賀県に対して負担を求めたとのことであるが、国からの借入の負担関係については規定されておらず、前例もないこと等からこの申し入れに関しては拒否されたとのことである。

国からの借入金に対して滋賀県からの債権譲渡額の算定時に使用したものと同一の回収不能見込率を適用した場合、大津市に付替えられるべき借入額は 188,280 千円と算定され、

213,738千円との差額25,458千円が過大に付替えられている借入金であると考えられ、大津市としてはこの点を認識しておくべきである。

(2) 国からの借入額の確認

国からの借入に関しては滋賀県から付替えられる額が213,738千円であると記載しているが、これは滋賀県からの債権買取額を算定する過程で算出されてきた金額であり、国から大津市に対して通知された金額ではない。厚生労働省に問い合わせても大津市に対して国から貸付けた額を通知することはないとのことである。前述の「厚生労働省児童雇用均等・児童家庭局長通知（平成7年4月1日児発第370-2号「中核市における母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する事務処理について」）」によると、「債権の譲渡に伴い、国が中核市に対して（中略）貸付けたとみなす額は、厚生大臣（厚生労働大臣）が大蔵大臣（財務大臣）と協議して決定されるものである。」とされており、その計算方法については記載されていない。また、滋賀県から大津市に対して国から付替えられる借入額を正式に通知される予定もないとのことである。従って現在大津市が認識している借入額は計算上算定された額に過ぎず、大臣が協議して決定した正式な金額とは言えない。通常の経済活動で債権者と債務者が金額の確認をすることなく取引を行うことは考えられず、債権者である国は債務者である大津市に対して決定された貸付金の額を正式に通知するべきである。

この報告書は大津市の包括外部監査報告書ではあるが、この点に関しては国に対して改善を求めるものである。

(3) 貸付金管理システムについて

当該貸付金を管理するために大津市ではシステムを新たに導入しているが、本格運用から間もないことから、このシステム単独で貸付金を管理することができていない。システムでの集計作業について職員が不慣れなこともあり、このシステムの他にエクセルにて管理資料を作成し、必要な資料を作成している。部分的にはあるがシステムとエクセルでの二重管理状態である。現在、システム単独で管理できるようエクセルでの作業をシステムに移行していく方向で進んでいるとのことであるが、早急に二重管理の状態を解消する必要がある。

(4) 債権管理について

当該貸付は、今年度から始まった事業であり、「母子及び寡婦福祉資金貸付審査基準」等のマニュアルを作成しているものの、改訂すべき事項が見受けられるため、必要に応じて順次改訂していくとのことである。督促状や催告書の発送等滞納が発生して以降についても大まかな業務フローはあるが、対応方法や法的手続きに至る基準やその方法等詳細なマニュアルが整備されていないため、早急に整備する必要がある。

また、当該貸付金について滋賀県から大津市に移管された債務者は中核市への移行時（平成 21 年 4 月 1 日現在）において大津市の区域内に住所（住民登録）を有する者となっているため、移管からの経過日数が短いことから平成 21 年 12 月現在においては市外に在住する滞納者は存在しないとのことである。しかしながら、母子・寡婦福祉資金貸付金にはその償還期間が最長で 10 年にわたるため、その間に債務者が市外へ転出することは十分に考えられる。このため、市外への転出者が滞納した場合の回収業務の体制を検討する必要がある。市外在住の滞納者は他部署でも発生しており、その債権の回収は困難な状況となっている。債権の発生部署だけの対応では人的、経済的にも非効率であり、全庁の滞納債権を一括して管理、回収を行う部署の設置が必要である。

第 2 . 大津市公設地方卸売市場集荷奨励特別資金貸付

1 . 担当部署 産業観光部 公設地方卸売市場

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

大津市公設地方卸売市場における安定した集荷の確保と品揃えの充実を図るため市場に入場する卸売業者に対して集荷奨励等の資金を貸付するものである。この制度による貸付の対象となる業者は、大津市公設地方卸売市場条例（昭和 63 年条例第 18 号）に定める卸売業者（青果部門 1 社、水産部門 1 社）であり年度当初に無利息、無担保（但し、連帯保証人 2 名が必要）にて貸付けられ、年度末までに一括返済される。従って期末貸付金残高は無く、現在まで返済が滞ったことはないとのことである。

(2) 根拠法令等

大津市公設地方卸売市場集荷奨励特別資金貸付要綱

(3) 貸付金の状況

過去 3 年間における貸付金の状況は以下のとおりである。

(単位：千円、件)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付実行額	50,000	60,000	35,000
貸付件数	2	2	1
期末貸付残高	-	-	-

平成 20 年度以降、貸付件数は 1 件のみとなっている。

(4) 実施した監査の手続き

貸付に際して提出される申請書類等、及び決裁文書を閲覧し、適切な手続きに従って貸付が実行されていることを確認した。

3 . 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 制度の実効性について

貸付の手続き及び回収状況に関しては問題ないと思われる。しかし、当該貸付けの実効性に関しては疑問が残る。

当該貸付金の趣旨は制度の概要にもあるように卸売業者の安定した集荷の確保と品揃えの充実を図ることである。また、要綱には明確に記載されていないものの、貸付けの際には地元産品の取り扱いに充当して欲しいとの申し入れを行っている。しかしながら貸付額は卸売業者の年間取扱額に比してあまりに少額であり、貸付けによる効果を検証することはできない。卸売業者は滋賀県産の農産物を取り扱ってはいるものの、この貸付けを廃止した場合に、当該貸付額に相当する地元産の農産物の取扱いが減少するのか、逆に貸付額を増額させることで、それに見合う地元産品の取扱高が増えるのかは疑問である。

一方で大津市は卸売業者から、売上高割使用料として取扱高の一定割合を徴収している。貸付けによって取扱量が増えれば大津市の収入も増加するとのことである。取扱高が増えれば大津市の収入も増えるのは事実である。しかしこれも全体の取扱高から比べると貸付額があまりに小さいため、貸付けを原資とした取扱高の増加であると断定することは困難である。逆に借入する業者の立場では無利息、無担保という条件は非常に魅力的であると思われるが、経営の根幹をなす仕入について借入金に依存することは経営上のリスクが高く、仮に貸付金の枠が増額になったとしても取扱額に影響を及ぼすほどの金額を受け入れるとは考えにくい。実際、平成20年度の貸付件数は1件に減少しているが、これは卸売業者からの借入申込みがなかったから、すなわち当該貸付金を必要としていないということである。現在実行中の1社についてもこの資金が必要とされているのか、そして有効に活用されているのかを検討する必要がある。

第3．大津市民病院及び大津市立介護老人保健施設（ケアセンター おおつ）に対する短期資金の貸付

1．担当部署 企業局 経理課

2．内容及び概要

（1）制度の概要

当該貸付は制度として定められているものではなく、昭和51年に大津市長及び大津市収入役と大津市水道、ガス事業管理者との間で締結された歳計現金の融通に関する協定書に基づいて実行されている。

毎年期首に企業局ガス事業の余剰資金を貸付け、期末に利息を含めて一括回収しているものである。

（2）根拠法令等

大津市長と大津市水道、ガス事業管理者との間における、企業会計に属する現金の融通に関する協定書（平成14年9月17日）

大津市長と大津市水道、ガス事業管理者との間における、企業会計に属する現金の融通に関する協定書（平成18年3月17日）

（3）貸付金の状況

過去3年間における貸付金の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	貸付先	貸付額	回収額	期末残高
平成18年度	大津市民病院	1,000,000	1,000,000	-
	ケアセンターおおつ	50,000	50,000	-
平成19年度	大津市民病院	1,300,000	1,300,000	-
	ケアセンターおおつ	100,000	100,000	-
平成20年度	大津市民病院	1,300,000	1,300,000	-
	ケアセンターおおつ	100,000	100,000	-

(4) 実施した監査の手続き

大津市民病院及びケアセンターおおつに対する貸付けに際し、作成された起案書とそれに添付された借入依頼書及び借入申込書を閲覧し適切な承認を得られていることを確認し、これに基づき協議書が作成されていることを確認した。また、貸付けの根拠となっている協定書を確認した。

(5) 運用の状況

平成 19 年度以降においては、毎年大津市民病院に対し 13 億円、ケアセンターおおつに対しては 1 億円が貸付けられており、利率は普通預金と同程度となっている。

貸付けに際しての手続き等については適正に承認された上で実行されており、特に問題はないと思われる。

また、当該貸付金はいずれも年度末には一括返済されているため利息も含め延滞等は発生していない。

企業局としては資金余剰の範囲内で貸付に応じているものの、現状が限度と考えている。

貸付利率が普通預金の預金利息と同程度の水準と低利での貸付ではあるが、同一の地方自治体内における資金融通であるため、これも特に問題はないと考えられる。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

記載すべき事項はない。

第 4 . 住宅新築資金等貸付金

1 . 担当部署 都市計画部 住宅課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

旧地域改善対策特別措置法第 1 条に規定する対象地域に居住する者で、住宅の新築、購入若しくは改修又は住宅の用に供する土地を取得しようとする者に対して必要な資金の貸付を行い、当該地域の居住環境の改善を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としている。

この制度は平成 9 年度に廃止されており、現在は債権管理業務のみである。

(2) 根拠法令等

大津市住宅新築資金等貸付条例

大津市同和対策持家住宅建設資金貸付規則

(3) 貸付金の状況

過去 3 年間における貸付金の年度末残高は以下のとおりである。

(単位 : 千円、件)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
住宅新築資金貸付金	金額	17,780	14,527	13,089
	件数	14	12	9
住宅改修資金貸付金	金額	1,339	1,236	1,187
	件数	3	3	2
宅地取得資金貸付金	金額	8,426	7,108	6,157
	件数	13	12	11
持家住宅建設資金貸付金	金額	1,033	989	967
	件数	1	1	1
合 計	金額	28,579	23,862	21,401
	件数	31	28	23

(4) 実施した監査の手続き

貸付金の台帳を閲覧し、回収状況等についてヒアリングを実施した。

3 . 監査結果

記載すべき事項はない。

4 . 意見

(1) 不納欠損処理について

当該制度は平成 9 年度に廃止されているため、現在では債権管理業務だけとなっている。債務者 14 名のうち行方不明者は 1 名、その他については本人あるいは連帯保証人と連絡を取っているとのことである。今後も回収努力を継続していく必要があるが、行方不明者については不納欠損処理の検討が必要である。

第 5 . 国民年金保険料貸付金

1 . 担当部署 健康保険部 保険年金課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

国民年金の保険料が困難な者に対し、その納付に必要な資金を貸付け、年金給付水準の向上により、老後の所得の充実強化を目的としている。

資金は、市内に住所を有する 60 歳以上の者で、その者に係る保険料納付期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上である者が保険料を追納することができる場合において、その追納が困難であると認められるときに無利息で貸付けられる。

貸付額のうち 3 分の 1 を大津市、3 分の 2 を滋賀県が負担している。滋賀県負担分は大津市に対する貸付という形で実行され、融資対象者には大津市から全額が貸付けられる。また、滋賀県から貸付けられた 3 分の 2 については貸付から 7 年後に一括返済することになっている。

当該制度は平成 12 年 9 月をもって廃止されており、平成 21 年 3 月末未償還額は 1 件、95 千円となっている。

(2) 根拠法令等

滋賀県国民年金低所得者貸付資金貸付要綱
大津市国民年金保険料貸付条例

(3) 貸付金の状況

過去 3 年間における貸付金の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末
貸付残高	149	113	95
件数	1	1	1

(4) 実施した監査の手続き

貸付金の状況をヒアリングを実施した。

3 . 監査結果

記載すべき事項はない。

4 . 意見

記載すべき事項はない。

第 6 . 大津市公設地方卸売市場卸売業者運営資金融資

大津市公設地方卸売市場仲卸業者等運営資金融資

1 . 担当部署 産業観光部 公設地方卸売市場

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

この制度は大津市公設地方卸売市場条例に定める卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し、業務上必要な運営資金の融資を斡旋するものである。融資利率は2.4%（平成21年度）融資期間は60ヶ月となっている。また、要綱では融資を受けるには取扱金融機関の定めるところにより保証人を選任し、担保等を提供する必要があるとなっているが、保証協会の保証があれば融資可能とのことである。

融資の斡旋に当たっては、大津市ではほとんど関与しないとのことである。融資の希望者は取扱金融機関に直接融資の申請に行き、審査を経て実行される。市には実行後に報告があるのみとなっている。また、仮に融資額が回収不能となっても大津市が損失額を負担することはないとのことである。

(2) 根拠法令等

大津市公設地方卸売市場卸売業者運営資金融資要綱

大津市公設地方卸売市場仲卸業者等運営資金融資要綱

(3) 貸付金の状況

過去3年間における貸付金の状況は以下のとおりである。

大津市公設地方卸売市場卸売業者運営資金融資

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付実行額	-	-	-
貸付金期末残高	-	-	-
預託金額	14,285	14,193	10,000

大津市公設地方卸売市場仲卸業者等運営資金融資

(単位：千円、件)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付金期末残高	135,542	161,256	85,838
期末貸付件数	26	32	21
貸付実行額	218,700	260,900	224,900
貸付実行件数	26	32	23
預託金額	104,552	106,643	80,564

(4) 実施した監査の手続き

融資の状況及び事務手続きについてヒアリングを実施した。また、平成 20 年度末における金融機関からの報告書を閲覧した。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 預託金の必要性について

大津市公設地方卸売市場卸売業者運営資金融資に関しては過去 5 年以上貸付実績がない。そもそも対象となる卸売業者は 2 社のみであるため、貸出実績がないのも不自然なことではない。これに対して平成 20 年度は金融機関に対して 10,000 千円を預託している。少なくとも過去 5 年間は全く利用されなかった貸付制度のために毎年 10,000 千円以上が預託され、拘束された資金となっていた。金融機関との協定書によると年度途中での追加の預託も可能であると読み取れるため、必要に応じて預託する等の柔軟な対応ができないのか検討の余地がある。

また、この融資制度そのものの問題として、公設市場内の卸売業者及び仲卸業者等という特定の業者に対して大津市が資金的に優遇する必要性があるのか疑問である。当該貸付制度を利用することによって、通常よりも低い金利で融資を受けられるとのことである。

大津市民の食生活向上という公共的な一面もあるのは理解できるが、なぜ、大津市公設地方卸売市場に入場する卸売業者、仲卸業者及び関連事業者という特定の業者の借入金利を優遇するために大津市は資金を預託する必要があるのか、その根拠を明確にする必要がある。

第 7 . 小規模企業者小口簡易資金融資制度

1 . 担当部署 産業観光部 産業政策課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

大津市内の小規模企業者の事業経営を安定させるため、簡易かつ低利でその事業の用に供する小口資金の融資を斡旋するものである。融資の対象となるのは大津市内に事業の本拠を有し、常時使用する従業員の数が 20 人（商業・サービス業については 5 人）以下の会社又は個人であって、「小口零細企業保証制度」の対象者となる者である。

資金の用途は運転資金又は設備資金であり融資限度額は 12,500 千円（但し、全国の保証協会の既存保証残高と合算して 12,500 千円以内）となっている。

融資の申込み窓口は商工会議所及び商工会となっており、商工会議所又は商工会で企業の実地調査を行い、この報告書をもとに大津市の金融審査委員会での審査を経て融資の斡旋を決定し、申込者が取扱い金融機関で融資の申込みを行うことになる。

当融資は滋賀県信用保証協会が全額保証しており、金融機関が回収不能となった場合、保証協会が代位弁済を行う。そして保証協会は代位弁済した金額の 100 分の 16 について損失補償として大津市に対し請求を行い、このうち 100 分の 8 については滋賀県から補助金として入金されるため、回収不能債権が発生した場合、大津市は回収不能額の 100 分の 8 について負担することとなる。

(2) 根拠法令等

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則

(3) 貸付金の状況

過去3年間の融資の状況は以下のとおりである。(単位：件、千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
金融審査委員会審査件数	272	322	107
融資実行額	1,390,056	1,621,147	361,410
融資実行件数	268	311	98
年度末貸付残高	3,507,536	3,019,507	1,448,479
年度末貸付件数	1,203	1,075	675
預託金額	134,900	114,400	85,100
大津市負担損失補償	10,927	12,911	16,794
損失補償件数	45	48	62

・金融審査委員会の審査月と融資実行月とは異なるため、表の審査件数と実行件数の差が全て審査を通らなかったということではない。

・平成20年度に融資実行額、件数が大幅に減少したのはセーフティネット保証による融資(注)に流れたためと思われる。

また、大津市が負担する損失補償額は3年連続して増加しており、経済情勢の悪化を反映していると言える。

(注)セーフティネット保証とは取引先企業等の倒産、取引先金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業の資金繰り円滑化を図るために保証協会による通常の保証とは別枠で保証を行う制度である。平成20年10月に緊急保証制度が創設されこの保証を受けることができる業種が大幅に拡大されたためにこの制度を利用した融資が大幅に増えることとなった。

(4) 実施した監査の手続き

融資斡旋に関し、商工会議所からの報告書を閲覧するとともに金融審査委員会において審査され、所定の手続きを経ていることを確認した。

融資残高の把握については毎月各金融機関から融資の状況に関する報告書を入手しており、これを基に一覧表を作成していることを確認した。

損失補償に関しては保証協会からの代位弁済に関する明細書を閲覧し、これに基づいて損失補償額を支払っていることを確認した。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 大津市の損失負担について

融資斡旋については、定められた手続きに従って審査及び事務手続きがなされており、特に問題はないと思われる。

一方で大津市は回収不能となった債権についてはその損失の一部を負担しなければならない。ただし、大津市は貸付金の回収に関しては一切関与していないため、損失補償額を低減させるためには金融審査の段階で融資斡旋基準を厳しくせざるを得ない。市内の小規模事業者の事業安定化のため、現状程度の負担はやむを得ないとするのか、あるいは大津市の負担を少しでも軽くするために融資先企業を厳しく選定するかは当該融資制度の趣旨に照らして大津市が慎重に判断しなければならない。いずれにしても、金融機関及び保証協会と連絡を密に取り、損失負担を最小限に止めるよう措置を講じる必要がある。

第 8 . 中小企業経営安定化資金融資制度

1 . 担当部署 産業観光部 産業政策課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

大津市内中小企業者の経営の合理化と健全な育成発展を図るため、資金の融資を斡旋するものである。資金の用途は運転資金又は設備資金で融資の対象となるのは大津市内に事業の本拠を有し、次のいずれかに該当する者である。

資本金又は出資金が 3 億円（卸売業は 1 億円、小売業、サービス業は 5 千万円）以下、もしくは常時使用する従業員の数が 300 人（卸売業・サービス業は 100 人、小売業は 50 人）以下の会社又は個人
協同組合、協業組合、商工組合等
常時使用する従業員の数が 300 人以下の医療法人

以上のように当該融資制度は「 1 . 小規模企業者小口簡易資金融資制度」よりも対象とする事業者の規模が大きく設定されており、小口簡易資金融資制度では融資することのできない比較的大きな規模の事業者への融資斡旋制度である。また、融資斡旋の可否を審査する機関は小口簡易資金融資制度と同じ「金融審査委員会」で実施されるが回収不能となった場合でも大津市は損失を補償しない。

(2) 根拠法令等

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則

(3) 貸付金の状況

(単位：千円、件)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
融資実行額	-	6,000	16,610
融資実行件数	-	1	3
年度末貸付残高	11,620	13,471	22,684
年度末貸付件数	3	3	5
預託金額	1,500	1,000	1,400

(4) 実施した監査の手続き

融資斡旋に関し、商工会議所からの報告書を閲覧するとともに金融審査委員会において審査され、所定の手続きを経ていることを確認した。

融資残高の把握については毎月各金融機関から融資の状況に関する報告書を入手しており、これを基に一覧表を作成していることを確認した。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

記載すべき事項はない。

第 9 . 大津市勤労者住宅リフォーム資金貸付金

1 . 担当部署 産業観光部 産業政策課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

住宅リフォーム資金融資制度は、勤労者の住環境の向上並びに勤労意欲の増進及び生活の安定を図るために、勤労者に対し住宅リフォーム資金の融資を斡旋するものである。取扱金融機関は近畿労働金庫のみであり、融資対象者は、勤労者であって次のいずれにも該当する者である。

自己が市内に所有し、継続して1年以上居住の用に供している住宅をリフォームしようとする者。この場合において、同居の1親等の血族若しくは姻族又は配偶者の名義（共有名義を含む）の住宅は自己の所有する住宅とみなす。

同一の事業所に1年以上引き続いて勤務している者。

市内に1年以上住所を有する者。

市税（大津市以外の市町村から課税されたものを含む）を完納している者。

融資に係る元利金の償還見込が確実な者であり、かつ、取扱金融機関が認める保証機関の保証を受けられる者。

(2) 根拠法令等

大津市勤労者住宅リフォーム資金融資要綱

(3) 貸付金の状況

過去3年間における貸付の状況は以下のとおりである。

(単位：千円、件、%)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付実行額	-	-	-
貸付実行件数	-	-	-
金利	4.1	3.6	3.6
年度末貸付残高	24,814	19,160	14,279
年度末貸付件数	13	11	9
預託金額	30,000	15,000	10,000

平成 15 年以降は貸付け実績がなく、回収のみである。金利等の貸出条件が一般の住宅ローンと大差ないことから問い合わせそのものが少ない。ただし平成 2 1 年度については台

風による被害が発生したこと及び、10月以降の貸出金利を切り下げた(2.1%)ことにより問い合わせはあるとのことである。

(4) 実施した監査の手続き

制度及び概況についてヒアリングを実施した。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 制度の利便性の検討

現時点では取扱金融機関による回収のみであるため、当該金融機関からの報告書を受けるのみである。滞納等は発生していないとのことであるが、仮に回収不能となっても大津市が損失を負担することはないため、リスクはない。

ただし、ここ数年貸出実績がないということに関しては今後検討の必要がある。

貸付け実績がない理由としては主として以下のことが考えられる。

リフォーム資金貸付けの需要そのものがない

当該制度のことが十分に周知されていない

他の金融機関からより有利な条件で融資を得ることができる

取扱金融機関あるいは保証機関での審査が通らない

例えば に起因するものであれば制度の必要がないということであろうし、 であれば周知の方法を検討する必要がある。 あるいは であれば制度の趣旨に鑑み、必要であれば条件等を緩和することにより市民が利用しやすくする等の措置を検討する必要がある。まずは原因の調査を行い、市民にとって有用な制度となっているのかを検証する必要がある。

また、現在当該制度を取扱っているのは近畿労働金庫のみであるが、他の金融機関に取扱いを拡大していく余地があるのか検討を要する。

第 10 . 大津市勤労者教育資金貸付金

1 . 担当部署 産業観光部 産業政策課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

教育資金貸付制度は、勤労者又はその子若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する大学、短期大学又は専門学校で修業年限が2年以上であるものに就学するのに必要な資金を斡旋することにより、勤労者の生活の安定と勤労意欲の増進を図り、もって勤労者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

取扱金融機関は近畿労働金庫のみであり、融資の対象となる者は、大学等に就学する勤労者又は就学する子等を有する勤労者で以下のいずれにも該当する者である。

市内に住所を有する者又は市内に所在する事業所等に勤務する者

融資に係る元利金の償還の見込みが確実であり、かつ、取扱金融機関が適当と認める保証機関の保証を受けることができる者

同一の事業所等に1年以上引き続いて勤務している者

市町村民税を完納している者

(2) 根拠法令等

大津市勤労者教育資金融資規則

(3) 貸付金の状況

過去3年間における貸付の状況は以下のとおりである。

(単位：千円、件、%)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
貸付実行額	2,710	1,060	610
貸付実行件数	5	2	1
金利	2.40	2.45	2.40
年度末貸付残高	27,318	17,424	10,182
年度末貸付件数	63	44	29
預託金額	20,000	20,000	7,000

教育資金貸付についてもリフォーム資金同様貸付け実績が低調である。

(4) 実施した監査の手続き

平成20年度貸付分について斡旋決定に係る決裁文書及び近畿労働金庫からの回付文書等を閲覧し、定められた手続きに従って斡旋が決定されていることを確認した。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 制度の利便性の検討

融資斡旋の手続きについては特に問題はないと思われる。しかし、教育資金についてもリフォーム資金同様市民に対して有効に利用されているのかを検証する必要がある。また、他の金融機関への取扱いの拡大の余地についても検討を要する。

第 1 1 . 大津市水洗便所改造資金貸付金

1 . 担当部署 建設部 下水道管理課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

大津市における下水の処理区域内において、既設のくみ取り便所又はし尿浄化槽を水洗便所に改造しようとする者に対して、市がその改造に必要な資金の融資を斡旋することにより、水洗便所の普及整備を図ることを目的としている。従って市が直接融資を実行するのではなく斡旋した金融機関が融資を実行することになる。

融資は 1 件につき 100 千円以上の改造資金を要する工事について行われ、自己の居住用家屋の便所を水洗便所に改造する場合は 1 件につき 1,000 千円、共同住宅の便所を水洗便所に改造する場合は 1 件につき 3,000 千円を限度としている。融資の条件は利率 1.8% で償還期限は 60 ヶ月以内となっている。

平成 20 年度末貸出残高は 18 件 5,243 千円となっており、過去に延滞等は発生していないとのことである。

(2) 根拠法令等

下水道条例

大津市水洗便所改造資金貸付取扱要領

(3) 貸付金の状況

過去 3 年間における貸付金の状況は以下のとおりである。

(単位 : 千円、件)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
融資実行額	2,500	2,200	3,700
融資実行件数	4	3	6
年度末貸付残高	5,943	5,285	5,243
年度末貸付件数	29	19	18
預託金額	22,000	22,000	22,000
融資申込件数	13	8	8

年間の融資実行件数は年間で数件となっている。ただし、金融機関の審査段階で融資不可と判断される場合があり、水洗便所への切替えができない一因となっている。

(4) 実施した監査の手続

貸付金の概要をヒアリングするとともに、取扱金融機関との協定書及び平成 21 年 3 月における金融機関からの貸出状況報告書を閲覧した。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 融資が不可となった申請者への今後の対応について

融資の実行件数は年間でも数件となっているが、申請件数はこれよりも多い、金融機関の審査で融資不可となるためであり、このため資金面の理由から水洗便所に改造することができない場合もあるとのことである。水洗便所への改造ができないと一軒のためにくみ取り作業をする必要があり、また近隣住民からの苦情も発生する。

平成 20 年度末における、大津市内の下水道処理区域内での水洗化率は 97.1% (人口比) となっており、残りの 3%弱が水洗便所に改造しなければならない人口とされている。内訳としては単独浄化槽人口が 4,746 人、くみ取人口が 2,588 人である。

下水道法第 11 条の 3 では処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は (中略) その便所を水洗便所に改造しなければならないとされている。

これに対し、大津市下水道条例第 9 条では「処理区域内において、くみ取便所を設けている者は、その便所を水洗便所に改造するよう努めなければならない。」とされており、第 10 条においては「市長は、くみ取便所を水洗便所に改造する者に対し、当該くみ取便所等の改造に必要な資金の一部を助成する等の措置を講ずるものとする」となっている。

ここに言う「資金の一部を助成する等の措置」に対応したものが当該改造資金貸付の斡旋であると思われるが、融資を受けることができないため法律上義務付けられている水洗便所への改造ができない状況については別途何らかの方策が必要である。

第 1 2 . 大津市社会福祉施設等整備資金貸付金

1 . 担当部署 福祉子ども部 福祉政策課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

この制度は大津市内において社会福祉施設等の建設等を行う者に対し、その必要な資金の貸付けを斡旋し、もって社会福祉の増進を図ることを目的としている。

この制度による社会福祉施設等とは次に掲げる施設である。

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する保護施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設

母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する母子福祉施設

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人福祉施設

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設

介護保険法に規定する介護療養型医療施設

その他市長が特に必要と認めた施設

また、対象となる事業は、社会福祉施設等の新築、改築、拡張、改造及び購入並びに社会福祉施設等の用に供するための用地の取得等とされており、融資の対象者は市内で社会福祉施設等の建設等を行う社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する医療法人で、社会福祉事業又は医療を継続して行う見込みがあり、かつ、貸付金の償還能力があると認められる者とされている。

(2) 根拠法令等

大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則

(3) 貸付金の状況

過去3年間における貸付金の状況は以下のとおりである。

(単位：千円、件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
貸付実行額	-	22,900	-
年度末貸付金残高	32,373	47,084	39,949
年度末貸付件数	3	4	4
預託金額	3,551	2,660	10,718

規則設置後現在までの貸付実績は154,202千円(6件)うち27,090千円(2件)が完済となっている。

(4) 実施した監査の手続き

貸付台帳一覧表を閲覧し、貸付金の状況を検討した。また取扱金融機関が作成した社会福祉施設等整備資金貸付状況報告書を入手し、貸付台帳一覧表と平成20年度末残高が一致していることを確認した。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 制度の必要性の検討

平成3年に規則が制定されて以後現在まで実績は154,202千円(6件)となっており、必要な制度であるのか疑問がある。実績が少ない要因としては貸付の対象者が医療法人又は社会福祉法人が社会福祉施設等を建設する場合等に限定されているため、貸付けの対象になる事業そのものが少ないと考えられる。また、当該制度について積極的には周知されていないということも要因の一つであるかも知れない。いずれにしても今後の制度のあり方及び周知の方法について検討する必要がある。

第 13 . 大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付

1 . 担当部署 環境部 環境政策課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

この制度は中小事業者等に対し、公害の発生の防止または省資源、省エネルギー対策等地球環境の保全対策のための施設の整備等をするために必要な資金の貸付けである。

対象となるのは公害の発生の防止または省資源、省エネルギー対策等地球環境の保全対策のための施設の整備等をする事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業である。

機械、器具、装置もしくは工作物の購入、設置、改造、修理

工場等の移転及び移転に伴う建物の建築、購入、借受

共同利用建物の建築、購入、借受

低公害自動車（別途規定あり）の購入

フロン破壊装置、脱フロン施設等オゾン層保護のために必要な施設の整備

自然エネルギー（太陽光等）利用施設、未利用エネルギー（廃熱等）活用施設、その他地球温暖化物質の排出抑制のために必要な施設の整備

その他、特に市長が認めた事業

貸付額は対象事業に要する経費の 80%以内であり、かつ、10,000 千円（対象事業 に掲げる事業にあっては 15,000 千円）を限度としている。利率は年 2.4%で償還期間は 1 年の据置期間を含め貸付の日から 10 年以内となっている。

また、大津市は貸付額の 30%を取扱金融機関に預託することとなっているが実績に応じた預託となっているため現状では預託金はない。

(2) 根拠法令等

大津市生活環境の保全と増進に関する条例

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則

(3) 貸付金の状況

平成 4 年度を最後に新規貸付実績はなく、平成 9 年度に完済されている。

(4) 実施した監査の手続き

制度の概況についてヒアリングを実施した。

3. 監査結果

記載すべき事項はない。

4. 意見

(1) 制度の周知について

長期間にわたって貸付け実績がないことから制度そのものの必要性が問題となる。

当該貸付金制度は昨今の環境問題に合致した制度であり、需要が全くないとは考えにくい。しかしながら実績が数年間ないというのは制度自体が一般に認知されていないか、あるいは条件的に特に有利なものではないために申請に至らない場合等が考えられる。

大津市は金融業者ではないため、積極的に貸付けを増額させる必要性はないのかもしれない。しかし、資金を必要とする事業者に、このような制度があることを周知できているのか、あるいは融資を受けやすい条件となっているのかの検討も必要である。特に公害防止、環境保全施設整備等資金貸付に関しては、この制度を利用してもらうことにより、大津市は資金面からも環境問題に取り組んでいることをアピールしていく必要がある。

第 1 4 . 大津市文化財保護資金貸付金

1 . 担当部署 教育委員会 文化財保護課

2 . 内容及び概要

(1) 制度の概要

文化財保護のため実施される国・県・市指定文化財及びその他必要とされる文化財保護の促進と、文化財所有者の負担軽減を図るため、金融機関を通じて融資を行ってきた。昭和 47 年度の制度発足以来の実績は貸付件数 48 件、貸付総額 113,198 千円に達したが、補助金制度の充実と財団法人滋賀県文化保護協会に同様の制度があることから平成 13 年度を最後に新規貸付申込みがなく、平成 20 年度をもって当該制度を廃止した。

(2) 根拠法令等

大津市文化財保護資金貸付規則

(3) 貸付金の状況

過去 3 年間における貸付金の状況は以下のとおりである。

(単位：千円、件)

	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末
貸付金残高	1,900	800	-
貸付件数	2	1	-

(4) 実施した監査の手続き

ヒアリングを実施し、貸付状況一覧表を閲覧した。

3 . 監査結果

記載すべき事項はない。

4 . 意見

記載すべき事項はない。